

衆第七十八回国会

## 商工委員会議録第六号

昭和五十一年十月十九日(火曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長 稲村佐近四郎君

理事 近藤 鉄雄君

理事 武藤 嘉文君

理事 上坂 昇君

理事 神崎 敏雄君

理事 海部 駿樹君

木部 佳昭君

塩川正十郎君

萩原 幸雄君

深谷 隆司君

岡田 哲君

勝澤 芳雄君

中村 重光君

宮田 早苗君

近江已記夫君

渡辺 野間君

竹村 松尾君

林 信人君

三郎君

河本 敏夫君

出席政府委員

公正取引委員会

事務局長

経済企画庁調整局長

通産業大臣

通商産業大臣

通産業政務次官

通産業大臣官房審議官

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー部長

古田 橋本君

古田 利一君

出席國務大臣

中小企業庁長官 岸田 文武君

中小企業庁計画部長 小玉 清隆君

大蔵省銀行局特別金融課長 堀田 恒郎君

運輸省海運局監督課長 棚橋 泰君

運輸省船舶局造船課長 間野 忠君

労働省職業安定局雇用政策課長 小粥 義朗君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

中小企業事業転換対策臨時措置法案小委員長

志賀 謙義君

志賀 節君

第七十七回国会閣法第四六号)

通商産業の基本施策に関する件

資源エネルギーに関する件

経済の計画及び総合調整に関する件

私的独占の禁止及び公正取引に関する件

中小企業の轉換対策臨時措置法案

第七十七回国会内閣提出、中小企業事業転換対策臨時措置法案を議題といたします。

○稻村委員長 これより会議を開きます。

○宮田委員 中小企業事業転換対策臨時措置法案の制定を急ぐべきであるということは、今日の中

小企業を取り巻く内外の経済環境が日増しに悪化

しています。宮田早苗君。

○宮田委員 中小企業事業転換を実施した事例が幾つかある

と目される業種を半強制的に転換させる意図があ

るのではないかという指摘があるのですが、この

点についていかがですか、お聞きします。

○岸田政府委員 これからの中小企業を考えてみ

ますと、対外的には発展途上国の追い上げであ

とか、また国内的には新しい技術の開発、また新

しい法制の導入、さまざまな環境の変化が予想さ

れるわけでございます。こういう新しい環境の変

化にいかに適応し、その中で中小企業が持つてお

ります本来の力をフルに發揮させるようになりますと

いうことは、日本経済にとつても非常に大きな課

題でございますし、私ども中小企業政策を担当す

る者にとりましても重大な課題であるということは

受けとめておるところでございます。こういっ

た新しい情勢に対し、中小企業が今までの分

野にいたずらにしがみついているということでは

なくて、新しい分野に新しい展開を求めるとい

うことは、日本経済にとつても非常に大きな課

題でございますし、私ども中小企業政策を担当す

る者にとりましても重大な課題であるということは

受けとめておるところでございます。こういっ

た新しい情勢に対し、中小企業が今までの分

野にいたずらにしがみついているということでは

なくて、新しい分野に新しい展開を求めるとい

方向で積極的に取り組んでいくというように私どもは指導してまいりたいと思っておるところでござります。

お話の中に、一部の中小企業を切り捨てるこ

になるのではないかというような御懸念のお話もございましたが、私どもの気持ちは決してそういうところにあるわけではありません。新しい情

勢に前向きにということを念願して、この法案を提案した次第でございます。

○宮田委員 これまで幾度かの経済危機を経営努

力で乗り越えてきたわけでございますが、過去、

中小企業が事業転換を実施した事例が幾つかある

と思います。そうして、成功の要因、失敗の要因、こういうことがございますれば、例でひとつ示していただきたい。

○岸田政府委員 私どもも、この法案を提案いた

す前に、従来の転換事例がどういうふうになつて

いたのか、いろいろの資料で調べてみました。過

去の事例から判断いたしまして、成功するための要件というものを整理をしてみますと、幾つかござります。

一つは、どういうところへ転換していくか、

転換先の問題でございまして、こういう転換先が

いわば新しい国民の需要に即応したような将来性

のある分野をうまく選んでいったという場合に

は、非常によく成功しておるよう思います。

二つ目には、今まで持っております技術なり

あるいは従業員なり、これをうまく活用するとい

うこと、が、成功のための大きな要素になつてお

るよう思つておるところでございます。

三番目に申し上げたいのは、今までの経営か

ら新しい分野へ転換するときに、いわば思いつき

でぱんと飛び込んだというような形ではなくて、

やはり事前によく、今までの業種の将来はどう

か、それから転換しようとする先の状況はどう

本日の会議に付した案件

中小企業事業転換対策臨時措置法案(内閣提出、

か  
こういうことについてじっくり勉強をして、  
その勉強の上に立って計画的に、また段階的に転  
換を進めていくという場合が、非常に成功率が高い  
よう思うわけでございます。  
それから、いまの問題にも関係があるわけです  
が、第四番目に挙げられると思いましては、事前  
の調査の際に、やはり自分だけで考えている、あ  
るいは身近の人と相談するというだけではなくて、  
外部のいろいろの機関と相談に行き、知恵を  
かりるということが非常に役に立っているのではないか  
といふ気がするわけでございます。  
さらに申し上げますと、新しい分野へ転換する  
ときに、とかくつくことだけを考えるわけでござ  
いますが、大事な要素としては、できたものを  
どう売っていくか、この辺の見きわめなり体制づ  
くりなりを相当慎重にやることが、成功に結びつ  
く要因ではないかという感じがいたしております  
ところでございます。

功の事例が多いわけでござますが、やはり失敗の事例も率直に申してございます。私どもは、やはり失敗は失敗として、その失敗から何かをくみ取つて、次の転換をさらに円滑にするための知恵に結びつけていきたいと思つておるところでございます。

失敗した事例は、いまの成功例といわば逆の形でございますが、たとえて申しますと、転換先の分野がどうも需要が思わしく伸びていかないというようなケースがやはり非常に多うございます。それに加えまして、調査が不十分であつて、最初はよかつたけれども二年目ぐらいからどうも息が切れそうになつたとか、販売力が弱体であるとか、それからもう一つのケースとしましては、安易に入つていったけれども転出先の競争が思いのほか熾烈でございまして、どうもこれは思つたほどの成果が上げられない、やはり前の方に戻つた方がよかつたなどと迷つておる、こんな事例もあるわけでございまして、こういう失敗は失敗として、私どもとしてはこれを有益な教訓としてく

○宮田委員 ただいまの答弁に関連をするわけでございますが、いまおっしゃいましたように、事業転換によって最もポイントになりますのは、転換先の選択ということになるわけでございます。そこで、これから先有望な転換先、どういうところがよいかという研究もなさっておるのじやないかと思っておりますので、そういうところをちょっとと示していただいて、さらに強調いたしますのは、誘導といいますか、指導といいますか、そういうことも考えていかなければならぬと思いますが、その点についてははどうですか。

○岸田政府委員 いま、成功の要因として事業先の選択ということがかなり大きな役割りをしておるということを申し上げました。少し具体的な例でお話をいたしますと、たとえば新たに手がけようとする分野が生活環境の改善に資するというようなものであるとか、あるいは健康なり福祉の充実に役に立つような分野であるとか、それから今までと違つて非常に資源節約的な新しい分野でありますとか、こういったいわば環境の変化の中で長い目で見て将来性のある分野ということが転換先として大切になつてくるのじやないかという気がするわけでございます。これから日本の日本経済は、今までのよだれ高度成長から、いわば安定成長の時代に移つていくといふうに言われております。こういう安定成長の時代になりますと、今までのように量的な拡大というよりは、質の向上ということが、生産する側にとっても、また消費をする側にとっても大きなファクターになつくるだろう、こういった質の充実といふところに着目をして、これから国民のニーズがどう動いていくのか、これを敏感にキャッチすることが大切なのではないかと思っておるところでござります。

いま申し上げました幾つかのケースにつきましてさらに具体的に申し上げますと、たとえば從来の転換でうまくいった事例の中に、生活環境の改

というものが実態でございます。加えまして、中小造船業におきましては、兼業部門といいますか、造船以外の部門の比重が非常に少のうござりますので、いろいろそのしわ寄せと申しますか、ますます深刻な影響をこうむつておるわけでござります。

それで、本年度の予算におきまして、一応中小造船業でござりますとか造船下請業が他に転換する有望な分野があるかないか、あるとすればどういう施策を講ずればよいかというようなことをまず検討する必要があると思いまして、私どもの方に学識経験者あるいは元請企業の代表の方、そういった方にもお集まり願いまして調査研究委員会を設けまして、転換先、それから従来は余り考えておりませんでした開発途上国向けの輸出の振興といったようなことについて種々検討いたしております。

また、造船下請業につきましては、その持つておる技能、技術というものはわりに限られておりまして、その転換先というのも非常に限られておる状態でございますが、現在のところ、下請業自身も、その持つておる技術から判断しまして、船舶解体業あたりを考えてはどうだろかというふとを言つておりますが、われわれとしても真剣にこれを検討いたしております。

目下考えておりますところは、ざつと以上のようなことでございます。

○宮田委員 関連いたしますが、転換法の早期成立と、対象業種として造船業を指定することは当然と思うわけでございますが、運輸省はいま解体業というようなことをおつしやいましたが、これだけでなしに、石油危機のときから相当日数もたつておるわけでございますから、転換先をどう指導なさるか、すでに研究もされておると思いますが、どのような分野が考えられておりますか、わかつておりますならば、ひとつお願いを申し上げたいということです。

○問野説明員 先ほども申し上げましたように、造船下請業につきましてはその技能がかなり限ら

れておりままでの、且下のところ検討しておりますのは、先ほど申しました船舶解体業のほかに、船舶の清掃業、それから船舶の沖修理業、こういったものを考えております。

それから造船関連工業につきましては、こればかりかかなり幅広い技術を持っておりますので、海洋開発関係の仕事でござりますとか、公害防止関係、特に海洋汚染の防止関係の仕事、それから液化天然ガスの運搬船などいろいろなものを考えておりますが、それに関連いたしまして、断熱であるとか、冷凍関係の仕事であるとか、新しい分野が考えられますので、そういうふた分野についての転換の可能性というものを検討いたしております。現在、一応可能性のある分野としてはこういった問題が具体的に検討されておる段階でございま

○宮田委員 転換先のことにつきまして四、五お挙げになつたわけでございますが、苦境にあります業界の救済策として、さつきも言われました朽船のスクラップの事業があるわけでございますが、いま申されましたようなこの事業に対する実効ある助成が当然必要と思ひますが、そのためには予算というものが当然に必要になるわけでございまして、来年度の予算でこの種の関係についてどの程度お考えになつておるか、それも聞かせていただきます。

○間野説明員 来年度の予算におきましては、細かい問題から申しますと、現在検討をいたしております中小造船業、下請業、関連工業といったものの転換先というものが具体化してまいりますと、これを実際に転換させるためにどういう問題點があるかとか、どういう措置を講ずればいいかなどいろいろなことをさらには検討したいということでお、そのために予算的には大した金額ではございませんが調査研究費のようなものをまず一つ要求しております。

それから、先ほどの御質問でお答えしましたように、私どもいたしましては、現在のところ船

舶解体業と申しますものが下請の技術といったものから考えましても非常に有望な分野であろうかと考えます。ただ、その船舶解体業を始めます場合に、初年度におきましては解体の工事というものが主になりまして売り上げに立ってまいりますので、解体用船舶の購入資金にかかる金利負担がござりますとか、そういうた資金上の負担が非常に経営を圧迫するというようなことになりますので、とりあえず初年度船舶解体業を開始するに伴いまして必要な船舶の購入資金につきまして政府系金融機関からの融資というものと、先ほど申しました金利負担を軽減するための助成措置、そういうたものを現在財政当局の方へ要求して折衝しております段階でございます。

○宮田委員 もう一つお聞きをするわけでございますが、いま申し上げましたことは石油ショックということなどが大きな原因になつておるわけでございますが、将来造船業そのものがこのままの状態というふうには考えられないわけでございます。また相当大きく受注もありましょうし、あるいはまた産業そのものが活発になれば前のようにといふようにはまいらぬかもしれませんけれども本当に活発になつた場合、せつかく事業の転換をした、転換をしたために後戻りができないという關係が起こり得る可能性というものはあるのじやないかと思いますが、その点、いまここで答弁というのではなくかむずかしいと思いますけれども、お考えになつておりますらちょっと聞かせておいていただきたいと思います。

○間野説明員 大変むずかしい問題でございますが、御指摘のとおり今回の不況は構造的なものでございまして、かなり長期化すると思っております。ただ、長期化することは思っておりますが、そのままの状態で推移するということではなくて、貿易が進みますればやはりその荷動きというものは海上に依存する面が多くございますので、いまのような状態が続くわけではなくて、いずれは回復するものと思ております。

ただ、かなり長期化するということと、それか

さ特に先ほど申しました解体業を例にとりますと、これは資源の再利用というような面からやはり長期的に考えていかなければならぬ分野でございますので、現在のところは余り設備投資を行わないで、どちらかと言えば雇用対策的な意味も含めまして、それほど効率のいい解体業というものは考えておらないわけでござりますけれども、いずれ造船業が回復するというようなこともござりますので、長期的には解体業というものは解体業で余り人員を食わなくともやつていただけるといふような長期的な解体業についても考えながら、おっしゃいましたように何年かたつたらまた戻りたい、戻れないというような状態は避けてやつていただきたいと思いますし、解体の分野というものはそういうことができる分野であると私は思っております。

○宮田委員 運輸省に対します質問はこれで終わりましたので、結構です。

○岸田政府委員 先ほど申し上げました転換の重要性にかんがみまして、私どもは転換を円滑に推進するためには金融、税制等を中心につくるだけの助成を講じていきたいという考え方でござります。たとえば信用保険の特例につきましては、今度提案いたしております考え方として、従来の災害ないし倒産関連とほはバランスをとった程度までの助成を考えていく。それから振興事業団の融資につきましては、ドルショック対策を念頭に置きながらほぼそれと均衡をとつていく。さらにもう一つ中小公庫等の特別貸付につきましては、構造改革の前例がございます。こういった従来の先例を頭に置きながら、できるだけの手厚い助成をといた

う考え方で提案をした次第でござります。

ただ、そうは申しましても、確かにいま御指摘がございましたように、従来からその分野で努力をしております中小企業の方々とのバランスということはやはり頭に置かなければいけないわけでございまして、無制限に条件さえよければどうのような考え方ではなくて、従来の助成措置とのバランス等を頭に置き、また従来から企業をやつておられる方々とのバランスを頭に置いた一応の助成ということになろうかと思つておるところでございます。

もとより、従来から仕事をしておられる方々につきましては、今後とも近代化、合理化ということが大切な課題でございまして、この面につきましては従来からもいろいろ対策を講じておりますて、今後ともこのような努力を支援するため金融上、税制上の助成は続けていきたいと思っておるところでございます。

○官田委員 転換に当たっては従業員対策が重要な問題であることは言うまでもありませんが、都道府県知事が転換計画の認定をするに当たって、離職者ができるだけ生じないような配慮をすることが、もちろん労働省の関係にも入ると思いますけれども、通産省としてこの点についての考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○岸田政府委員 御指摘がございましたように、転換ということで新しい分野へ進出をする、この場合にはいわば経営者と従業員とが一体になつて、力を合わせて仕事を進めていくということが基本的には一番大切なことではないかと思つておるところでございます。転換に伴つて離職者が出るというような事態は極力避けていくという考え方で今後とも指導してまいりたいと思っておるところでございます。

具体的には、都道府県知事が、お話をございましたように計画の認定をするわけでございます。その際に、内容を見ましていまのような配慮が十分行われているかどうかというところを一つの

チェックポイントにしまして、離職者の発生を極

力防止し、さらにまた経営者と従業員とが一体になつて新しい分野へ進出できるというような構えを応援をしたいと思うわけでござります。

○宮田委員 最後の質問ないし要望でござりますが、ただいま離職者がができるだけないようにということを言いましたが、これは労働省と関係する

わけでございますが、処遇の問題についても十分な御配慮というのが必要じゃないか、この点も特に要望しておきます。

せっかく大臣がお見えでございますので、いまの状況の中で一番打撃を受けておりますのが造船業界じゃないか、こう思つてゐるわけでございますが、大臣、造船業界の将来といいますか、造船業界そのものは経済全体のいわば動脈的な立場にあるわけでござりますので、そういう点についてのお考えをひとつ最後にお聞かせ願いたいと思ひます。

○済本國務大臣 先ほしと運輸省との間に造船業の不況対策ということについて若干の質疑応答がございまして、私も拝聴しておりましたが、私は、日本の造船業というものは世界のどこの国も造船業よりも非常に強い競争力を持っておられますし、それから現在はここ一两年不況でありますけれども、必ずしも現在のようない状態が続くとは思いません。将来は明るいと考えております。でありますから、いましばらくの間しんぼうして、先ほどど運輸省がお述べになりましたようないろいろな対策を立てながら、ここ若干の期間をしのけば、将来はまた開けていくであろう、かように考えます。

○宮田委員 終わります。

○近藤委員長代理 荒木宏君。

○荒木委員 初めに、大臣にお尋ねいたしますが、不況が長期に続いて、中小企業の経営が大変配慮しなければいけない、かように考えます。

であります。大臣もよく御承知のとおりと思ひます。私も产地を歩いてみまして、特に繊維の業者の声を聞いてみたのであります、今まで生業的な零細な業者が非常に粘り強く苦しみに耐えて営業を続けておつたのですが、この粘り強さといいますか、表現はいろいろあると思うのですが、ある言い方をしますと、雑草のようなたくましさといいますか、続けてきておつたのですが、とうとう秋を過ぎましてからどうにも持ちこたえられないというので機械をとめたという人に間々会いました。そういう人たちが希望が持てるような救済の対策といいますか、大臣の決意のほどをお聞かせいただきたいと思うのでござります。

○河本国務大臣 繊維産業は御案内のように設備が過剰でございますので、やはり構造的な問題が根本に横たわっております。そういうことがありますので、通産省といたしましては、いま有識者の意見等を聞きまして抜本的な対策を立てますと同時に、新しい繊維の構造改善事業に取り組むべく着々準備をしておるところでござります。ただししかし、いまお説のように、ことしの上半期までは比較的順調に回復するかに見えました業界が、夏以降また再び経営が悪化しておりますので、緊急の対策といたしましては、政府系三機関による融資の返済猶予であるとか、あるいはまた担保の見直しによる再融資とか、そういう緊急の金融対策等もあわせて考慮していくかなければならぬと考えております。抜本的な対策とあわせて緊急の対策を並行して進めていく、こういうことが肝要ではなかろうかと思ひます。

○荒木委員 いま提出されておりますこの事業転換の対策法について少しお尋ねしたいと思いま

す。

○岸田政府委員 従来の転換の事例をいろいろ調

見てみますと、転換の中で成功した事例におきましては、事前によく調査をし、しっかりと計画のもとに進めるということが非常に成功の要因になつておるよう思つておるところでござります。調査と申しましてもいろいろございまして、今までやつてきた業種がこれからどうなつていてあるか、販売ルートというのは一体どうなつておるのか、どういう技術が大切であるか、資金はどの程度要るか、さまざま必要な要因についてなるべく入念に勉強をし、その上で計画的に踏み切つていくということが大切のように思うわけであります。

こういった情報につきましては、個々の企業では入手の限界がございますので、外部にしつかりとした相談相手があることが大切ではないかと思つておるところでございます。その相談相手といつましても、一つは、中小企業振興事業団に中小企业情報センターといふ組織がございまして、ここでいろいろの情報を集めて、都道府県なりあるいは商工会、商工会議所、これらに適宜情報を提供いたしております。この仕事の中で、最近転換に関するいろいろの問い合わせが多いのですから、特に転換の問題についての特別の室を先般発足させまして、ここで各種の業界の事情だけではなくて、従来の転換事例も調査をし、その情報を提供するよういたしたいと思っておるところでございます。

さらにまた、都道府県の窓口におきましても、中小企業に関するいろいろの相談を受けておりまします。これらの活動におきましても、いま申し上げましたような転換のこれから的重要性にかんがみまして、特に親切に相談に乗つてあげるようにしたいと思います。そこで、こういった小さい方々には特に親切に相談に乗つてあげられるように気をつ

けていただきたいと思っております。  
なお、お話を中で繊維の構造改善臨時措置法と  
転換法とどういうふうに違うのかという点でござ  
いますが、繊維の場合におきましては通産大臣が  
指導、助言に当たるということになつております。  
のに対して、転換法の場合は「国及び都道府県  
は」という形になつておることが相違點かと思ひ  
ます。しかし、やはりいすれの場合にも親切に相  
談に乗つてやり、助言をしてあげるという意味合  
いでは趣旨は似ておるのではないかと思っておる  
ところでございます。

の事例もたくさんあるわけでございます。これらの一例を見るにつけましても、やはり中小の中で特に零細な方々といえども、うまく相談に乗ってあげ、また応援をして差し上げれば、新しい道が十分開け得るチャンスはあるだらうと思っておるところでございます。

いまお話の中で、織維の機屋さんの中には露店を開いておるというケースのお話がございましたが、私はやはりそこへ行く前に手を打って、もつとしっかりした転業のチャンスがあつたらもっといい答えが出るのではないかという感じがいたします。本当に押し迫ってきてカンフル剤を打つよりは、少しでも体力の元気なうちに滋養剤を飲んで転身を図るというこの方がより望ましい状況でございます。そのためにも、やはり何といつても早目に助言、指導するという体制が必要かと思ひます。

どこへ行つたらいいのかというお尋ねでございますが、私どもはいろいろな窓口でできるだけの御相談に乗るつもりでございます。教えて上げてみますと、商工会、商工会議所には小規模企業に対する経営指導員が配置されておりまつし、それから中小企業庁及び通産局には小規模企業に対する相談室が用意をされております。さらにまた都道府県の総合指導所はまさにこういったことが本来の仕事であるべきでございます。個々の中小企業の方々が自分で考えられ、また知人に相談されることに加えまして、いま申し上げましたような各種の窓口を積極的に早目に利用していただけるようになつてほしいものだと思っておるところでございます。

○荒木委員 相談に行きました、そこまで行く前によつている人も少なくないのですね。そういう指導だと助言だと援助の中で、そういう政府系の制度融資その他の借金の肩の荷が軽くなるよしな、当面どんな事業にして転換して車が回り

出すまででも少し樂になるような、そういうた援助も具体的に期待できるのかどうか。もちろん借りたものは返さなければならぬというの、これに零細な方々といえども、うまく相談に乗つてあれば、また応援をして差し上げれば、新しい道が十分開け得るチャンスはあるだらうと思っておるところでございます。

いまお話の中で、織維の機屋さんの中には露店を開いておるというケースのお話がございましたが、私はやはりそこへ行く前に手を打つて、もつとしっかりした転業のチャンスがあつたらもっといい答えが出るのではないかという感じがいたします。本当に押し迫ってきてカンフル剤を打つよりは、少しでも体力の元気なうちに滋養剤を飲んで転身を図るというこの方がより望ましい状況でございます。そのためにも、やはり何といつても早目に助言、指導するという体制が必要かと思ひます。

どこへ行つたらいいのかというお尋ねでございますが、私どもはいろいろな窓口でできるだけの御相談に乗るつもりでございます。教えて上げてみますと、商工会、商工会議所には小規模企業に対する経営指導員が配置されておりまつし、それから中小企業庁及び通産局には小規模企業に対する相談室が用意をされております。さらにまた都道府県の総合指導所はまさにこういったことが本来の仕事であるべきでございます。個々の中小企業の方々が自分で考えられ、また知人に相談されることに加えまして、いま申し上げましたような各種の窓口を積極的に早目に利用していただけるようになつてほしいものだと思っておるところでございます。

○岸田政府委員 転換がうまくまいりますために、一つはいま話に出でております指導、助言のようないわば知恵が大切でございます。また第二番目としましては、お話に出でおりました金融その他の資金的な対応策、いわば金の面、それから三番目には従業員との関係における人の和、この三つがうまく組み合わさせて応援ができる、こういう体制になることが必要であろうと思つておるところでございます。

も、よく事情に即して、特に当事者である業界の意見を十分聞いて、慎重に納得のいくようなあり方で行政を進められるのが基本的なあり方ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○藤原政府委員 いま御説明いたしましたようないことですと延長してきたわけですが、本年につきましても十月に一応一年の期限が切れるわけでございまして、最近のうちに安定審議会に来年度の問題を諮問するという形になるわけございますが、私どもいたしまして、とりあえず本年の審議会にはさらに一年延長ということでお願いをしたい、このように考えておるわけでございます。

なお、現在、先ほど申し上げましたように、登録制度 자체につきましては、繊維の構造改善問題と絡みまして基本的な論議がいろいろあるわけございまして、それは織工審の政策小委員会で基本的に検討中でございまして、その検討結果を待ちまして、将来少し長いタイミングの問題としては考えてまいりたい、一応現在としてはそのように考えております。

○荒木委員 そうでしようけれども、心構えといふか、基本的な考え方といふか、業界の実情に即して慎重に混乱を避けるように処置をすべきではないか、これを伺つておるので、それはそのとおりじゃないですか。

○藤原政府委員 急激な変化を避け、混乱を避けたことが必要であるという御趣旨においては、先生のおっしゃるとおりでございます。

○荒木委員 おととしでしたか、議員立法で、納付金を納めてこの権利を認めるという措置がどちらかと申しますと、あのときに当時の大臣がしきりに言わわれたのは、正直者が損をしないように、こういうことを言っておられたのですけれども、納付金の措置がまだ始まって間がない。ついこの間ですれましたね。それで、いま急激な変化を避けるにあらね。それでは、いかがでありますか。金を出せば、逆に納付をした者がばかりみると、うなことも一面あるのではないですか。

でそれで権利をつける、今度は論議の方向としてそれはやめだというようなことが出るとすれば、その点の混乱といふものがかかると生ずるのではないか、こういう意見がありますが、いかがですか。

○藤原政府委員 いまお話しの特例法でございますが、期限が五十三年の六月まででございまして、これまでには全部片がつくわけでございまして、それまでにそろ急激な変更が行われるということは確かに望ましくないというふうに考えておられます。

○荒木委員 いまの特例法で、はつきり今度の構造改善の所期の目的を一〇〇%達するというめどは立つておるので、今まで大体二十件ぐらいであります。繊維の旧法、新法、それから前の特織法、法律はいろいろあつたわけですから、いずれも大体不発に終わつたと、いうのが大方の評価なんですね。今度の分は、いまおっしゃるようにあと三年ですか、たてば、目的どおりきちっとく、これは間違いないというふうに言えますでしょか。

○藤原政府委員 いま申し上げました特例法といいますのは、繊機の買い上げの特例法でございまして、五十三年六月までと、先生いまお話しの構造改善の方の繊維の新法でございますが、これは五十四年の六月まででございまして、現在、それまでに構造改善が完了すべく鋭意取り進めておるわけでございます。

おっしゃいましたとおり、今までのところ確かに構造改善の案件といふものは当初予想したよりも構造改善が完了すべく鋭意取り進めておるわけでございます。

〔近藤委員長代理退席、松永委員長代理着席〕

したがいまして、設備登録問題に関しましては、現在私どもとしてはむしろ白紙でございまして、繊工審の方の御意見がどういうふうに出るかといふことを待つておるという状況でございます。したがいまして、来年度につきましては一応延長といたします。

○荒木委員 業界の納得がなければうまくいくはずがないということを確認された。私はその意味で一つは実態に即したお考への表明だと思います。しかし、それから、いまは白紙だとおっしゃったの

ては、繊維新法の期限内に構造改善をやり遂げたこといろいろな論議がまた派生的に起つてくる。ですから、いまの段階では白紙ということなんですが、むしろその中に、当事者である業界、それから業者の人たち、この納得こそやはり大事にやります。

○荒木委員 願望はともかくとして、これは業界の納得と協力といいますか、協力なしにできることは、ちょっと考えられぬのですけれどもね。いまさきも局長がおっしゃつたように、いまのまま廃止という方向を

出すのは関係のところに反対だという意見が強いわけでしょう。そのままやつてうまくいくことは、ちょっと考えられぬのですけれどもね。混乱が生ずるか、あるいは別の矛盾が起つてくるか、当事者がやはりそれをやりましようというふうに思いますが、いかがですか。

○藤原政府委員 お説のとおり、業界の自發的努力といふものがありませんれば、まず構造改善といつてもなかなか進まないということは全く同感でございます。したがいまして、全くその意に反したことを行つておるというふうなことができることはないと思つております。

〔近藤委員長代理退席、松永委員長代理着席〕

したがいまして、設備登録問題に関しましては、現在私どもとしてはむしろ白紙でございまして、繊工審の方の御意見がどういうふうに出るかといふことを待つておるという状況でございます。したがいまして、来年度につきましては一応延長といたします。

○荒木委員 業界の納得がなければうまくいくことは、本年度の安全審議会に提案をする、こ

よる報道が出たりもするものですから、なおのこといろいろな論議がまた派生的に起つてくる。ですから、いまの段階では白紙ということなんですが、むしろその中に、当事者である業界、それから業者の人たち、この納得こそやはり大事にやります。

○藤原政府委員 当事者の意思に反したことを行つたことは、先ほど申し上げましたとおり、私どもやるつもりもございません。ただ、当事者の意思といいますものも相当多岐にわたつていていただきたいと思います。

○荒木委員 そうしますと、一口に川中と言つたつていろいろな業者がありますし、それから川下の方へ行くともう一ついろいろ分かれている面もありますから、やはりそここのところは実情に即して、それこそきめ細かな対策という意味からも個々に十分意向をくんでいく、このことをひとつしっかりと踏まえていただきたいと思うのです。中には、もしいまそういう方向が出るのなら審議会の委員をやめることも辞さぬぞということだと思ふ。たゞ、それこそきめ細かな対策といふ意味からも個々に十分意向をくんでいく、このことをひとつしっかりと踏まえていただきたいと思うのです。中には、もしいまそういう方向が出るのなら審議会の委員をやめることも辞さぬぞということだと思ふ。たゞ、それこそきめ細かな対策といふ意味からも個々に十分意向をくんでいく、このことをひとつしっかりと踏まえていただきたいと思うのです。中には、もしいまそういう方向が出るのなら審議会の委員をやめることも辞さぬぞということだと思ふ。たゞ、それこそきめ細かな対策といふ意味からも個々に十分意向をくんでいく、このことをひとつしっかりと踏まえていただきたいと思うのです。

○荒木委員 そうしますと、一口に川中と言つたつていろいろな業者がありますし、それから川下の方へ行くともう一ついろいろ分かれている面もありますから、やはりそここのところは実情に即して、それこそきめ細かな対策といふ意味からも個々に十分意向をくんでいく、このことをひとつしっかりと踏まえていただきたいと思うのです。中には、もしいまそういう方向が出るのなら審議会の委員をやめることも辞さぬぞということだと思ふ。たゞ、それこそきめ細かな対策といふ意味からも個々に十分意向をくんでいく、このことをひとつしっかりと踏まえていただきたいと思うのです。

○荒木委員 公正取引委員会の方が見えていただいていると思いますから、事務局長にお伺いした

いのですが、昨年の二月二十四日の衆議院の予算委員会で、総合商社と織維業者の間の不公正取引について、ガイドラインの設定、それから認定基準の問題、これについて実情をよく調査をしたい、そしてガイドライン設定についての検討を進めたい、こういう答弁をいただいたわけであります。基本は、強い者が弱い者いじめをするというのは好ましくない、こういったところからいまのようなお約束をいただいて、一年半たつわけですけれども、その後の調査の進行状況と実態の概況、それに、認定基準といいますか、ガイドラインの検討の到達点といいますか、これを簡単に御報告いただきたいと思います。

○熊田政府委員 ただいま御質問のありました

点、その後、実態の把握に努めますとともに、そ

のガイドラインあるいは認定基準というところに

向けて検討を依然として進めておりますが、まだ

弊社の優越的な地位を乱用しておるという具体的なケースについての実態把握が十分にできておりませんので、いましばらく時間をおかしいただきたいというふうに考えております。

○荒木委員 十分調査をしていただければいいの

ですが、ちょっと時間がかかり過ぎているのじや

ないでしょうか。もちろんかなり複雑な、しかも

広範囲な調査ですし、人員の方、機構の方、予算

の面、いろんな制約があると思うのです。

ただ、別途行政サイドで取引改善委員会がで

き、それが取引近代化推進協議会でしたか、その

準備会発足ということになつておるので、これが普通列車というよりもむしろ純行列車みたい

だ、そういう声なんかもしておるものですから、私は、やはり公取の方でそういう点もあるうかと思うので

すね。両方が遅さを競い合うということではあれ

だと思いますし、むしろ行政の方ではいろんな構

想なんかも出ておるようとして、それなりのいろ

んな意見も出でておるようですがけれども、大体いつ

ごろ、どういう形でという見通しの方を少しお聞

かせいただきたいのです。

○岸田政府委員 非常に広範な調査になりますし、また具体的なケースにつきましては、独禁法との関係におきまして認定が非常にむずかしい問題が絡んでおります。そういうことでございますので、いまいつまでにガイドラインあるいは認定基準というようなことの設定が可能であるかとい

うこととは、ちょっと申し上げかねるわけでござい

ます。しかしながら、できるだけ早い機会に実態

の究明をいたしまして、そのガイドラインの設定

ができるかどうか、こういうような点につきまし

てはつきりした見通しをつけたいと思っておりま

す。

○荒木委員 一層努力していただくことを希望し

て、終わります。

○松永委員長代理 近江己記夫君。

○近江委員 現在この指定を予定しておられます

業種につきましてはどういうものをお考えになつ

ておられるか、まず初めにお伺いしたいと思いま

す。

○岸田政府委員 業種を指定いたします場合に

は、まず事業所を管する大臣が業界の実情及び意

見を把握し、その上で近代化審議会に諮つて決め

る、特に産地業種については、加えて都道府県知

事の意見を聞いた上で指定をする、こういうた

まえになつておるわけでござります。したがつ

て、いまの段階では、具体的な業種の数であると

か例であるとかということを申し上げることは困

難でござります。

ただ、従来の、先例としてござります国際経済調整臨時措置法の場合でござりますと、全国の業種が百二十一、それから産地業種が八十三指定されております。今回の法律では業種を少しふんわりと指定するというようなことも考えております。

○近江委員 本法の趣旨からいきますと、いわゆ

る企業の自主的な転換、こういうことが本旨では

ないかと思うのです。そういう点からいきます

と、この中小企業者への指導に当たりまして、い

たしておるところでございます。

ただ、そうは申しましても、一部の人の中に、

この法律の適用を受けるということになると一種

の衰退産業としてのレッテルを張られることにな

るの融資が受けにくくなりはしないか、また従業員

が士気阻喪するようなことはないか、また同業の

方々からもどうもちよつと取引を避けるとい

うようなことにつながりはしないかと、いう御懸念を

持たれる向きもないわけではないと思ひます。私

どもはそういう懸念を極力なくするよう努力を

してまいりたいと思います。

具体的には、一つは、業種を余り狭く指定しま

すととかく誤解を招きやすくなりますので、先ほ

どもはそういふ懸念を極力なくするよう努力を

してまいりたいと思います。

具体的には、一つは、業種を余り狭く指定しま

でやるよりはむしろ新しい分野で自分の力を發揮したいというふうに考えられる方もあるうと思います。この辺はまさに中小企業の方々がそれぞれの持つております独自性なり個性なりといふものを生かして将来の設計図を考えられることにならうかと思いますが、残って合理化を進める、それによって十分なる国際競争力を備え、あるいは新しい環境に耐えていけるだけの力を備えていこうということであるならば、これは従来の中小企業施策として進めてまいりまして、いわば近代化、合理化の線に沿うものでございますから、金融面、税制面等で従来からやっておりました施策を十分活用していくだけなのでないかと思います。

対策法が制定されまして、すぐ引き続きましていわゆるドルショックが起こり、それに関連をして国際経済調整臨時措置法が制定されたということから、問題のあります業種がほぼこの新しい法律の適用対象に組み入れられることになったという経緯がこの背景にあるわけでございます。  
そこで、国際基準開拓品目等をもつて適用して貰いたい

御披露いたしましたと、トータル六十五件の計画提出の中では、結局計画だけで実際に踏み出すに至らなかつたケースが二件ございます。実施したケースがしたがつて六十三件あるわけでござりますが、その中で、予定のとおり転換が行われ、一応成功したという答えが返つてまいりましたのが四十七件で、全体の七五%になつております。逆に、いろいろ計画したけれどもどうも思うようないかなかつたという答えが返つてしまひましたのが十六件になつております。やはり新しい分野が多く見きわめて、十分なる計画のもとに転換が行なわれたという場合に成功する事例が多いのではないかという感じがしておるところでございます。

ですから、状況も相当変わってきておると思うのです。中小企業庁、政府の指導というものは、常に時代におくれたそういう掌握の仕方ではいかぬわけですね。先取りをして指導性を發揮していく、そのためには実態をいかに把握をしていくか、こいつら点、これ以上突っ込んでお答えが出ないと思いますから、ひとつ今後十分実態を把握していただくよう強く要望いたしておきます。

それから、成功したペーセント、七五%というお話をあつたわけですが、転換に成功した企業のポイントはどこにあつたわけですか。

○岸田政府委員 これはいろいろな要因があろうかと思いますが、一番大事なのは、どういう業種へ転換をしていくか、その辺の選択の問題ではないかという気がいたします。新しい分野へ転換をうまく適合していくということであれば、需要も拡大いたしますし、新天地も開けてくる、こういう関係になるわけでございます。

従来の事例を見ますと、成功した場合の背景といたしましては、これから的新しい生活環境が変化して、その分野がいわば新しい国民のニーズに

とやはりそれだけに新人としての懶みがいろいろござります。この懶みを少しでも少なくして、新しい分野で早く実力を發揮していくべくようになりますために、今回の法律におきまして、金融上、税制上あるいは労務面、指導、助言の面、これら各般の面における応援体制を整えた次第でござります。なお、転換した先における既存の業者との関係、これもやはり頭に置いておかなければいけませんので、転換計画の認定に当たっては、その辺の配慮も頭に置きながら認定をするということにいたしたいと思います。

○近江委員 ドル対法あるいは特惠対策に基づいていわゆる転換を図った企業も数多くあると思うのですけれども、現在までどのくらいあったのか、またこれらの企業に対してその後どういう追跡調査をやってきたか、その問題、それからもう一つは、こうした企業の融資状況及び返済状況はどうなつておるか、この二点についてお伺いいた

少ないのではないかという印象をお持ちかもしれないが、この国際経済調整臨時措置法は、いわゆるドルショックに伴うショック緩和というところに一つの大きな柱がございまして、その面では約二万企業が対象になってきたわけでござります。一応それで当面の苦しい局面を切り抜けられたという企業もございましょう、また転換をするという場合にも、この法律に基づく正規の手続を経ずにやられたケースもいろいろあるのではないかと察しております。

いま申し上げました中で、現実に転換計画を持ち出しました六十五件のケースにつきまして、いろいろ内容を調べてみました。この転換計画の認定を受けたものに対する融資実績でございますが、五十年十二月末現在で見ますと、中小企業金融公庫で五十一件、金額にいたしまして十一億三千八百万円が適用されております。それから国民金融公庫関係では二十一件、金額で一億二千九百万円が実績として報告されています。さらにもう一つ、この法律に基づいて用意されました中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業を実際行いましたケースが三件、金融の実績で十三億三千百万円と報告をされております。

これらの転換計画に関連をして追跡調査も実施をしたわけでございますが、その結果をあらまし

○近江委員　国際経済上の調整措置が実施され、いま報告があつたわけですが、そういう対象以外の企業の中で転換した企業というものは、中小企業庁では大体どのくらいかんでいるわけです。  
○岸田政府委員　中小企業は、新しい経済情勢に応じて何をこれから仕事をしていくか、絶えず研究もし、その研究に従って新しい分野の転換も逐次行われております。この辺の実態が全体としてどうなっているのかということを、実は中小企業庁でも調べてみました。その結果を見ますと、四十二年から四十六年にかけての間で、製造業全体として見ますと、一二%の事業所が何らかの意味での転換を行つておるということが報告書をされております。それから商業の場合で見ますと、四十六年から四十八年にかけて卸売業で五%、小売業で一七%が商品分野の転換を行つておるという報告も出されておるところでござります。  
○近江委員　こういう把握ということは非常にむづかしいと思いますが、大体いま御報告いただいたのはちょっと古過ぎると思いますね。やはり度成長の時代から低成長の時代に入つておるわけす。

いかという気がいたします。新しい分野へ転換を図つて、その分野がいわば新しい国民のニーズにうまく適合していくということであれば、需要も拡大いたしますし、新天地も開けてくる、こういう関係になるわけでございます。

従来の事例を見ますと、成功した場合の背景といたしましては、これから的新しい生活環境が変わっていくことに適合していくような業種を選んだケースであるとか、それから次第に健康ないしは福祉ということが重視されるようになってきておりますので、その辺の動向を見きわめて業種を選んでいったというケースであるとか、それから次第に省資源、省エネルギーということが定着をしてきておりますが、このようないかにも新しい動きをキャッチしたような分野を選んでいったとか、いわばいま申し上げましたようなことは新しい国民ニーズにうまく適合した場合ということを総括的に申し上げられるのではないかと思っておるところでございます。

こういった新しい分野をうまくつかんでいくためには、何と申しましてもその前にじっくりと勉強して、そしてしっかりと計画をつくつていいことが大切でございまして、その意味におけるこれら的情報提供と申しますか、中小企業の方々が転換に際してどういう情報が必要かといふところです。

○岸田政府委員 従来この転換に関連した特別な立法としては、御承知のとおり特惠対策法と、それから国際経済調整臨時措置法と二つございま  
す。この二つの実績について御報告さしていただ  
きますと、まず特惠対策法につきましては、実績  
はゼロでございます。と申しますのも、この特惠

た、この法律に基づいて用意されました中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業を実際行いましたケースが三件、金融の実績で十三億三千百万円と報告をされております。

これらの転換計画に関連をして追跡調査も実施をしたわけでございますが、その結果をあらまし

○近江委員 こういう把握ということは非常にむずかしいと思いますが、大体いま御報告いただいたのはちょっと古過ぎると思いますね。やはり度成長の時代から低成長の時代に入つておるわけ

こういった新しい分野をうまくつかんでいくためには、何と申しましてもその前にじっくりと勉強して、そしてしっかりと計画をつくっていきることが大切でございまして、その意味におけるこれら的情報提供と申しますが、中小企業の方々が転換に際して、どういう情報が必要かといふ点

ことをよく見きわめながら、その需要に応ずるような情報提供を行うことを、中小企業庁として思つておるところでございます。

○近江委員　どつちかといいますと、高度成長の時代におきましては比較的の状況としてはやりやすいと思うのですが、先ほど申し上げましたように、低成長の時代に入つておる。時代的な背景は、非常にむずかしい状態に入つておるのですね。そうなつてまいりますと、いま長官もおつしやつたように、じつり勉強して計画をつくつていく、そのためには情報提供が必要である、確かにそうだと思います。その点、政府といいたしましても、また府県におきましても、これは具体的策を、やはり十分なものを練り上げておかなればならぬと思うのですね。どういうことを練つているのですか。

けのことはあったと思えるようになることが大切であらうと思います。

転換の問題につきましては、従来とかく資料が不足をいたしておりましたが、昨今転換の問題について特にいろいろの勉強をいたしておりますし、さらには、経営指導員等の方々について、転換の問題を中心とした特別の研修を行なうというようなことを考えております。次第に親身に相談に乗れる体制ができて、いくことになるだらうと思つておるところでございます。

○近江委員 今後の政府の努力を待つわけでござりますが、その相談に行つた、そういう人が自信がないことでは困るわけですよ。皆さん自信をお持ちだと思いますが、そういう担当の人については十分ひとつまた今後もしっかり勉強していただきよう。政府としては十分研修等をやつていただきたい。また、政府自身が積極的に中小企業者等にそしした資料を提供してもらう、これをひとつ強く望いたしておきたいと思います。

それから、今回の法案は、従来のいわゆるドル対法、特恵法、こういうものを発展的拡大して一體化されたわけであります。これまでのこうした転換対策と比べて評価される点などにあるわけですか。

○岸田政府委員 特恵対策法は、昭和四十六年にわが国を含む先進諸国が发展途上国に対し特恵関税を供与することになったことを契機としまして、大きな影響を受ける中小企業に対し緊急に転換対策を講じようということで設けられた法律でござります。

さらに、統いて出ました国際経済調整措置法、

これは昭和四十六年八月のアメリカにおける輸入課徴金制度の実施及び昭和四十八年二月の円の変動相場制への移行、こういった国際的なショックを受けまして、こういうショックを何とか緩和し

よう、そして場合によつては新しい分野へ転換することを応援しよう、こういう趣旨で設けられた法律でございます。いずれの場合にも、いわば外から大きなショックが与えられたということを契

機として、緊急避難的な転換対策であったといふことがあります。

これに対しまして御審議を願つております転換法は、いわば今後予想されるいろいろな事態を頭に置きまして、一般的に転換というものを対象とし、そしてこれらの予想される事態に対し機動的に受け皿を用意しておこうという意味合いでござります。

助成の中身としましては、従来の各種の法律とほぼ同等、あるいは若干それにプラスアルファの助成措置が裏づけとして用意をされておる次第でございます。

○近江委員 本法案を十年間の时限立法になぜしたのですか、その理由についてお聞きしたいと思います。

○岸田政府委員 御承知のとおり、従来高度成長を続けてまいりた日本経済が、石油ショックを契機として非常に大きな混乱を経験したわけでございます。そして、その混乱からようやくいま立ち直りかけまして、これからは新しい日本経済の姿を描いていかなければならぬ時期に来ておるよう思ひます。言うなれば、従来の高度成長から安定成長経済というものに移行し、その中で量から質へ日本経済を変えていくことが課題でありますかと思ひます。こういった意味合いで、各種の経済計画もこの十年と、いうことを非常に重要視し、それに対応するビジョンづくりを進めておるところでございます。

提案をいたしました転換法は、いま申し上げましたことを背景にいたしまして、この十年間が日本経済のかじ取りの一つの転機であるという意味合いで、とりあえず十年間というものを転換の助成の対象期間とし、それが一応過ぎましたところでの次の新しい対応策を考えるという考え方をとつた次第でございます。

○近江委員 本法の金融措置を見ますと、事業転

換特別貸付におきましては、中小企業金融公庫の

貸付限度額が一億五千万、国民金融公庫は千五百

万、金利は双方とも八%になつていますね。貸付

期間が十年、据え置き二年とするという予定を聞いておるわけですが、金利について申し上げてみると、これは小規模経営改善資金融資制度とは目的は違うと思うのですけれども、この制度においては七%になつておるわけですね。そうしますと、転換に伴う大きなリスクを考えた場合、少なくともこの制度と同じ七%あるいはそれ以下

の金利であつていいのじゃないか、このように思うわけですが、金利の引き下げということは考えてないのですか。

○岸田政府委員 現在、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の基準金利は、御承知のとおり八・九%になつておるわけでございます。これに対しましてこの法律に基づく転換は、やはり転換といふのは新しい分野へ進出するのでそれなりのいろいろな苦労があるであろう、これを少しでも激励したいという趣旨から八・〇%の特利というものを適用すべく五十一年度予算において決定をしておるところでございます。ただ、実は来年度の予算要求におきましては、この八・〇%という金利を七・五%に下げるとはできないものだろうかどうだろうか、こういったことを一応検討課題にいたしておるところでございます。

転換を実際に行ないます中小企業としましては、やはりいろいろな困難が予想されることから、少しでも金利を低くしてほしい、また期間も長くしてほしいというように考えられることはいわば自然のことのような気がいたしますが、ただ、それは申しましても、全般的にながめでみますと、逆に新しい進出分野で従来から仕事をやってきた人のバランスも考えてみなければいけませんし、また従来この転換に関連をして立法されておりました諸措置とのバランスというものを考えておかなければなりませんので、いわば常識的にできるだけの助成を図るという意味合いかから、先ほどの

よう、金利が出てきておるところでございます。なお、貸付期間等につきましては、一般の貸付の場合は個々の企業の内容をよく窓口で聞きまして、そして機動的にその貸付条件等を考えていきた

置を予定いたしておるところでございます。

○近江委員 そうした金利の引き下げ、あるいは貸付限度額、あるいは貸付期間、据え置き期間、そうした貸付条件というものを今後さらに改善をしていく必要があるのじゃないか、こう思うのですが、あなたに前向きなそういう気持ちはあるわけですか、どうですか。

○岸田政府委員 貸付条件につきましては、私どもこの法律の趣旨が生かされるよう後にともいろいろ気をつけてまいりたいと思っておるところでございます。現に金利につきましては、いま御説明の中で申し上げましたように、ひとつ新しい工夫ができるいかというようなことも寄り寄り研究いたしておる次第でございます。

○近江委員 こうした施策はわかつたわけですが、これまでのいわゆる借金、これは同じベースで返済させていくのです。今まで借りている分については、たとえば猶予してあげるとか、あなたは貸すことについてばかり言つていますが、今まで借りている分というのは非常に大きなおもしになるわけです。足を引っ張るのでよ。そういうことをきちんと適切にやらなければ、これから前へ進みませんよ。その点についてはどうですか。

○岸田政府委員 この法律が施行になりますと、中小企業金融公庫または国民金融公庫における事業転換貸付という制度が適用になることになります。この事業転換貸付が適用になると、一般的の場合と比べまして貸付限度が引き上げられることがありますまして、その分だけ新しい融資の道が開かれることになるわけでございます。従来からの返済につきましては、これは企業の経営が順調であれば、普通の場合であればそのまま進めながらさらに新しい転換をあわせて行なうということが可能であろうと思います。

ただ、ケースによりましてはそういうにくい場合も確かにあらうかと思います。そういう場合には個々の企業の内容をよく窓口で聞きまして、

というふうに思つております。

○近江委員 それはよく事情を聴取して、そして返済猶予もする、こういうことです。そしてまた、各機関にはその旨をよく徹底するわけです。ね。もう一度確認します。

○岸田政府委員 いまのよろな点につきましては、やはり転換が円滑に行われるようだといふことが基本であろうと思いますので、この辺は返済期間等につきましても弾力的に行なうように金融機関にもいろいろ指示をしていきたいと思います。

○近江委員 そのことは、いわゆる政府系三公庫あるいは信用保証協会、いろいろあるわけですが、こうした各種機関、また民間等にも、できる限り協力するようだ。こういうことも言つてもらう必要があると思うのです。これはやりますか。

○岸田政府委員 いま申し上げました趣旨につきましては、この実施の要領について現実に都道府

県に通達を出します際には、一つのポイントとして書き込んでおくよういたしたいと思います。一般金融機関の問題につきましては、いまのようないい御趣旨を体しまして少し関係の各省とも相談をいたしたいと思います。

○近江委員 次に、私がちょっとお聞きしたいと思ひますのは、中小企業の倒産ですが、九月は史上二番目で千三百五十七件、これでいきますと年間一万四千件台にはぼ達するのではないか、こういう大変な記録が出てきておるわけですね。それからまた、いよいよ年末も迫つてきておりますが、対策の中の重要な柱として、年末融資についてどのように考えておられますか。二点お答えください。

○岸田政府委員 中小企業の景気の動向につきましては、私どもとしても非常に気にしながら見ておるところでございます。生産水準は確かにことなりましてから逐次回復をいたしておりますが、まだ業種別にもかなりの格差がございま

すし、その中にあって倒産件数が非常に高い水準

で推移をしておることは、中小企業政策としてもかなり重要なことではないかと思つておるところでございます。過去の不況のときにも倒産の後遺症といふのはかなり続々例がございましたが、今回もこの後遺症の期間がかなり長く、しかも引き締めを緩和してからかなりたつてゐるにもかかわらず、件数が逆に増加しておるというような点が一つの特色でございます。確かに統計のとり方が負債一千万円以上というような切り方をしておりますために、物価の上昇等もありまして数値同士を単純に比較できない面もあることは事実でございますが、傾向として減らすむむしろこの数カ月ふえておるという点は、やはり気になるところでございます。原因も、調べてみると、四十七年とか四十八年当時は販売不振というものが原因の中で大体二割程度を占めておりましたのが、ごく最近では四割から五割ぐらいが販売不振ということを理由に挙げております。やはり不況の影響というものが非常に歎しかつたのだなあということを痛感いたしております。

○近江委員 もう十月の中旬を越えておるのであります。そういう点からいきますと、大体どういう腹組みを政府としては持つて、具体的にはこのくらいのことを用意しておりますといふことは、やはり自信を持って言つてもわないと、これだけ倒産も出ておるし、そういう政府の計画を聞いてそれを中小企業者といふものは計画も立てるわけですよ。いまの時点になつてそんな具体的なことをお考えですか。

○河本国務大臣 ことしの上半期は比較的景気が順調に回復しておりますが、夏ごろからややテントがよくれております。そういうこと等もございまして、倒産なども大分ふえておるわけござります。したがいまして、この第三・四半期、十

月から十二月までの間の中小企業の金融対策につきましては万全を期さなければならぬと考えております。もうできるだけの手を打つておるつもりですが、金融対策というものが当然の柱になつてしまふと思ひますし、また関連倒産を防ぐための信用保証なし信託保険の措置、これも機動的に進めてしまいたいと思っておるところでございまして、必要な資金は政府系の機関におきまして、必要な資金は政府系の機関におきましては言いませんけれども、これはもう一度認識

ざいますが、なお件数が減らないということであれば、なお一層これはがんばってやらなければいけないと思つておるところでございます。

○近江委員 お尋ねの第二点としまして、年末金融対策について御質問がございました。ただいまの状況は、

第三・四半期の枠を設定したばかりでございます。資金量としてはかなり余裕があるわけでござりますが、これから年末にかけてが中小企業にとっては一番お金の必要な時期でございます。私どもはこの辺の動きをよく見ておりまして、しかるべき時期に年末の金融対策を実行に移していくところでございます。

○近江委員 もう十月の中旬を越えておるのであります。そういう点からいきますと、大体どういう腹組みを政府としては持つて、具体的にはこのくらいのことを用意しておりますといふことは、やは

り自信を持って言つてもわないと、これだけ倒産も出ておるし、そういう政府の計画を聞いてそれを中小企業者といふものは計画も立てるわけですよ。いまの時点になつてそんな具体的なことをお考えですか。

○河本国務大臣 ことしの上半期は比較的景気が順調に回復しておりますが、夏ごろからややテントがよくれております。そういうこと等もございまして、倒産なども大分ふえておるわけござります。したがいまして、この第三・四半期、十

月から十二月までの間の中小企業の金融対策につきましては万全を期さなければならぬと考えております。もうできるだけの手を打つておるつもりですが、金融対策というものが当然の柱になつてしまふと思ひますし、また関連倒産を防ぐための信託保険なし信託保険の措置、これも機動的に進めてしまいたいと思っておるところでございまして、必要な資金は政府系の機関におきましては言いませんけれども、これはもう一度認識

してもらいたいことは、もう月中旬を越えてい

るわけですから、早急に政府として本当にこの厳しい現状に堪がみて万全の対策をひとつ組んでいただきたい、これを特に要望いたしておきます。

それから、先般の十七号台風によりまして、被害地の中小零細企業は大変な打撃を受けたお手を打つてあります。これに対しても、どういう手を打つてあります。そこで、特に地域で申し上げますと、愛知、岐阜両県におきましては、織維産業が非常に大きな波及を起こしておるわけあります。そこで、こういう地域の特に織維産業に対してはどういう手を打つか、きょうは局長もおいでになつておりますから、以上、全般的なそういう台風で被害を受けたところに対する対策、またいま申し上げた織維地帯におきまして被害に対してどうするか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○岸田政府委員 今回の災害は、いわば中小企業が不況の苦労からまだ十分立ち直らないまでのところに追い打ちをかけるような形で、非常に広範な範囲で災害を起こしましたので、私どもとしても、この問題についてはできるだけの努力を払つて、被災地の中小企業の方々が一日も早く立ち直つていただけるようにお手伝いをしなければならないと思っておるところでございます。

被害は、報告によりますと二十二都道府県にまたがり、被害事業所が六万件を超え、被害金額も中小企業関係だけで六百七十四億円と報告をされております。私どもは、この被害の状況を聞きました。専門知識のとおり、政府系三機関におきましては災害の特別融資制度というものを用意をいたしております。いまの災害を受けました中

小企業の方々は、すぐこの三機関へ行つていただければ、もうこれは繰り返しになるわけですからこれ以上は言いませんけれども、これはもう一度認識

さらにまた、御承知のとおり先般甚災害の指定がございましたので、この激甚災害の指定がございますと、特別の場合には特に安い金利が適用になる道が開けますし、さらによつた中小企業の信用保険でも、特例措置によりまして枠が大幅に拡大される道が開けることになります。これらの措置を組み合わせまして、できるだけのお手伝いをするつもりでございます。

○藤原政府委員　機縦関係の被害でござります  
次から次へと実情の報告及びこれから金融対策  
についての助力を依頼に見えております。私自身  
も、なるべくこの災害の関係の方々につきまして  
は直接お目にかかるて実情を聞き、その実情を受  
けて各金融機関が円滑に動けるようやつてま  
ったつもりでござりますし、また今後ともやつ  
てまいる所存でござります。

○近江委員 ひとつそろした地域の実情をよく掌 握をしていただきて、できる限りの手を打つて、ただきたいということを要望いたしておきます。それから、中小企業分野調整法の問題ですが、これは前国会におきましても決議をいたしております。そういう点でこれは国民注視の問題であります。そして、これができる、できないは、国会の信頼度といいますか、これはもうきわめて重要な問題であります。いま政府としてはこういう国会決議を受けてどういう努力をやっているのですか。会期はいつまであると思いますか、十一月四日です。どう考えているのですか。

○岸田政府委員 大企業と中小企業の間の分野の調整の問題は、やはり最近不況を背景にしてか、非常にケースが多くなってきております。私どもとしては、国会でのような決議をいただきました以上、なるべく早く具体的な成案を得るようにはま精いっぱいの努力を払つておるところでござります。

御承知のとおり、御決議をいただきましてからすぐ中小企業政策審議会の中に分野調整小委員会というものを新たに発足させて、関係のエキスパートの方々にお集まりをいただき、月に二回、場合によつては三回ということと、從来に例のないような熱意でこの問題に取り組んでおるところでございます。

審議の経過としましては、かれこれすでに八回の議論を行つておりますが、これで主要な問題点については一わたり自由な御討議をいたしましたところまで来ております。私どもはその御審議の経過を受けまして、これからいわば取りまとめの段階に入ることでござります。あと一回か二回で大体の方向を出せるのではないかと期待をしておるところでございまして、精いっぱいやっておりますということだけ御了解をいただきたいと思います。

○近江委員 精いっぱいやつておるとおっしゃつていましても、結果を早くちゃんと出さなければ、国民の目には、やつておる、やつておると言ふことだけではだめなんですよ。そういう点、政府として一段と努力をしなければいかぬと思いますね。

この分野調整法については財界あたりからいろいろな異論が出ておるようでございますが、そうした問題を踏まえて、公正取引委員会は、この分野調整法の問題について通産省からはどういう相談を受けけておりますか、またどういう見解を持っておりますか。

審議の経過としましては、かれこれすでに八回の議論を行つておりまして、これで主要な問題点については一わたり自由な御討議をいただいたところまで来ております。私どもはその御審議の経過を受けまして、これからいわば取りまとめの段階に入ることでござります。あと一回か二回で大体の方向を出せるのではないかと期待をいたしておりますところでございまして、精いっぱいやつておりますということだけ御了解をいただきたいと 思います。

委員会の方からも、オブザーバーではございますけれども担当官を派遣をいたしまして、その推移を見守つておる段階でございます。

それで、この法案の内容がどういうふうになるかまだ最終的にはわかりませんが、私どもの基本的な考え方をいたしましては、中小企業と大企業との間の事業分野の調和を図つていくということは必要であろうと思いますが、ただ問題は、その場合に、規制のあり方によりましては中小企業の合理化をかえつておくらせるような結果にもなりかねない、それはひいては消費者の利益にならない場合も考えられるわけでございまして、そういうような点から、究極的には消費者の利益につながるような方向で法律案がつくられるようになるといたることを期待をいたしております。○近江委員 中小企業の分野というものは激しい競争なんですよ。独占というようなことはあり得ない。いわゆる寡占企業においてこれが結局独占になるのです。これはうんと公正な競争をさせなければならぬ。ところが、国会でもいつも問題になつておりますように、やみカルテル等の実例をごらんになつてもおわかりのように、ここにもつと競争政策を取り入れさせなければいかぬわけですよ。そういうことで、中小企業分野というものは本来は激しい競争の分野であるということを、これは私の考え方であります、御参考に申し上げておきたいと思います。

いずれにしましても、政府の態度は遅々として、これはまことに遺憾であります。われわれがこの国会で決議したということは、一億一千万国民の代表として決議しているわけです。十一月四日までの会期において、努力しています、その努力だけは認めてほしい、それでは責任を果たしたということは言えませんよ。可及的速やかにやるべきですよ。政府は国会の意思を全く無視してしまつますよ。大臣はこういるような状況をごらんになつて、これでいいと思われますか。どのようにお考えですか。

○近江委員 中小企業の分野というものは激烈な競争なんですよ。独占というようなことはあり得ない。いわゆる寡占企業においてこれが結局独占になるのです。これはうんと公正な競争をさせなければならない。ところが、国会でもいつも問題になつておりますように、やみカルテル等の実例をござらんになつてもおわかりのように、ここにもつと競争政策を取り入れさせなければいかぬわけですよ。そういうことで、中小企業分野といふものは本来は激しい競争の分野であるということをこれは私の考え方であります、御参考に申し上げておきたいと思います。

法案の質疑も大変進んでおりまして、私の質問が最後のようになりますので、重複する点はできるだけ避けながら、重要な点について質問をしてみたいと思います。

おる、こういうことを背景として中小企業というものが大きくなり転換をしていくとするのでこういう法律をお願いいたしますという趣旨でございまして、数件にわたる幾つかの前提条件というものは基本的にはいさざかも変わつてない。ただ、中小企業の経営のむずかしさということにつきましては、御案内のように、ここ二、三ヵ月景気が中だるみ状態でござりますし、大冷害、大水害、あるいはまた電電、国鉄のおくれ、こういうふうなこと等からやや苦しい状態になつておる、そういう当面の経営問題はござりますけれども、基本的な環境そのものは法案をお願いしまして、当時とは変わっていない、かように考えております。

○佐野(進)委員 中小企業問題についてこの機会に議論し始めれば何時間あっても足りないわけでありますし、きょうはそこに目的があるわけではございませんので、原則的に大臣から法案提出時期と今日の状態との比較の中で法案が必要であるかどうかということについてお聞きしたわけであります。

以下、具体的な問題でありますので、後でまた大臣に総括的な面については数点にわたつて質問してみたいと思いますが、中小企業庁長官に内容についての質問をしてみたいと思います。

まず第一に、いま大臣がお答えになられたように、法案を提案された時期と今日の段階においては、幾つかの小波動はあるが大局においては変わりはないのだ、そういうような認識であります。これから先行きこの法律が施行されて、その後の情勢の中で果たしてこの法律の果たす役割りがどうなのか、こういうことを考えたとき、この法律そのものが、中小企業特恵対策臨時措置法、あるいはまた国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律、この二つの法律をまとめて一つにし、一つが時間切れになつたことを契機にして、この際事業転換対策臨時措置法、まあ大変大きな転換対策という名に果たしてふさわしいのかどうかわからないほど、内

容については掲げられている名称のようなことでない点が多くあるわけですが、ただししかり、そういう言葉があるだけに、その内容はいわゆる中小企業切り捨て、行き詰った企業についてはほかの業種に転換しない、それについてはできるだけの骨を折ります、こういうように受け取られるような法案の名称になつておるわけあります。

こういう法案が、いまの段階、いわゆる提案してから今日の数ヵ月たつた中で、変わりがないと言ひながら、相当大きく変化しておる幾つかの問題もあるわけでありますけれども、十年以内という时限立法にしたわけですね。

〔委員長退席、錦貫委員長代理着席〕

时限立法にしたということの持つ意味は、十年が最高ですから、せいぜいここ数年の間であろう、こういうような認識に基づいて出されたのではないか、あるいはまた、前の法律が時間切れになつたから、それを埋め合わせるある程度の時間でいいのではないか、それが終われば、この中小企業事業転換対策臨時措置というようなことはそれほど大きく必要でなくなつていくのじゃないか、こううぐあいにも受けとめられるわけであります、この点について長官の見解をただしておきたいと思います。

○岸田政府委員 日本経済にとりましては、これからの中十一年というのは非常に大切な期間になるのではないかと思っておるところでございます。從来高度成長で日本経済がぐんぐん伸びてきた、そのあげくに石油ショックという一つの大きな洗礼を受けたわけでございますが、その石油ショックの混乱の次に続くこれらの十年というのは、從来のような高度成長の時代と違いまして、いわばいろいろの制約のもとにおける安定成長ということを目指していくことが課題になつてくるのではないかと思つておるところでございます。

言いがえますと、今までのように量の拡大から、いかにして質を高めていくか、これは企業の

○岸田政府委員 失礼いたしました。

○佐野進委員 長官、私の聞いているのは、そういうこともあるけれども、十年という时限を切った形の中で一体いつごろまでを目標にしていいのか、こういうことを聞いています。この法律の発展をいかに支えていくかということが問題意識の中にあることを御理解いただきたいと思います。

これからの中長期におきまして、経済を取り巻く環境、特に中小企業を取り巻く環境といつものいろいろ変わってくることが予想されるわけでございます。先ほどのお話にも出ておりましたように、国際的な環境も変わってまいります。しかし、国内的にも新しい要因が出てくるであろうと思ひます。これらの要因を前にして、一部の中小企業の方々は、今までの仕事をより高めしていくということによつてこれを乗り切るうと考えられるであります。他の一部の方々は、こういう情勢に応じて、今までの仕事のやり方を期したいと考えられる向きもあるのではないかと思うわけでございます。

この法律は、いま申し上げました後のグループの方々、すなはち新しい情勢に応じて新しい分野で发展を図ろうという人たちをいわば激励するための法律でございまして、お話を中に出しておりますしたように、落ちこぼれる中小企業を切り捨てるというような消極的な意味合いでは決してないわけでございます。むしろ、全体としての中小企業の发展をいかに支えていくかということが問題意識の中心にあることを御理解いただきたいと思ひます。

いま申し上げましたように、これからの中長期においていろいろ環境の変化などをしておりまして、その間における日本经济のあり方ということをいろいろ議論をしておるわけでござります。

の変化が予想される。いわばこの法律は、そのような背景のもとに転換を促進する意味合いで立案をいたしたものでございます。十年がたちました場合には、恐らくこの新しい安定成長という体制に日本経済もなじむあります。中小企業もある程度なじんでくる面があろうと思います。その十年たつた後の状況にどう対応すべきかということは、一応この法律を十年やりました後において、さらに新しい局面に対応して考えていくと、いうような考え方で、とりあえず十年の限時立法にいたした次第でございます。

○佐野(進)委員 長官は就任してまだ日が浅いので、私も突っ込んだ質問をするよりもむしろ総括的な質問をした方がいいと思いますから、そういう点で配慮いたしましたが、ひとつ答弁は聞きたいということについてできるだけ答えていただきたいと思います。

それは、十年ということは、それで十年たつたら見直す。しかし、十年以内にこの用務が終わるのじゃないかと私は思っているわけで、そうした方がいいのか悪いのかということを実は聞きたかったわけであります。

そこで、その意味は結局、この提案説明にもありますように、わが国経済が安定成長へ移行する形の中で、さらに国内の内外の情勢の中で非常に苦境に陥った中小企業者に一つの対策としてこの法律を適用するのだ。こういうことであります。いま一番問題になっていることは、経済状況が悪化して安定成長路線へ入っていったという形の中で、大企業が中小企業の分野の中にどんどん進出してくる。その進出してくる分野をどう防ぎとめるのかといふことが、けさの大臣の答弁の中で、今日の最大の課題である、こういう答弁がなされておるわけであります。大企業が中小企業の分野へどんどん入っていくことに対してこれを防ぎとめようとしているとき、中小企業が中小企業のその既存の分野へ入っていくといふことは構わないのだということにもならないような気がする。

そうすると、大企業がみずから進出しないでいる場合には、わゆるダミーを使って進出させなければ同じことになっていくという議論もあるわけでありますけれども、こういうような形の中では果たして中小企業が転換する新しい分野というものをどういうところに想定していくのか、これは選択の幅が非常に狭められているという形の中で非常にむずかしい問題になつていいこうと思うのですが、中小企業庁当局の、この分野はぜひ行ってもらいたいものだと思うようなものがあればここで示してもらいたい。

○岸田政府委員 中小企業が新しい分野へ転換してまいりとして、一体どういう分野が一番望ましい分野であり、可能性のある分野であるか、私どもとしてもこの辺はよく情勢を見きわめる必要があるだろうと思っておるところでございます。

ただ、少なくとも申し上げられるのは、従来からのいろいろの転換の事例の中で成功した事例を見ますと、この選択がうまくいった事例が非常に多いということが言えるわけでございまして、中小企業としてこれから新しい分野を選ぶときに、転換先として将来のその業種の伸びというものをよく見きわめておく必要があるだらうと思っておるところでございます。

過去の成功事例から一般的に言えますことは、国民のニーズのおもむくところをよく見きわめるということが大切でございまして、さらに具体的に申し上げれば、たとえば生活環境の改善という健康なり福祉に対する需要が非常に高まつてきております。この辺にねらいをつけて転換先をしぼついくとか、さらにはまた省資源の動きというものが非常に活発になつてきておりまして、そういう流れの中で新しい分野を見つける、こういったことが非常に重視されてきております。それらの業界は、先ほど来のお話にございましたように、国際的な環境が変化するところ、あるいは国内的な要因が新たに発生したというような具体的な例といたしましては、たとえば貿易構造の変化によって輸出がなかなか思うように伸び持つていくかということについていわば悩みを持つおられる業界でございます。

○佐野(進)委員 そうすると、いま言われたような形の中での業種を指定する、指定された業種というのは、その時点の中ですでに転換の対象業種になる、こういう印象を全国的に位置づけるというか、表明するというか、この業種は国内外の情勢ないし当面する経済情勢の中で転換に必要な業種でありますよ、こうしたことになると、ああ、その業種はもう転換の必要な業種だとするといふふうに申し上げていいのではないかと思ひます。

造船も、しばらくの間輸出を中心として需給のア

イドも、こういうような形の中でも、数ヵ月前といまでは大変事の異なる業種の中でも、数ヵ月前といまでは大変事が転換する新しい業種があるわけです。当時は転換しなければなかなかやつていけないだらう、ことういうぐあいに必死になつて運動していた業種が、わずか半年足らずの間に、人手が足りなくとも転換しなくてもいいわい、こういうような形の中に置かれている業種も存在しているわけですが、私もずっと調べてきたのですが、相当の時間的経過の中で非常に事情が変化していくわけですね。だから、あなた方が、いま抽象的な答弁しかなされませんでしたけれども、こういうところは中小企業が転換していくのに非常にいい業種だと想定されても、その想定された業種がいまはよくても、いまの経済情勢の変化の中で半年たつたらこれはそぐわないのだという業種になつていく場合があるわけです。

それはしばらくおもいたしまして、この法律が施行された場合、あなた方がいろいろな業種を指定していくわけでありますけれども、具体的に現段階において転換を必要とする業種は一体どういう業種であると判断なされておるのか、わかつている範囲で結構ですからお示しをいただきたい。

○岸田政府委員 私どものところにもいろいろな業種から転換の問題についての相談に見えております。それらの業種は、先ほど来のお話にございましたように、国際的な環境が変化するところ、あるいは国内的な要因が新たに発生したというようなことに伴いまして、長期的にその業界をどうなさることに伴いまして、なまなましくなつたといふふうに申し上げていいのではないかと思ひます。

○佐野(進)委員 そうすると、いま言われたような形の中での業種を指定する、指定された業種というのは、その時点の中ですでに転換の対象業種になる、こういう印象を全国的に位置づけるというか、表明するというか、この業種は国内外の情勢ないし当面する経済情勢の中で転換に必要な業種でありますよ、こうのことになると、ああ、その業種はもう転換の必要な業種だとするといふふうに申し上げていいのではないかと思ひます。

造船も、しばらくの間輸出を中心として需給のア

か、そういう心配が当然のように出でくると思うのであります。が、そういう心配をなくする配慮はどういうふうに考えられておるか、この点をひとつ説明させていただきます。

○岸田政府委員　ただいま幾つかの業種について具体的な例を申し上げましたが、これらの業種につきましては、確かに対外的あるいは対内的に新しい要因を迎えて、そして新しい対応を迫られているということは事実でございます。その新しい対応として、あるたちは、今までの仕事のやり方の中에서도さらに合理化し、近代化し、国際競争力をつけてこれを乗り切つて、こうというふうにお考えの方もかなり多いという感じがしますが、同時に、一部には、別の分野で展開を図った方がよりその企業としても有益であると考えられるグループも当然あるわけでござります。私どもは決して、その業種を指定したから、これでもつて暗いイメージを与えるというようなことは考をされているわけではありません。むしろ一つの転機を迎えたということをございまして、その転機をどう生かしていくかということを前向きに考えておきたいと思っておるところでござります。

ただ、率直に申せば、一部には御指摘のような懸念を持つ向きもあり得るわけでござります。しかし、そういうことを何とか少しでもなくしていくように、こちらも気をつけていくように考えております。具体的には、業種を指定いたしますと、ときには、余り限定的に狭く指定をしますと、とかく暗い印象に結びつきがちでございますので、少しふんわりした業種の指定の仕方をしていきたいと思います。具体的には、業種を指定いたしますと、ときには、その業界の方々ともよく想談をして納得すべく指定をする、一方的に業種を指定することによって、業界として逆に恨まれるというようなことのないよう、事前によく気をつけてまいりたいと思っております。

○佐野(進)委員　それはそういうことになるといふことであればどうかと思うのですが、しかし、とうへん私が言つたようなことの記述がな、よう

○佐野進(委員) 一つ一つもう少し確認をとつてから質問をしてみたいのですが、時間の関係がありますから、次へ進んでみたいと思います。

次に、いまのような措置をするということにして、計画の段階、認定の段階、それれにましても、計画の段階、認定の段階、それれにおいて相当慎重を要する必要があるわけあります。が、その様式はどのような形になっていくのか。その計画は「中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができるものであることその他」の政策で定める基準」、こういうような形の中でこの事項について一応明確にその措置をしていただきたい、こう考るわけありますけれども、この点についてどう考えておられるか、この際明らかにしておいていただきたいと思います。

〔縊貫委員長代理退席、近藤委員長代理着席〕

○岸田政府委員 中小企業の方が具体的に転換の構想を固められると、まず計画の認定の申請を行うということが必要になつてしまります。この認定の申請の手続はなるべく簡素なものにしていただきたいと思つておるところでござります。内容として書いていたくべき事項としては、いま考えておりましては転換の内容であり、また実施時期、それから転換に伴つて設備の設置ないし廃棄、これがどういう内容であるか、さらにはまた労務の関係をどういうふうに計画の中に織り込んでいるか、さらにまた資金の問題、こういったところがポイントにならうかと思います。いずれも事実を記載していただければ、その内容を見て具体的な認定に入るということにならうかと思っておるところでございます。

そこで、次の段階として計画の認定に入るわけでございますが、認定の基準といたしましては、いまお話をございましたように、一つは、中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮することができるものであること、それから他の一つとしては、転換を円滑に行なうため適切な記載内容になつていいこと、この二つが認定の基準にならうかと思つています。

前段の中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮するという点につきましては、設備なり技術なりといった既存の経営資源ができるだけ有効に活用し得るという点がチェックポイントでございまして、さらにこの計画で構想されております転換先が本当にその中小企業にとってふさわしいかどうかというようなこともありますので見ていただきたいと思います。それから後段につきましては、転換期間が適切であるかどうか、それから設備なり資金なり労務面で無理な計画になつてはいるようなことはないか、こういった点を見てまいりたいと思つております。

○佐野進委員 そういうような形の中いろいろ転換対策をされていくわけでありますから、いま中小企業庁で考えておられる対象業種の中で、一番問題になるのは造船、造船といえば下請、こういうような形がもう必然的に出てくるわけです。その下請といふものは、これはその下請の孫請といふような形にもなつてくるし、現実の問題として、ある地方の業種の中においては親会社から受注が激減した、したがつてこれは大変だというので人員整理を行つた、ところが今度は中小の仕事が出てきて、結果的に人が足りない、親会社から仕事が出てこないけれども、他のところから仕事が出てきて、一度やめさせた人をもう一度雇用しようとしても、もうどこかへ散つてだめだ、いわんや孫請の会社に至つてはそれ以上深刻な状況になつてはいるというようなことも聞かれるわけでありまして、下請企業対策というものは、單に造船だけではなく、一般的にも非常に大きな問題になつておるわけであります。

そういうような下請企業について、その実態から見て、転換期間中に相当部門の転換を図ることは大変困難な場合があると思うのですが、こういう下請企業に対する取り扱い等についてはどう対応せられようとしておるか、この際明確にしておいていただきたいと思います。

○岸田政府委員 今度の不況を通じまして、下請の問題が中小企業対策としても非常に重要な発揮する

す。 といふことが改めて認識された次第でございま

その意味におきまして、下請対策につきましては、一つは資金的な面でできるだけの応援をすること、それから下請との間の手形条件その他の支払い条件が悪化しないよう気をつけること、さらにまた下請企業振興協会を通じて仕事のあつせんを図ること、これらの手を逐次打ってまいりました。これがござります。

一般的な問題に加えまして、やはり小さい企業である場合が多いので、情報等も不足していることが多いと思います。したがつて、長い目で見てその業界をどう持つていったらしいのか、あるいはその企業をどう持つていったらしいのか、この辺については親身に相談に乗つてあげながら、その下請企業の新しい展開をお手伝いするよう気をつけてまいりたいと思います。

げましたとおり大変オーバーな表現だと思いますのでありますけれども、これはしばらくおくいたしまして、それでは何をどうするのかということになりますと、結局金融その他という形の中に置いて、金融が特に大きな柱になつておるわけであります。この金融の部面におきましても、中小公庫、国民公庫の転換貸付の金利が八%だということになつておるわけであります。八%の金利で転換対策の資金の貸付だということになつたのは、大変どうも、いわゆる看板と内容が大分違うじゃないか、こういうような気がするわけがあります。これらの金利を引き下げる等、助成内容をもつと強化していくべきではないか、こう考えるわけでありますが、この点について見解を明らかにしておいていただきたいと思います。

○岸田政府委員 御承知のとおり、現在の中企業金融公庫及び国民金融公庫の基準金利は八・九%でございます。この法律の実施に伴う転換金融としましては、お話の中にございましたように

八%を考えております。これは、転換ということが新しい分野への展開であるだけに、やはり一般の場合と違つて手厚い助成が必要であろう、こういう配慮から、一般的の金利より引き下げまして八%にいたしました次第でござります。

この八%申しますのは、五十一年度予算においても一応裏づけられておるわけでございますが、お話の中にもっと助成を強化できないかというようなことが出ておりましたし、また業界からもそういうような要望がござりますので、実は来年度の予算要求におきましてはこの八%を七・五%まで引き下げることができないかどうか、いま中でもいろいろ検討をしておるところでござります。

もちろん、転換をする当事者としましては、少しでも金利が安く、期間が長い、そういうた金融が欲しいと思うのは当然でございますが、たやすく翻って考えてみると、転換先で従来からその仕事をやってきておられた方々とのバランスを考えおく必要もございますし、また、従来いろいろ転換に関してとつてまいりました措置との均衡を考える必要があるというようなことで、一応先ほど申し上げましたような条件を設定いたした次第でございます。

○佐野(進)委員　こちらをもう少し突っ込んで詰めればいいのでしょうけれども、次に進みます。いずれいまの問題等については強い要望を出したいたいと思います。

労働省から課長さんが来ておりますので質問しますが、今回のこの転換法の審議に当たつて最も配慮しなければならないのは、労働問題だと思います。いわゆる事業経営者は、先ほど来質疑が続けられているように、転換したい、業種を指定してもらつた、じゃやめましょう、こっちへ行きます、金は貸してもらいます、いろいろ指導は受けます。しかし、そこに働いている労働者は二十一年、三十年と勤めて、いま急に転換しろと言われても、なかなかそう簡単にはいかないわけです。業種が違うのですから、仕事の内容が違つて

くる。旋盤をはじていた人が一気にセールスマンになれと言われたって、そんなことはできるわけじゃない。そういうことになりますと、労働者がこの転換法を非常に警戒すると同時に、これは反対してくれ、こんな法律は通さないでくれとう、内容を見ればそれほどじゃないのですけれども、表面から見ると、転換は労働者切り捨てであり、中小企業切り捨てである。こういう形の中において、一種の恐怖感というか、不安感というか、そういうものを持って、われわれのところへもこの法律を反対してくれという強い要請が来てるわけであります。

したがって、これらの問題についてそれぞれ具体的に、そうではない、そうしなくとも済む対策をとっていかなければいけない。しかし、その企業はもはや存立することが客観的にもあるいは実際上の問題としても不可能だというのに、倒産しても構わないからそれをやれということはなかなかでき得ない状況等もあるわけでありますから、そういう場合どうするかということでいま議論をしておるわけでありますけれども、この場合、労働省として、雇用保険法の基本手当の個別延長を行うこと、また雇用安定基金というものをつくつてみる構想等が当然あってしかるべきだ、こう思ふわけでありますが、それらに対してもどう考えるか。

さらにまた、転換に伴う離職者の優先雇用対策、中高年齢失業者の雇用安定措置、こういうものは、当然この法律を提案するに際して、労働省当局と通産当局とが話し合われた上でこういう法律が提案されてきておると私どもは思うわけでありまするが、その話し合いの上で、労働者としては当然これらの問題については万全を期した上に法律提案を賛成せられてきたと思うわけでありますけれども、どう措置をされてきているか、この際明確にお答えをしていただきたい。

問題であるというふうに思つております。それで、実は昨年四月から雇用保険法が新しく実施されおりまして、その中で事業転換に伴う労働者の職業転換をスムーズにやるために手だても各種給付金として用意されております。したがつて、この事業転換促進法案が実施の段階には、そうした雇用保険法に基づくところの事業転換に応ずる職業転換のための給付金を活用できると思つておりますが、ただ、今後の経済情勢を見てまいりますと、従来のような高度成長期とは大分様子が変わつてまいります。したがつて、そうした雇用不安といふものもより深刻になつてくるのではないとかということから、お話をございました雇用安定基金、仮称でございますけれども、私どもの方で現在検討を進めております。それによりまして、景気変動時あるいは産業構造の変化に対応する事業転換をスムーズにやるために手だてをさらにお実していきたいと考えております。

なるわけでございますから、その地域の職業安定機関、それから職業訓練機関一緒になって、その優先再就職のための体制は、たとえば臨時職業相談所を設けるとかいう形で從来もやってきておりますし、今後もそうした対応の仕方は十分考えてまいりたいと思っております。

最後に、中高年齢者への問題の御指摘がございました。この十月から高齢者の雇用率も新しく実施されております。こうした雇用率を背景に、さらには各種再就職奨励金の活用を図りまして、特に中高年には若年者にないハンディキャップがござりますので、力を入れて再就職を進めてまいる所存でございます。

○佐野(進)委員 次の質問に移ります。

中小企業庁長官、近代化審議会に事業転換部会を設けて、そのメンバーに労組代表を加える必要があると思うわけです。この理由を説明すればいろいろあるわけありますけれども、時間の関係がありますから理由は余り長く申し述べませんが、結果的に、この近代化審議会といいますか、あるいはここの中に設けられるそれぞれの機関の中にはいろいろな意見、特に働いている人たちの意見が反映されるということは必要ではないか、こう思うわけであります。この点について中企業庁長官の見解、労働省の方は直接的に見解の発表は必要ないと思いますが、もしあればお聞かせて答弁をしていただきたいと思います。

○岸田政府委員 御意見もつともなことではないかと私は思います。先ほど申し上げましたように、転換が円滑に行われるためには従業員の理解と協力ということが必要でございまして、この意味からしますと、従業員への配慮ということは、この法律を円滑に進めていく上での大きなファクターであろうと思っておるところでござります。中小企業近代化審議会の中にもこの転換問題を特別に扱う部会を設けるということにつきましては、実は事務局でも前々から考えておりまして、今年の三月十六日、総合部会政策小委員会を開きました際に、こういうことで御了解を願つて

おるところでございます。もしこの転換法が成立しました暁には、正式に審議会に諮りまして事業転換部会を発足させるようにならしたいと思いまます。そうして、その転換部会にはやはり労働界の代表の方にも参加していただきたいと思うことがありますので、有益なのではないかと考えておるところでございます。

○佐野(進)委員

その次は、事業転換に伴って、

結果的に、先ほどお話し申し上げたように、同業種間における転換でなくして異業種間における転換ということになるわけですから、既存の設備といふものはほとんど廃棄されるという状況になるわけです。そういうことになりますと、これのために投じた資金がほとんどむだになるし、新しい設備に対する新資金を投入しなければならない、こうしたことになるとすると、転換業種にとっては大変大きな負担になっていくわけあります。かつて本委員会において決定した織機の買上、これをそのまま当てはめるということはできません。かれども、これをそのまま当てはめるということはできないとしても、これに準じたような措置をとることができるのではないかと考えますが、その点について見解をひとつ聞いておきたいと思います。

○岸田政府委員

転換に伴いまして、従来持つて

いる設備が不要になるというケースがいろいろ出

てくるかと思います。こういった場合に対応いたしまして、今回の法律に伴う措置として、一つは税制面の対策を考えております。具体的には、転換計画に従つて古い事業用の資産を処分する場合には、転換計画期間中に繰り上げ償却をする道を

開くことがその内容になるわけでございま

す。

○岸田政府委員

一度転換計画の認可を受けまし

て、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にUターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたようなかつこうになるわけでござります。こういう場合でござりますと、本来目的としておりました事業転換は結果としては実施されないと

おるわけですが、もしこの制度が成立しました暁には、正規に審議会に諮りまして事業転換部会を発足させることになります。参考までございまして、この助成比率九十六年以内というかなり長い融資が行われることになるわけでございます。

○佐野(進)委員

大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思います。

事業転換後、その事業を転換する、先ほど造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、

新しく人を集め、機械をまた購入し始める、こう

いうような事業が実際に存在しておるわけでござります。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩典を受けた、しかしその恩典によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよかったですといふ中小企業者が出てくることは当然です。そうしたとき、その当然な業者の取り扱いをどういうふうにするのか。これは非常に具体的な問題になつてまいりますが、そのことについて一点、聞いておきたいと思います。

さらに、時間がございませんから、次の問題を聞いて一括して答弁してください。中小企業庁所管の技術改善費補助金というものがあるわけですが、特に事業転換企業のために別枠予算として確保することがこの種補助金としては必要ではないか、こういうふうに考えますが、これはどう判断されるか、この二点を一括してお答えを願いたい。

○岸田政府委員

一度転換計画の認可を受けまし

て、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にUターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたようなかつこうになるわけでござります。こういう場合でござりますと、本来目的としておりました事業転換は結果としては実施されないと

いうことになるわけでございまして、もとの認定

は取り消さざるを得ないのではないかという感じがいたします。そうなりますと、それ以降は助成が受けられないということが結果として言えるようになります。

さらに進みまして、一度転換をして新しい業種で仕事をするところまでこぎつけた、ところがまた事情が変わって戻つてくる、こういう場合もあります。

○佐野(進)委員

大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思います。

事業転換後、その事業を転換する、先ほど造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、

新しく人を集め、機械をまた購入し始める、こう

いうような事業が実際に存在しておるわけでござります。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩典を受けた、しかしその恩典によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよかったですといふ中小企業者が出てくることは当然です。そうしたとき、その当然な業者の取り扱いをどういうふうにするのか。これは非常に具体的な問題になつてまいりますが、そのことについて一点、聞いておきたいと思います。

さらに、時間がございませんから、次の問題を

聞いて一括して答弁してください。中小企業庁所管の技術改善費補助金というものがあるわけですが、特に事業転換企業のために別枠予算として確保することがこの種補助金としては必要ではないか、こういうふうに考えますが、これ

はどう判断されるか、この二点を一括してお答えを願いたい。

○岸田政府委員

一度転換計画の認可を受けまし

て、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にUターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたようなかつこうになるわけでござります。こういう場合でござりますと、本来目的としておりました事業転換は結果としては実施されないと

いうことになるわけでございまして、もとの認定

は取り消さざるを得ないのではないかという感じがいたします。そうなりますと、それ以降は助成が受けられないということが結果として言えるようになります。

さらに進みまして、一度転換をして新しい業種で仕事をするところまでこぎつけた、ところがまた事情が変わって戻つてくる、こういう場合もあります。

○佐野(進)委員

大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思います。

事業転換後、その事業を転換する、先ほど造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、

新しく人を集め、機械をまた購入し始める、こう

いうような事業が実際に存在しておるわけでござります。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩典を受けた、しかしその恩典によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよかったですといふ中小企業者が出てくることは当然です。そうしたとき、その当然な業者の取り扱いをどういうふうにするのか。これは非常に具体的な問題になつてまいりますが、そのことについて一点、聞いておきたいと思います。

さらに、時間がございませんから、次の問題を

聞いて一括して答弁してください。中小企業庁所管の技術改善費補助金というものがあるわけですが、特に事業転換企業のために別枠予算として確保することがこの種補助金としては必要ではないか、こういうふうに考えますが、これ

はどう判断されるか、この二点を一括してお答えを願いたい。

○岸田政府委員

一度転換計画の認可を受けまし

て、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にUターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたようなかつこうになるわけでござります。こういう場合でござりますと、本来目的としておりました事業転換は結果としては実施されないと

いうことになるわけでございまして、もとの認定

は取り消さざるを得ないのではないかという感じが

がいたします。そうなりますと、それ以降は助成

が受けられないということが結果として言えるよ

うに思ひます。

さらに進みまして、一度転換をして新しい業種で仕事をするところまでこぎつけた、ところがまた

事情が変わって戻つてくる、こういう場合もあります。

○佐野(進)委員

大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思います。

事業転換後、その事業を転換する、先ほど造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、

新しく人を集め、機械をまた購入し始める、こう

いうような事業が実際に存在しておるわけでござります。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩典を受けた、しかしその恩典によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよかったですといふ中小企業者が出てくることは当然です。そうしたとき、その当然な業者の取り扱いをどういうふうにするのか。これは非常に具体的な問題になつてまいりますが、そのことについて一点、聞いておきたいと思います。

さらに、時間がございませんから、次の問題を

聞いて一括して答弁してください。中小企業庁所管の技術改善費補助金というものがあるわけですが、特に事業転換企業のために別枠予算として確保することがこの種補助金としては必要ではないか、こういうふうに考えますが、これ

はどう判断されるか、この二点を一括してお答えを願いたい。

○岸田政府委員

一度転換計画の認可を受けまし

て、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にUターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたようなかつこうになるわけでござります。こういう場合でござりますと、本来目的としておりました事業転換は結果としては実施されないと

いうことになるわけでございまして、もとの認定

は取り消さざるを得ないのではないかという感じが

がいたします。そうなりますと、それ以降は助成

が受けられないということが結果として言えるよ

うに思ひます。

さらに進みまして、一度転換をして新しい業種で仕事をするところまでこぎつけた、ところがまた

事情が変わって戻つてくる、こういう場合もあります。

○佐野(進)委員

大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思います。

事業転換後、その事業を転換する、先ほど造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、

新しく人を集め、機械をまた購入し始める、こう

いうような事業が実際に存在しておるわけでござります。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩典を受けた、しかしその恩典によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよかったですといふ中小企業者が出てくることは当然です。そうしたとき、その当然な業者の取り扱いをどういうふうにするのか。これは非常に具体的な問題になつてまいりますが、そのことについて一点、聞いておきたいと思います。

さらに、時間がございませんから、次の問題を

聞いて一括して答弁してください。中小企業庁所管の技術改善費補助金というものがあるわけですが、特に事業転換企業のために別枠予算として確保することがこの種補助金としては必要ではないか、こういうふうに考えますが、これ

はどう判断されるか、この二点を一括してお答えを願いたい。

○岸田政府委員

一度転換計画の認可を受けまし

て、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にUターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたようなかつこうになるわけでござります。こういう場合でござりますと、本来目的としておりました事業転換は結果としては実施されないと

いうことになるわけでございまして、もとの認定

は取り消さざるを得ないのではないかという感じが

がいたします。そうなりますと、それ以降は助成

が受けられないということが結果として言えるよ

うに思ひます。

さらに進みまして、一度転換をして新しい業種で仕事をするところまでこぎつけた、ところがまた

事情が変わって戻つてくる、こういう場合もあります。

○佐野(進)委員

大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思います。

事業転換後、その事業を転換する、先ほど造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、

新しく人を集め、機械をまた購入し始める、こう

いうような事業が実際に存在しておるわけでござります。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩典を受けた、しかしその恩典によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよかったですといふ中小企業者が出てくることは当然です。そうしたとき、その当然な業者の取り扱いをどういうふうにするのか。これは非常に具体的な問題になつてまいりますが、そのことについて一点、聞いておきたいと思います。

さらに、時間がございませんから、次の問題を

聞いて一括して答弁してください。中小企業庁所管の技術改善費補助金というものがあるわけですが、特に事業転換企業のために別枠予算として確保することがこの種補助金としては必要ではないか、こういうふうに考えますが、これ

はどう判断されるか、この二点を一括してお答えを願いたい。

○岸田政府委員

一度転換計画の認可を受けまし

て、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にUターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたようなかつこうになるわけでござります。こういう場合でござりますと、本来目的としておりました事業転換は結果としては実施されないと

いうことになるわけでございまして、もとの認定

は取り消さざるを得ないのではないかという感じが

がいたします。そうなりますと、それ以降は助成

が受けられないということが結果として言えるよ

うに思ひます。

さらに進みまして、一度転換をして新しい業種で仕事をするところまでこぎつけた、ところがまた

事情が変わって戻つてくる、こういう場合もあります。

○佐野(進)委員

大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思います。

事業転換後、その事業を転換する、先ほど造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、

新しく人を集め、機械をまた購入し始める、こう

いうような事業が実際に存在しておるわけでござります。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩典を受けた、しかしその恩典によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよかったですといふ中小企業者が出てくることは当然です。そうしたとき、その当然な業者の取り扱いをどういうふうにするのか。これは非常に具体的な問題になつてまいりますが、そのことについて一点、聞いておきたいと思います。

さらに、時間がございませんから、次の問題を

聞いて一括して答弁してください。中小企業庁所管の技術改善費補助金というものがあるわけですが、特に事業転換企業のために別枠予算として確保することがこの種補助金としては必要ではないか、こういうふうに考えますが、これ

はどう判断されるか、この二点を一括してお答えを願いたい。

○岸田政府委員

一度転換計画の認可を受けまし

て、その転換計画の期間中にもう一度もとの業種にUターンする、いわば転換計画が途中で打ち切られたようなかつこうになるわけでござります。こういう場合でござりますと、本来目的としておりました事業転換は結果としては実施されないと

いうことになるわけでございまして、もとの認定

は取り消さざるを得ないのではないかという感じが

がいたします。そうなりますと、それ以降は助成

が受けられないということが結果として言えるよ

うに思ひます。

さらに進みまして、一度転換をして新しい業種で仕事をするところまでこぎつけた、ところがまた

事情が変わって戻つてくる、こういう場合もあります。

○佐野(進)委員

大臣に聞く原則的な質問が若干残っておりますので、具体的な質問についてはあと二点ばかりで終わりたいと思います。

事業転換後、その事業を転換する、先ほど造船の話ではございませんが、整理してしまつたら急に仕事が出てきた、こういうような形の中で、

新しく人を集め、機械をまた購入し始める、こう

いうような事業が実際に存在しておるわけでござります。転換した、しかし前の事業の方がよくなってきた、いろいろな恩典を受けた、しかしその恩典によるところの成果は余り上がらない。結果的に、ああ、もとの仕事をやればよaskell

で、今まで質問をいたしました事項をまとめて

大臣に確認の意味で質問いたしますので、お答えをいただきたいと思います。

第一点は、事業転換が大企業が中小企業事業分野に進出することによって発生しない、こういう措置を明確にすることが必要だと思います。そのことの意味はもう先ほど來質問を続けております事柄でおわかりだと思ふのですが、結局事業分野法案の提出は一体いつにするのか、こういうことになるわけでございますので、午前中の質問もございましたけれども、いま少しく明確にお答えをいただきたい。

第二点は、業種指定をする場合は、近代化審議会に部会を設け、そのメンバーに労働者代表を入れる、これは長官がいまお答えになつておりますけれども、大臣から確認の意味で御返事をいただきたい。

第三点は、第三条第一項の政令内容を明確にすること、これは先ほど来いろいろ質問をいたしておりますその中でもあるわけでありますけれども、これについてお答えをいただきたい。

第四点は、事業転換に伴つて協同組合等で設備を共同廃棄する場合は、中小企業振興事業団の設備共同廃棄事業に対する助成措置の対象とする点。

これは先ほど質問をいたしました件についてそれぞれ長官からお答えがあるわけありますが、大臣から以上四点にわたつて一括御答弁をいただいて、質問を終わりたいと思います。

○河本国務大臣 事業分野の調整に関する法律につきましては、前国会の委員会における御決議を受けまして、自來精力的に作業を進めておりま

す。先般も御答弁いたしましたが、夏休み等も返

上いたしまして懸命の努力を続けておりまして、いま最終の作業を続けておるところでございま

す。

あと引き続きまして第二点、第三点、第四点についての御質問がございましたが、これはいずれも長官が答弁したとおりでございまして、確認をいたします。

○稻村委員長 中村重光君。

が、この事業転換は現在の造船不況を中心とするもろもろの不況業種があるのだからこれはやらなければいけないと思ってるのだけれども、転換をしましても、新しい事業の方へ移っていくの

で、なまやさしいことじゃないだろうと思っているのです。したがつて、不況対策というのを強力に推進をして、そして多少の縮小をやるというこ

とがあつても、企業の合併であるとか、その他近代化あるいは管理部門の合理化であるとか、ありとあらゆる対策を講じていく必要が優先されなければならぬと思つてゐるのですが、それらの点

についての考え方、具体的な不況対策として講じておられる事項、また講じておられるけれどもなかなかうまくいかないということと壁にぶつかつてい

る問題、それらに対する打開策といったようなことを一応通産大臣からお伺いをいたしまして、運輸省も見えてますから、それをお尋ねをしていきたいと思いますが、いかがですか。

○河本国務大臣 官公需の中小企業に対する発注の割合は、昨年は三二・四%でございましたか。それをことは三四%まで引き上げようというの

が一応目標になつております。しかし、総理大臣はかねがねこの問題に非常に熱心でございまして、将来は五〇%までぐらいいかないか、工夫を

するようになつておられます。しかしながらお答えいただけますか。

○中村(重)委員 高度の技術といふことで答弁をし

ました。二十六、七日ころには大体の結論は出るのではないかと思いますが、その結論を見ました上で、必要とあらば今後適当な景気対策というもの

を積極的に進めていく必要があるかと考えておるところでございます。

○中村(重)委員 長官からでいいのだけれども、中小企業に対する官公需は何%になつておるのか。そして、これは三木総理が本会議で答弁をし

たことのあるのだけれども、これをどの程度まで上げていこうとお考えになつていらっしゃるの

か、大臣からお答えいただけますか。

○河本国務大臣 うことは、私は創業以上のむずかしい仕事だと思います。中小企業が初めて仕事を起こします場合ももちろんむずかしい困難な事業であります、

転換をする場合はそれにも増してむずかしい仕事ではないかと思います。それから同時に、不況の場合には、理屈の上ではわかつておりますが、なかな転換がしにくい、やはり経済にある程度の活力があるというときでないと転換しにくいです

し、転換後もなかなかうまくいかないのではない

か、こう思ひます。

そういう意味におきまして、経済に活力を持たせる、つまり景気回復を順調に進めていくということが何よりも肝心でございますが、現在のこと

が、ことしの一月から七月ごろまでは比較的順調

いつおるので。

なぜ中央の仕事が比較的むずかしいかといいますと、やはり大規模な仕事が多いということが一つと、それから高度の技術を要する仕事が多いと

いうこと等でやりにくく点が地方よりも多いです。

中小企業の技術もだんだんと進歩しております

し、大規模の仕事といえども、場合によれば分割して中小企業に発注する可能性等もあるわけですが、なまやさしいことじやないだらうかと考えておきますから、そういう点を、各省、各庁におきましていろんな意見もありますけれども、極力説得いたしまして、先ほど申し上げましたような目標にできるだけ早く引き上げていきたいというの

がいまの考え方でございます。

○中村(重)委員 高度の技術といふことで答弁をしやつたのだけれども、また各省、各庁のいろんな考え方というのもある、大企業からのいわゆる受注要求といふものがあつて、なかなかそれを抑えるということもむずかしい、それも一つの壁だといふこともわかるわけですね。やはりそれを排除して、総理が言われた一応五〇%まで引き上げていくということをしなければならない。一つの例証としてお挙げになつた、高度の技術が必要である。だけれども、中小企業はその点について若干劣つておる。そういう高度の技術を中小企業に持たせるための施策、総理が言った五〇%までの引き上げるために講じていらっしゃる対策といいますか、政策と申しますか、それはどういうことなんですか。

○岸田政府委員 中小企業に対する官公需の確保の問題につきましては、国会でもしばしば御議論をいたきましたし、私どももそのような御議論を受けまして、今度の不況の際、できるだけその機会をふやすように努力をしてまいりました。関係各省におきましても、私の見ておりますところでは、今回の不況を契機として、この問題に対する理解はかなり深まってきたような気がいたしておるところでございます。

具体的にどういうことを考えておるかといふこと

に回復しておりますが、八月、九月、十月と、やや足踏み状態になつておなりまして、その点、私も心配をしておるわけでございますが、この中旬におきまして広範な景気動向の調査をいたしました。八つの通産局を総動員いたしまして調査をいたしました。二十六、七日ころには大体の結論は出るのではないかと思いますが、その結論を見ました上で、必要とあらば今後適当な景気対策というもの

を

いたしました。

○中村(重)委員 総理は、お答えのとおり五〇%

まで持つていただきたいと言つたのだけれども、一遍にそこまでいくことはむずかしい、徐々に引き上げていただきたい、こう大臣はお答えになつたのだけれども、どういった点が総理が言う五〇%まで引き上げることについての隘路と申しますか、障害となつておるのですか。

○河本国務大臣 いま申し上げましたのは中央の仕事でございまして、地方の仕事につきましては約七〇%ぐらいは中小企業に出ておりまして、そ

の全平均をとりますと四九%強、約五〇%弱まで

とでございますが、たとえば指名競争入札制度を一層活用することであるとか、あるいは地方支分部局の発注限度といいますか、契約限度額を引き上げることであるとか、あるいは一つのプロジェクトについて分割発注をして、中小企業にも入札の機会が得られるようにするとか、さまざまなものですが、特にいま私どもで力を入れておりますのは、協同組合に対する発注を促進するという点でございます。

指定いたしまして、それらになるべく注文が当たるよう応援をしてまいったわけでござりますが、正直に申しますと、まだ組合の方の体制が十分でないために、本当に責任を持ってその仕事を仕上げられるかどうか、あるいは本当に資金的あるいは技術的な能力があるのだろうか、こういった点をいろいろ懸念される向きが多いようでございます。私どもは、こういった事業協同組合を開設しまりまして、そうして相当まとまつたものでも注文ができるようになしたいということで、まいりいろいろの工夫を考えておる最中でございます。

さらにまた、いま御指摘がございました技術能力向上の問題につきましては、これは一般の技術施策の一環として、中小企業でも大企業に負けないだけの小粒でもびりっとした技術を備えられるよう、これも非常に大事なポイントであると思いまして、できるだけ今後とも気をつけてまいりたいと思います。

○中村(重)委員 不況対策ということで、私どもは当委員会においてもいろいろな角度から、こうしたことを行つた方がいいじゃないか、ああいちら方法もあるじゃないかという問題提起をしてきたのです。また、いろいろ各省の答弁も聞いてきました。いま長官がお答えになつたようなことをいつも私どもは聞いてきているのだ。ところが、考え方方はわかるのですよ。おっしゃるとおり、それはもう私どもは聞いてきているのだ。ところが、考え方の違うものが当然だと私は思うのです。そういう方法というのが当然だと私は思うのです。しかし、実行が伴つてないとと思うのです。

それで、その考え方は幾らあっても、それを強力に推進をしていく行政努力というものがなされなければいけない。その点が考え方によどまつておる。そうして、そういう指導はするのだけれども、なかなか業界の方でその指導についてこない、ついてこないのはどういう点にあるのかといふことをまた吸い上げる、そうしてそれを解決していく、そういう点が私は不足しているような感じがしてならないのだ。

で、いわばそういうことを一つの機会として、一層関係各省間の連絡を密にし、そしていろいろの注文があるならばその注文を受け、それに合うとようにも中小企業の方の体制づくりも進めていくところまでございます。

○中村(重)委員 共同化であるとか協業化に対する税制上の措置というのももつたのだけれども、不況対策としてさらに強力に推進をしていくところは、金融、税制に対する根本的な憂患意識

いまして、実は私どもの部内でも、やはり御意見もつとものような気がするから、ひとつこの際何とか具体化の方向で考え方られないものだろうか、こういったことで相談をいたしております最中でございます。何とか前進を図りたいと思います。

○中村(重)委員 いまお答えになつたような点なんですよ。後ろ向きと言えば言えないこともないのだけれども、税の繰り延べとかなんとか、そういうものは考えてあげましようというようなことでなく、もつと前向きで、共同化であるとか協

問題、それから技術の面において中小企業が欠けているといふことになつてくると、ジョイントなんかするとなつて、いろいろ問題も解決される、そういう具体的な、講じられた施策を聞かしてもらいたいし、また、いままでここまで来たのだけれども、今度こういうことをやつてはいるのだ、そういう方法というものがいつごろをめどに、こういう具体的な例が実を結んでくることになるのだといふようなことをお聞かせ願わない、本当に私どもは期待を持つことができないといふように思うのです。それらの点、いかがですか。

○岸田政府委員　官公需の発注を少しでも多くするということにつきましては、中小企業庁としてはかなり力を入れてやってきたつもりでございまます。現にこの一年間を振り返ってみましても、地方支分部局の契約限度を引き上げた例は十指に余るものがあると思います。それから、事業協同組合による発注を促進するという意味で官公需適格組合を育ててまいりましたが、組合の数もことしの三月末で百三十二に到達いたしておりまして、年々数があえております。さらに、その発注の数量もこれまで年々増大をしておるところでござります。

こういう問題は、いわば一朝一夕に世の中が変わることのよりは、やはりじみちな努力の積み上げでございます。幸い、先ほども申し上げましたように、関係各省でもこの問題に関する関心がございまして、最も最近高まってまいつたようになります。

○岸田政府委員 今までに例のないほど期間も長く、また非常に厳しい不況でもあつたわけでございます。この不況を何とか乗り切るということのために中小企業としても全力を尽するつてまいりました。中小企業政策としてもできるだけの応援をやってまいりました。ただの長い不況を何とか今までのぎりぎりで、もう一息というところに来ておりますので、わざ最後の努力を払つていきたいと思っておござります。

具体的な施策としましては、いまお話がございましたように金融対策がやはり大切でございました。その意味におきまして、中小企業三機関の資金量の確保をするとか、あるいは信用保険についても逐次手直しをするなどの措置で今日までやってまいりました。官公需対策は、いわばそういうふうといつた意味合いで、一般対策の中に込めまして推進をしておるところでございます。

○中村(重)委員 その協業組合等に対しても、特に税率の引き下げといったようなことをおやりになつてないでどうですか。

○岸田政府委員 協業組合に関する税制の問題かねてから御指摘をいただいていたところでござ

業化というものが中小企業の近代化、さらにまた企業の強力な不況対策を推進することに役立つのだといふ確信をお持ちになつて、やはり税率の引き下げなんというようなことをおやりになると、それは進んで共同化をやつたり協業化をやつたりするのですよ。ところが、そういう前向きの金利の大軒引き下げであるとかあるいは税率の引き下げとかいうことをおやりにならないのだ。そこが問題なわけですよ。だから、もたもたして少しも効果が上がらないと言うのだ。そういうことはやはり大省政府とも十分話し合いをして、各省とも話し合って、もと活力のある不況対策を講じていい必要があるということなんだ。そういう点が欠けているということを私は指摘をしておきたいと田中大臣によりますよ。大臣、どうお考えになりますか。

○河本国務大臣 御意見ごもつともでござりますから、積極的に検討いたします。

○中村（重）委員 運輸省がお見えだけれども、造船の不況対策ということで――これは造船ばかりではなくてすべての場合に当てはまるのだけれども、親企業の発注先の変更ということ。たとえば長崎なら長崎ということになつてくると三菱造船というものの大きく依存をして、そしてそういう親企業がたくさんないものだから下請企業が親企業を選別することができなくて、親企業が一方で選別をするという形のものになっている。だから、不況対策というものを考えるならば、そういう局地的な不況というものが長崎その他特定のところにあるのだから、そういう場合は下請企業

対する発注を県外発注をやつて、それを減して、技術的に問題點があるならば、それを解決するような施策を通省等とも話し合いをして、そういう問題点を解決することにして、そして個々の企業でできなければ共同発注という方法だつてあるわけだから、そういうことで発注先の変更ということを強力に推進する必要があると私は思うのだけれども、私が実態を調査する限り、そういう本當に不況対策として強力に推進していいことを感じ取ることがないのだ。そこらをどうお考えになつていらっしゃいますか。

○間野説明員 先生ただいまおつしやいましたように、不況対策といましても今年度から、また本格的には来年度からというふうに考えておりますのですから、確かに不況対策が浸透しているという感じがまだ末端まで行き渡っていない点があるかと思います。ただ、特に下請という問題につきましては非常につかみにくい点もありまして、いま銃意元請を通じていろいろ調査をする、あるいは下請の団体でございます日本造船協力事業団体連合会というものができましたので、それを通じていろいろ調査するなどして、現在どういうことになつてあるか、どこに問題があるかといふことを調査いたしております。

ただ、だいまで私ども聞いております範囲では、先生がおつしやいましたように、元請の方もどちらかと言えば県外に発注をしておつたものをやめて、県内と申しますか、従来から関係の深かったところにはなるべく仕事を確保するということでやつておるようございまして、私どもの方でも、操業の低下はいたし方ございませんけれども、基準年度と申しますか、能力相応に操業しておりましたときには、加工外注比率が極端に減るようなことはやめるよう指導いたしております。

○中村(重)委員 ともかく徹底をしてないから、強力に指導をして、非常に急激な影響を來したところに対してはできるだけ緩和するような、そう

いう施策を講ずるようにしてもらいたいと私は思うのですね。

もう一つ指摘しておきたいのだけれども、長崎県で中小企業の造船所が協業化をやって、ドックをつくった。ところが、今度は林兼が神戸から新鋭の設備をやつてしまつたから古い設備が出たわけだ。当然スクラップ・アンド・ビルトという形になつてくるわけだから、やはりその場合はスクラップしなければならぬ。それを修理して、そしてまた長崎の方へ林兼がそれをやろうといふ計画を立てた。それはすいぶん混乱をしたのだ。ほんらも下関の方に話をしたり、あるいは門司の海運局に話をしたり、長崎の支局の方に話をしたりいろいろしたのだけれども、林兼の方も強引にやろうとはしない。しないから、一応解決をしたくなつていて。しかし、あなたの方の指導がもつと徹底をしておるならば、そういうむだな精力を消耗するようなことはないわけなんだ。ところが、指導というものがあいまいなのかどうか、あえて私は、あいまいでありますと、こう指導をしたい。そういうのは一切認めないので、

あなたいうことをしようかなんという考え方を起こさなかつたと思う。

そのため、そんなことはやめてもらいたい、造船不況の中において中小の造船がせつかく国では、先生がおつしやいましたように、元請の方もどうやらかと言えば県外に発注をしておつたものをやめて、県内と申しますか、従来から関係の深かったところにはなるべく仕事を確保するということでやつておるようございまして、私どもの方でも、操業の低下はいたし方ございませんけれども、基準年度と申しますか、能力相応に操業しておりましたときには、加工外注比率が極端に減るようなことはやめるよう指導いたしております。

○中村(重)委員 いまおつしやいましたように、船解体業と申しますのは、そのコストの大半を占めます解体用船舶の値段が非常に変動いたしますし、それに応じまして製品でござりますスクラップ価格というのも非常に変動いたしました。そういうこととがございまして、採算の見通しを立てることは非常にむづかしい面がございまして、かつ利幅も現状では恐らく非常に薄いのですね。

○間野説明員 確かに先生の御指摘のようなことは、あつたとのことでございます。私どもの方といたしましては、原則的に施設の新設につきましてはスクラップ・アンド・ビルトという原則を強く堅持しておるつもりでござりますけれども、そういう不都合があつたとすれば、またまた同じような混亂をしたくなつてはいけません。私どもの方といたしましては、原則的に施設の新設につきましてはスクラップ・アンド・ビルトという原則を強く堅持しておるつもりでござりますけれども、そういう不都合があつたとすれば、またまた同じような混亂をしたくなつてはいけません。

○中村(重)委員

長崎の問題はそれで解決をした

のだからいいです。ほかにそういうようなことが起こらないように、むだな精力を消耗させると

いつたようなことがないようにしてもらわぬと

いとおもてますので、スクラップ・ア

ンド・ビルトといふ政策は強く堅持してまいります。

○中村(重)委員 長崎の問題はそれで解決をした

のだからいいです。ほかにそういうようなことが起こらないように、むだな精力を消耗させると

いつたようなことがないようにしてもらわぬと

いとおもてますので、スクラップ・ア

ンド・ビルトといふ政策は強く堅持してまいります。

○中村(重)委員 長崎の問題はそれで解決をした

のだからいいです。ほかにそういうようなことが起こらないように、むだな精力を消耗させると

いつたようなことがないようにしてもらわぬと

いとおもてますので、スクラップ・ア

ンド・ビルトといふ政策は強く堅持してまいります。

○中村(重)委員 長崎の問題はそれで解決をした

のだからいいです。ほかにそういうようなことが起こらないように、むだな精力を消耗させると

いつたようなことがないようにしてもらわぬと

いとおもてますので、スクラップ・ア

ンド・ビルトといふ政策は強く堅持してまいります。

○中村(重)委員 長崎の問題はそれで解決をした

のだからいいです。ほかにそういうようなことが起こらないように、むだな精力を消耗させると

いつたようなことがないようにしてもらわぬと

いとおもてますので、スクラップ・ア

ンド・ビルトといふ政策は強く堅持してまいります。

○中村(重)委員 長崎の問題はそれで解決をした

のだからいいです。ほかにそういうようなことが起こらないように、むだな精力を消耗させると

いつたようなことがないようにしてもらわぬと

いとおもてますので、スクラップ・ア

ンド・ビルトといふ政策は強く堅持してまいります。

○中村(重)委員 ともかく徹底をしてないから、

強力に指導をして、非常に急激な影響を來したところに対してはできるだけ緩和するような、そ

であらうと私は思う。そういう点において指導上あなたの方に欠けているところがあるから、今後はそういうふたよな混亂を起こさせることのないような指導をしてもらいたいと思うのだけれども、いかがですか。

○間野説明員 確かにいまおつしやいましたように、船解体業と申しますのは、そのコストの大半を占めます解体用船舶の値段が非常に変動いたしましたし、それに応じまして製品でござりますス

クラップ価格というのも非常に変動いたしま

す。そういうふたよな混亂を起こさせることのない

ような指導をしてもらいたいと思うのだけれども、いかがですか。

○間野説明員 確かに先生の御指摘のようなこと

があつたとのことでございます。私どもの方といたしましては、原則的に施設の新設につきましてはス

クラップ・アンド・ビルトといふ原則を強く

堅持しておるつもりでござりますけれども、

それとも、そういうふたよな混亂を起こさせることのない

ような指導をしてもらいたいと思うのだけれども、いかがですか。

○間野説明員 確かにいまおつしやいましたよ

うの件でございます。私どもの方といたしましては、原則的に施設の新設につきましてはス

クラップ・アンド・ビルトといふ原則を強く

堅持しておるつもりでござりますけれども、

それとも、そういうふたよな混亂を起こさせることのない

ような指導をしてもらいたいと思うのだけれども、いかがですか。

体用船舶の購入資金の金利の一部を補助するといふことで助成金を交付したいと思っております。

○中村(重)委員 これは金利の一部負担なんて、そうけちったことじやなくて、助成をするための予算措置というものは当然講ずる必要があるということだと私は思うのです。もっと積極的な対応策を講じてもらいたいですね。

それから、私が申し上げた個々の企業あるいは組合にしても、購入、それからこれを売りさばく、そのためにはあなたの方では利子の一部負担長期低利で相当大幅な資金の準備が必要だうと思うのだけれども、その点いかがですか。

○間野説明員 初年度の規模でございますけれども、百二十万総トン程度の船舶を購入して初年度に解体したいという計画でございまして、これは実現可能性があると思つております。

それで、その実施の主体でございますけれども、先生のおっしゃいましたように、造船下請を中心いたしまして、恐らく協業組合といったようをつくって実施するということになると、思ひます。そして、これを実施していく上に国からの助成も確かに必要でござりますけれども、設備とか技術とかそういう面で元請の企業も不可欠であると思いまして、そういうことについて元請もできるだけの援助をするよう、私どもの方から話をを持ちかけております。

それから、金利保証程度では非常にけちな話であるという御指摘でございますけれども、できることなら自立していけるのが一番いいわけですが、いまして、解体業というのは当面雇用ということがでございますので、余り直接補助というようなことは考えておりませんことはもちろんでござりますけれども、いずれは資源の再利用といったようなことから当然見直されるべき新しい事業後は自立できるといふようななかで持つていただきたいとわれわれは考えております。

○河本国務大臣 いま造船業が非常な不況に陥つておりますて、ここしばらくは続くと思います。直接の労働者は約二十万というふうに承知しておりますし、関連事業あるいは下請事業を入れますと数十万の労働者ということがありますので、非常に大きな雇用問題だと思います。そういうことでござりますので、新しい仕事の分野としていまお話しの解体業を造船事業の中に取り入れまして、しばらくの間それを継続するというアイデアは私は非常にいいと思います。業界からも強い要請が出ておりますので、それを受けて、運輸省の方ではいま課長が言わされましたような対策をお立てになつておるのだと思ひます。しかし、いまお聞きしますとやや小規模である。百二十万総トンといふことでございますが、初年度でありますから試験的にといふことであるかもわかりませんが、やはり雇用問題を解決するという立場から、もう少し大規模にしましても日本の現在の経済規模からいいますと軽く吸収できる、こういうふうに思ひますから、通産省といたしましても、運輸省の積極的な態度ということを期待をいたしますとともに、そういう場合には協力しまして政策を進めたいかと思います。

○中村(重)委員 不況対策との関連もあって、むしろいまから申し上げるように、不況対策といふことよりも振興策といふことで検討されてきておった問題は、船舶の安全性を向上させるためにタンカーの二重底の設置の問題であるとか、LNG船の受注の推進であるとか、その他対策が講じられる状況はどういうことなんですか。

○間野説明員 LNG船につきましては、何分に

○中村(重)委員 どうもそれじゃ物足りないと私は思うのだが、通産大臣、いかがでしよう。あなたは海運、造船の権威者なんだけれども、いま議論されたようなことについても当然関心を持つていらっしゃることだと思うのです。いま運輸省から答えたようなことだと思ひます。運輸省からは思うのだけれども、いかがですか。

○河本国務大臣 いま造船業が非常な不況に陥つておりますて、ここしばらくは続くと思います。直接の労働者は約二十万というふうに承知しておりますし、関連事業あるいは下請事業を入れますと数十万の労働者ということがありますので、非常に大きな雇用問題だと思います。そういうことでござりますので、新しい仕事の分野としていまお話しの解体業を造船事業の中に取り入れまして、しばらくの間それを継続するというアイデアは私は非常にいいと思います。業界からも強い要請が出ておりますので、それを受けて、運輸省の方ではいま課長が言わされましたような対策をお立てになつておるのだと思ひます。しかし、いまお聞きしますとやや小規模である。百二十万総トンといふことでございますが、初年度でありますから試験的にといふことであるかもわかりませんが、やはり雇用問題を解決するという立場から、もう少し大規模にしましても日本の現在の経済規模からいいますと軽く吸収できる、こういうふうに思ひますから、通産省といたしましても、運輸省の積極的な態度といふことを期待をいたしますとともに、そういう場合には協力しまして政策を進めたいかと思います。

○中村(重)委員 このLNG船はまだ国内で建造してない。全部輸入なんですね。ところが、日本の造船技術といふものは私は相当高度なものがあるのだろうと思うのだけれども、現在の輸入といふのは二百四十万トン、十年先には何か四千二百萬トンの輸入といふのが見込まれているというふうにも伺っている。この現在の輸入量と見通し、それから、日本の造船技術が非常に高度であるのをかわらず日本の船を認めないと、いう点は、まだ技術的に問題があるというふうに考えられていて、それがどうか、その点をもう一度詳しく述べたいと思います。

○間野説明員 LNG船につきましては、何分に

造船業は確かに出おくままで、まだ建造した実績はございませんが、川崎重工の方でノルウェーへ向けて三隻ほど受注しておりますので、いざれこれ建造する段階になると思ひます。そういう意味で、建造技術につきましてはおおむね問題は解消したと思っておりますが、先ほども申しまして、何分多額の資本を要するものでございまして、その建造運航に伴いましてどういった問題があるか、そういう問題を詰めてまいりたいと、いうふうに考えております。

それから、先生御指摘のタンカーの二重底の問題でござりますけれども、これは二重底といふ問題が一つあり、それからもう一つ、分離バラストタンクと申しまして、タンカーに積むバラスト水は油タンクには積まないで全く別のタンクに積みまして、油と水が混合することを避けるというアイデアでございますが、これは一九七三年の海洋汚染防止条約に取り入れられまして、七五年以降建造されるタンカーについてはこれが強制されるよう話が起つております。ただ、最近の不況との関連におきまして、条約によつて適用になる船以外は統一されたものでなければ困りますので、加盟各国一堂に会しまして、どういった対策をとるかというふうな点があわせて検討いたしております。

○中村(重)委員 このLNG船はまだ国内で建造していない。全部輸入なんですね。ところが、日本の造船技術といふものは私は相当高度なものがあるのだろうと思うのだけれども、現在の輸入といふのは二百四十万トン、十年先には何か四千二百萬トンの輸入といふのが見込まれているといふふうにも伺っている。この現在の輸入量と見通し、それがどうか、その点をもう一度詳しく述べたいと思います。

○間野説明員 先ほども申しましたように、安全基準も含めまして建造技術といふことについてはほぼ解決しております。もうおおむね問題はなくなつたと理解しております。ただ、再々繰り返しますように、一隻当たり四百億円とか四百五十億円とかするような船になりますので、万一これが動かなくなつたときの不稼働保険と申しますが、そういう手当をどうするかとか、そういった運航上の問題は非常に多くございまして、いったん問題は非常に多くございまして、その問題について検討しておる

という段階でございます。

○中村(重)委員 内航船とか漁船等の中小型船の代替船の建造というのはどういう状況ですか。

○間野説明員 内航船につきましては、運輸大臣の諮問機関でございます海運造船合理化審議会といふのがございまして、特に内航と限らずに、今後の造船需要ということで種々検討いたしましたが、ことしの六月に答申をいたいたわけござりますが、それによりますと、漁船等を含む内航船につきまして、大体現在の水準であります五十万トンから六十万トン、そういった需要が毎年出てくるであります。これが一九八〇年と申しますから昭和五十五年ぐらいまで、大体建造需要はこういった程度でありますという予測になつております。

○中村(重)委員 私はいつも感じることなんだけれども、密漁船が非常に横行している。沿岸漁業の場合、韓国の密漁船というものが目に余るような行動をやっているわけだ。ところが、監視船といふのが非常に少ない。それから非常に老朽船がある。むしろ漁船の方が速力だって早いわけだ。だから、これはやはり造船の振興あるいは不況対策という面からもっと優秀な船をつくる必要があると思うのです。地方自治体に対しても特別な助成措置を講じてつくらせる必要があるのではないか、そういう点の検討をやっているのですか、どうなんですか。

○間野説明員 この問題につきましては、恐らく農林省の水産庁の方でいろいろ御検討になつておると思うのですが、確かに御指摘のようなことを個人的にはときどき伺うことがあるのですが、恐らく担当の水産庁の方で種々御検討になつておると思います。

○中村(重)委員 私は、そういつた答弁が、お役人答弁といふのか、全くいりません。なるほどそれは私だって密漁船というのが水産庁の所管であるということはわかつておりますよ。しかし、造船不況といふもの、いかにこの不況を打開をしていくかということは、あなたの所管なんだろ

う。そういう点から、いま言つたような二重底の問題にしても、あるいはLNG船の問題にして、あるいは老朽あるいは非能率船の解体の問題

も、あるいは老朽あるいは非能率船の解体の問題

だつて、これはやはり不況対策、造船業の振興対策という点から考える。だったら、この密漁船の問題だつて、密漁船がはびこつてしまふが、韓国の漁船がやって来てどんどんどんどん侵犯を

して、そして長崎県の対島の漁民はこれで苦しめられているのだ。そして、監視船が不足してい

る。だから、そういう点をなくするといふような面からだけではなくて、造船振興対策という面から

してそういう監視船をつくる必要があるのではないかというような、各省間の話し合いといふものにおいて問題を解決していくことが必要な

んじやないです。

それは農林省の所管でございますというようなことで積極的な答弁がなされないというのは、どうもぼくは満足できない。だから、検討していい

いならない、私の指摘に対して参考になるといふふうにお考えになるならば、やはり農林省とも

十分話し合いをやって、それらを一連の対策として考えていきましょうということが常識じゃない

のですかね、いかがですか。

○間野説明員 私の申しましたのは、監視船の性

能、それからそれを代替するかどうかというよう

なことにつきましては、最終的にはその当事者の

方が判断されることであると思いましたので、そ

こまで私が口をはさむのは越権かと思いましてそ

う申したわけですが、造船不況対策

といふものを考える上におきましては、おつ

しゃるように農林省であれ運輸省であれ、あらゆ

るところに接触いたしまして、不況対策の一助と

なるようなことであれば何でもいたす所存でござ

います。

○中村(重)委員 岸田長官にお尋ねいたします

が、事業転換については同僚諸君から質問がなさ

れてるので、私は科学技術の特別委員会の委員長でありますためにその方の委員会に行つて、同

僚諸君の質疑を聞く機会が非常に少なかつた、重

複をする点があるのだろうと思つて質問もちよつ

とやりにくいのだけれども、いま佐野君から質問をしておつたことと関連をしてお尋ねをするので

すが、事業転換をする企業の数、これはどの程度を予想されますか。

○岸田政府委員 これから経済情勢の変化に伴いまして、中小企業の方々の中ではやはりかなりの者が新しい分野へ転向しようという希望を持たれるのではないかと思います。ただ、いまどの程度の数であるかということにつきましては、これから起ころうとする国際的あるいは国内的な環境の変化の程度にもよりますし、またそれを受ける中小企業の側の体制にもよるかと思います。私どもとしては、これを何件というよう目標を立てて実施すべきものではなく、本当に意欲に燃えて出てきた人を一人一人取り上げて、その人たちの希望なり、あるいはその企業の展望なりというものをよく相談に乗つて仕上げていくというような取り組み方でまいりたいと思っておるところでござります。

○中村(重)委員 少なくともあなたの方では前国会からこれをお出しになつて、継続審議になつていただけだ。だから、高度化事業の中からやはり組み方でまいりたいと思っておるところでござります。

○間野説明員 私の申しましたのは、監視船の性

能、それからそれを代替するかどうかというよう

なことにつきましては、最終的にはその当事者の

方が判断されることであると思いましたので、そ

こまで私が口をはさむのは越権かと思いましてそ

う申したわけですが、造船不況対策

といふものを考える上におきましては、おつ

しゃるように農林省であれ運輸省であれ、あらゆ

るところに接触いたしまして、不況対策の一助と

なるようなことであれば何でもいたす所存でござ

います。

○中村(重)委員 指定業種はこれから選定をする

というのだが、指定に当たつては広く包括的に指

定することになつてくるのか、あるいは狭く限

定をすることになるのか、基本的な考え方

はいかがですか。

○中村(重)委員 実を申しますと、国際経済調整

法に基づますと少し包括的な指定をした方がいい

のではないかと思っておるところでござります。

○中村(重)委員 申しますのも、余り限定的に書きまとめてお出しになつて、そしてぜひこれ

を成立させてくれというような点については、何かいまのような答弁ではおぼつかないような気がするのだけれども、どうですか。

○岸田政府委員 これから業種の選定ということは選定するにいたしますが、具体的には主務大臣頭の中に置いております業種としましては、国際経済調整法のときに全国業種で百二十一、それから产地業種で八十三を指定しました。大体あの程度のことを頭に置いておけばいいのではないかと

思つておるところでござります。

○中村(重)委員 これまで個々の業種ごとにどの程度出でてくるかというところが、見通しとしては一番むずかしいところです。

○岸田政府委員 いまして、中小企業の方々の中ではやはりかなりの者が新しい分野へ転向しようという希望を持たれるのではないかと思います。ただ、いまどの程度

の数であるかということにつきましては、これから起ころうとする国際的あるいは国内的な環境の変化の程度にもよりますし、またそれを受ける中小企業の側の体制にもよるかと思います。私どもとしては、これを何件というよう目標を立てて実施すべきものではなく、本当に意欲に燃えて出てきた人を一人一人取り上げて、その人たちの希望なり、あるいはその企業の展望なりというものをよく相談に乗つて仕上げていくといふふうにお考えになるならば、やはり農林省とも

十分話し合いをやって、それらを一連の対策として考えていきましょうということが常識じゃない

のですかね、いかがですか。

○間野説明員 私の申しましたのは、監視船の性

能、それからそれを代替するかどうかというよう

なことにつきましては、最終的にはその当事者の

方が判断されることであると思いましたので、そ

こまで私が口をはさむのは越権かと思いましてそ

う申したわけですが、造船不況対策

といふものを考える上におきましては、おつ

しゃるように農林省であれ運輸省であれ、あらゆ

るところに接触いたしまして、不況対策の一助と

なるようなことであれば何でもいたす所存でござ

います。

○中村(重)委員 指定業種はこれから選定をする

というのだが、指定に当たつては広く包括的に指

定することになつてくるのか、あるいは狭く限

定をすることになるのか、基本的な考え方

はいかがですか。

○中村(重)委員 実を申しますと、国際経済調整

法に基づますと少し包括的な指定をした方がいい

のではないかと思っておるところでござります。

○中村(重)委員 岸田長官にお尋ねいたします

が、事業転換については同僚諸君から質問がなさ

れてるので、私は科学技術の特別委員会の委員長でありますためにその方の委員会に行つて、同

僚諸君の質疑を聞く機会が非常に少なかつた、重

がかえつて衰退業種を定義づけたというような印象を与えることにもなりかねません。むしろ少しみんわりしておいて、そういうような包括的な業種の中から新しい転換の芽を育てていくといふなうなやり方の方が実際的であるし、また印象としてもいいのではないかと思つておるところでござります。

○中村(重)委員 それから、認定申請の要件として、炭鉱閉山なんかの場合は労働組合との団体交渉でその承認を受けることになるのだけれども、この場合には労働組合の承認というものは必須条件ということになりますか。

○岸田政府委員 転換が円滑に行われるためには、やはり転換に必要な情報が的確に得られ、それが情報をもとに入念な計画づくりをし、そしてそれを推進するための必要な資金が確保される。こういった条件のほかに、やはり從来からその職場で働いていた従業員の方々の理解と協力という点では余り先の楽しみがない、むしろ新しい分野へ転換することによって中小企業がさらに発展できる道がある、こういった場合に何とかこれを手助けしようというのがこの法律の趣旨でございます。そうであるとすれば、やはりこの立法的基本的精神において、何とか従業員の理解と協力が裏打ちになるような形で運営をしていきたいものだと思っておるところでございます。

具体的に申しますと、いろいろ計画の相談にあたるとき、あるいは都道府県知事が計画の認定をいたしました際に、事情をよく聞きまして、従業員等の態勢はどうなつておるか、ひとつやうどいうような態勢まで来ておるかどうか、この辺のところをチェックして計画を推進するように指導してまいりたいと思います。

○中村(重)委員 おっしゃるよう、働いている従業員は、そこで自分の生計を立てていくくといふ願望を持って働いているのだ。それを経営者の一

方的なことで、労働者が何の発言もないということは困る。ましてや、法的な労働組合というものがある場合は、やはり法的な面からの保護というものも当然尊重されなければならぬということですね。ですから、いまお答えになりましたように、混乱が起らぬないように円滑に転換ができるよう、これはやはり必須要件という形にして対処してもらいたいというように希望しておきます。

それから、転換先についての指導というのは、まずは具体的にどういう指導をしていくつもりですか。これはあなたの方は、今度は業界、業種全体が行くのではなく、構造政策といったようなものではないので、あくまで個々の企業の意思によって決めるのだからということから、その融資の要件というのも金利は八%だなんというような、私はまことに内容不十分な点が多くあるというようになに考へているのだけれども、何かさわらぬ神にたたりなしといったような感じを持つてゐるような気がしてしようがないのだ。だから、強力に指導するつもりなのか、あなた任せといったような考え方であらやになるつもりなのか、その点いかがですか。

○岸田政府委員 転換先にどういう業種を選ぶかというところは、まさに中小企業の方々が一番知恵をこらし、その中小企業の独立性といふか、自主性を發揮される重大な局面になるだろうと思っておるところでございます。ただ、その場合に、役所としてどこへ行きなさい、ここへ行きなさいといふようなことを具体的に指示するのは事実問題として不可能でございますし、むしろ中小企業の方々の持つておられる本当のバイタリティーを生かすゆえんでもないような気がするわけでございます。したがつて、転換先については、一応幅広く自主的に選べるようにしていきたいと思いま

して団体法に基づく安定命令のうちの数量制限、設備制限などをやつておるというような業種でありますから、工場再配置法の場合にもこれはある。だから、工場再配置法の場合は、いわば業界ぐるみ一生懸命になつて体制の立て直しをしておる最中でございますから、それから、も当然尊重されなければならぬということですね。ですから、いまお答えになりましたように、混乱が起らぬように円滑に転換ができるよう、これはやはり必須要件という形にして対処してもらいたいというように希望しておきます。

そういうところは転換先として適当でないよう思ひます。そこまでいきませんでも、風俗営業の取り締まりの対象になるような業種というのも、特に積極的に推進するのはいかがかというような気もいたします。さらにもまた、安定命令まで至らない段階で、安定事業あるいは合理化事業をやつておるというような業種もございます。こういった場合には、業種の内容をよく見まして、本当にこれの転換を進めていかかうかということを申請の認定をする段階でよく見きわめた上で進めていくよう指導していただきたいと思っております。

○中村(重)委員 あつちに行きなさい、こっちに行きなさいといふような強制に近いようなことをやるということは適当ではない、わかるのです。まあしかし、それもやみくもじや困るのだ。ある程度、こういったような業種はこういう状況にあるのだと、やはり広い意味のコンサルタント的な役割を通産省が示していくと、親切な行政と、いうものが私は好ましいと思ひます。ですから、その点は、おたくはあくまで個人の意見だといふことで、あなたの法律案の中身を見ても、提案理由の説明——これは大臣が読むのだから悪いのだけれども、提案理由の説明を見ておも、いただいておる資料を見ても、逃げばかりを打つておるような気がしてしようがないのだ。そういうことではなくて、もっと積極的に取り組んでほしいといふように思ひます。

それから、先ほど佐野君からも質問しておきましたが、従来の事例をいろいろ見ておりますと、計画も十分練らずに新しい分野へ飛び出して行つたところではござります。むしろ計画は事前に十分慎重に練つた上で、計画自体の進め方も段階的にやると、それから、転換に伴う金融の問題でござります。そこでございまして、一年はいいけれども二年目から苦しくなつてしまふというようなケースも多いわけですが、從来の事例をいろいろ見ておりますと、計画が、従来の事例をいろいろ見ておりますと、計画も十分練らずに新しい分野へ飛び出して行つたところではござります。むしろ計画は事前に十分慎重に練つた上で、計画自体の進め方も段階的にやると、それから、転換に伴う金融の問題でござります。

それでも、当然転換に伴つて新しい資金が必要でございます。こういう新しい資金需要に対応いたしまして事業転換貸付制度が用意をされ、これ

によって普通の貸出限度を超えた新しい貸出ができるようになりますし、また保証の面でも特別の別枠を用意して、市中金融機関から新しい追加融資の道が開けるようにお手伝いをしておるところでございます。これらの資金的な対策によりまして、従来の仕事を逐次後退させながら新しい分野へ前進を図るということが大体計画的に進められるのではないかと思っておるところでござります。金融の問題については、なおよく気をつけて指導していきたいと思うわけでございます。

○中村(重)委員 それは慎重の上にも慎重を期していかなければいけないのだけれども、私が質問したことばりお答えをいただくとすると、旧債務については買い上げをやるのですか、やらないのですか、どうするのですか。

○岸田政府委員 買い上げということになりますと、この法律のように非常に一般的な法律ではちょっと手が及びかねるのではないかという感じがいたします。ただ、そうは申しましても、転換の場合に、今まで使っておりました主要な設備がこれからは使わなくて済むというようなケースが当然出てまいるわけでございまして、これに対する手当が必要であるうといふことは御指摘のとおりかと思います。

こういった場合に対応いたしまして、用意しましたのは、一つは税制上の措置でございまして、転換計画に従って今まで使っておりました設備を処分をするというような場合には、残つております耐用年数期間が相当長くあります場合でも、この転換計画期間中に償却を終われるように、税制上の特例を用意をいたした次第でございます。

それと同時に、事業協同組合であるとかあるいは商工組合等の組合ぐるみで不要設備を廃棄をす

ます。

○中村(重)委員 転換をするときには、もうどうにもならなくなつて転換するわけですよ。にもかかわらず、慎重におやりなさいよ、十分段階的にやらなければだめですよ、いま持っている既存の機械とかあるいは建物とか、そういうものはできるだけ償却を早くするようにしてあげますよ、そういうようなことで、転換を本当に計画的にしていけるような企業が数多くあると考えますか。いまあなたが言われるような形で転換をやるのだったら、そうではなくて、やはり現在の企業の中でもできるだけ事業を続けていくというようなことになるだろうという気が私はするのです、結果的にどうなるかわからないけれども。

それは慎重にはやらなければならぬけれども、工場再配置法というようなものもあって、国が買上げの道を開いた、これは野心的な政策とも言われてきたのだけれども、そういうことをやっていました。だから、現にそういう法律があるのだから、こういう事業転換法というようなものを出してしまつて、そしてもっと不況対策というか、低成長時代における経営健全化を図っていくというふうに、私はこういう政策といふものは両面なければならない、これがいけないと思うのです。しかし、あなたの方の答弁は、何かしら逃げを打つておるようだ。そういう余裕はもうないのだ。そういうふうでは、この法律に何が期待できますか。転換をしなかつて、そしてもっと不況対策というか、低成長時代における経営健全化を図っていくというふうに、私はこういう政策といふものは両面がなければならない、これがいけないとと思うのです。

○河本国務大臣 いま議論になつておりますようなことのほかに、金融面なんかでもいいぶん思つてますから、全体を総合的にお考えいただければ、相当積極的に取り組んでおるわけでござります。しかし、せっかくの御提案でございますから、今後の大きな課題として引き続き検討させて

いただきます。

○中村(重)委員 私は、岸田長官のお答えの中から、いまの中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫の構造政策資金の融資枠から貸し出しをするの

いろいろな業種から相談に見えておりまして、それらの具体的なケースについての相談を積み上げながら、それがひいて個々の中小企業のいい意味の転換につながるよう指導してまいりたいと思つておるところでございます。

○中村(重)委員 それは私は何もせつかちに転換をしなければならぬ、そうさせなければならぬと言つてないのです。しかし、一千万円以上の負債によつて倒産をしている企業というものが、御案が成立をする、そして転換を推進するという考え方の上に立つて用意されているのじやないので、そうすると、この法律案が通つて制定され、そして今度はそれに呼応して転換企業が出てきた、そういう場合に、この資金枠をもつて足りないから五十二年度あるいは五十三年度といふようなことで手当てをしていけばよろしいのだと、いう考え方の上に立つておるので、いかがですか。

○岸田政府委員

中小企業金融公庫及び国民金融

公庫の融資につきましては、私どもは構造改善枠といふところから現実に問題が起つたときには、いろいろの目的のためにかなりある程度ゆとりを持って組んでございまして、もし進行してまいります過程でそれでもまだ不十分であるというところには、これをさらに追加することによつて、大体この転換に関する現実の需要にこたえていけるようになつたといふふうにしたいと思っておるところです。先ほどのお話の中で、本当にせつば詰まつておるというところで転換になつたらどうするのだろうかというお尋ねがございましたが、私どもは、やはりこういった問題については、本当にどうしますか。大臣、そうは思いませんか、いかがですか。

○河本国務大臣 いま議論になつておりますようなことのほかに、金融面なんかでもいいぶん思つてますから、全体を総合的にお考えいただければ、相当積極的に取り組んでおるわけでござります。しかし、せっかくの御提案でございますから、今後の大きな課題として引き続き検討させておるところでございます。現に私どものところにもい

二四



分の手でやろうとしていたわけです。私どもの独自の調査で、日商岩井もそのことを認めていました。事実、四十八年三月には、日商岩井は海運業に本格的に進出するという計画を発表していました。こうした動きを通産当局も承知していたはずだと思います。この点、どうですか。知つておられなかつたのか、知つておられたのか。

○橋本(利)政府委員 承知いたしておつたようでございます。

○神崎委員 知つておられたということをお認めになりました。

そこで、私どもの独自の調査によれば、日商岩井東京本社広報課長は、このプロジェクトについて日商岩井は逐一通産省に報告をしていたと語っています。重ねて伺いますが、当局は、日商岩井が輸送も受けたいと考えていたことは御存じであったのかどうか。

○橋本(利)政府委員 承知しておつたようでございます。

○神崎委員 では、さらに伺いますが、四十八年の春には、日商岩井、通産省、その他の関係者でワーキンググループをつくって輸送問題を検討しましたことはありませんでしたか。あれば、そのグループの参加者と、検討した内容を明らかにしていただきたい。

○橋本(利)政府委員 そういう事実はなかったようですが、口頭でその旨を伝えてはおりますが、いま御指摘のようなワーキンググループをつくったといふことはないようでございます。

○神崎委員 次に、運輸省に伺います。

川崎重工がLNG船用のタンク製造工場の建設に着手したのは、何年何月でしたか。

○間野説明員 川崎重工の方へ問い合わせましたところ、昭和四八年十月十二日、既設の播磨工場にLNG船用のタンク製造工場の建設を開始したとのことでござります。

○神崎委員 そのとおりであります。そこで、川崎重工がゴタース・ラーセン社からLNG船の受注をしたのは四十八年五月でしたか。

○間野説明員 ゴタース・ラーセン向けにLNG船二隻、四十八年五月二十一日に建造契約いたしております。

○神崎委員 その川崎重工は、さらに四十八年十二月にノルウェーからLNG船を受注していますか。

○間野説明員 おっしゃるとおり、十二月にノルウェー向けにさらに一隻受注いたしております。

○神崎委員 では、日立造船は四十七年十二月六日、LNG船用のタンクなどの製造販売の合弁会社設立の申請をしてますか、その内容はどういうものですか。

○間野説明員 日立造船と、CBIと略称いたしておりますシカゴ・ブリッジ・アンド・アイアン・カンベリー、その合弁会社であります日立造船シーピーハイ株式会社というものの設立、新株の取得についての申請が、四十七年十二月に日銀を経由して提出されました。この株式取得認可は四十八年一月二十二日付でなされておりま

す。

○神崎委員 この審議会は、四十八年七月、審議会海運対策部会にLNG船の小委員会を設置いたしましたか。

○間野説明員 先生のおっしゃるとおり、昭和四十八年七月十八日に設置をすることを決めております。

○神崎委員 この小委員会には、海運、石油、金融等の関係産業とともに、造船、電力、ガスの各産業界からも委員が参加していたのではないで

しょうか。

○間野説明員 おっしゃるとおり、持ち分はおのれの五〇%でございまして、申請書の提出先は、運輸大臣のほかに、大蔵、通産、建設各大臣になられました。

○神崎委員 そこで、以上で明らかになつたように、四十七年から四十八年、つまりインドネシアLNGの開発輸入プロジェクトの交渉が行われてゐるこの時期に、日商岩井、日立造船、川崎重工など各社が、LNG船の建造のために活発な動きを示しています。一般新聞にも当時報道されています。当然通産当局もこのような動きは十分承知しております。

○橋本(利)政府委員 知つておりました。

○神崎委員 さて、再び運輸省に伺いますが、運輸省は四十七年九月、今後の外航海運対策のあり方について海運造船合理化審議会に諮問していまして、この諮問理由の中には、無公害エネルギー源としてのLNGの重要性にかんがみ、LNG船の建造問題も検討すべき事項となつていてと聞きましたが、相違ございませんか。

○棚橋説明員 そのとおりでございます。

○神崎委員 ところで、四十八年当時、この海運造船合理化審議会委員の中には、日本興業銀行頭取の正宗猪早夫氏や通産省事務次官の両角氏が含まれておりますが、相違ございませんか。

○棚橋説明員 そのとおりでございます。

○神崎委員 そこで、四十八年当時、この海運造船合理化審議会委員の中には、日本興業銀行頭取の正宗猪早夫氏や通産省事務次官の両角氏が含まれておりますが、相違ございませんか。

○神崎委員 それは両社の持ち分は各五〇%ずつで、そしてその申請先は全部御存じですか。

○間野説明員 おっしゃるとおり、持ち分はおのれの五〇%でございまして、申請書の提出先は、運輸大臣のほかに、大蔵、通産、建設各大臣になります。

○神崎委員 この小委員会には、海運、石油、金融等の関係産業とともに、造船、電力、ガスの各産業界からも委員が参加していたのではないで

しょうか。

○棚橋説明員 おっしゃいますように、東京瓦斯の会長、電気事業連合会、石油連盟等の方が含まれております。

○神崎委員 では、この小委員会はその後どうなりましたか。

○棚橋説明員 同小委員会は、第一回を四十八年八月、第二回を四十八年十月に開きましたが、その後は開催されておりません。

○神崎委員 私の調査と全く一致しております。

○間野説明員 同小委員会は、四十八年八月と十

月の会議におきまして、それぞれ今後のLNGの見通し、LNG船の輸送方式、LNG船の運航体

制、LNG船を運航いたします場合の留意事項、そいつたものの事務的な説明をいたしまして、それをもつて中断をいたしておるわけでございまます。その後にいわゆる石油危機が起こりましたとして、石油タンカー等におきましては運賃の高騰の後の大暴落という非常な激しい変動があつたわけでございまして、また同時に、エネルギー消費量と申しますのも従来の予想と大きく違つた動きを示してまいつたわけでございます。

そういう意味で、LNG船の必要性という問題について疑問と申しますが、不確定な点が大分多くなってきたこと、それから、当時予想されておりましたわが国へのLNGの輸送のプロジェクトと申しますものが、その時期を境に一部分は延期等、不確定になつてしまつましたこと、またそのときには具体的に予想されておりました幾つかのプロジェクトの中には、明らかに日本船を利用する可能性がないというような点等がございましたが、当面、わが国へのLNG船をわが国の海運会社が保有するということについての意欲と申しますが、そういうものが著しく減退をいたしまして、そういうような非常に変動の大きかった時期でございまして、いましばらく様子を見た方がいいだろうということでお話をしておりました。

○神崎委員 さて、四十八年度の運輸白書は、「造船工業」の各論の中で、LNG船の建造について次のように述べています。「我が国においてもLNG船の建造体制が整備されつつあり、五十二年に十二万八千六百立方メートルの大型LNG船が我が国初のLNG船として竣工する予定である」と。この運輸白書は、四十八年十一月に国会に提出され、出されているのであります。つまり、四十八年十一月、両角氏がインドネシアに輸送権を正式に認めただちよどそのころ、運輸省は、わが国のLNG船建造体制は整備されつつあり、五十二年には

しをしていましたということです。そういうことです  
ね、運輸白書から見て、それいまの御答弁とは  
大いに違うのじやないですか。

○橋橋説明員 先ほど先生の御質問にございました  
LNG船小委員会と申しますものは、海運造船  
合理化審議会の海運対策部会の中に設置をされた  
わけでございまして、海運対策部会の中に設置を  
されました主たる理由といたしましては、LNG  
船をわが国の海運業が自社船として建造し運航す  
るということのため、どのような措置を講じたら  
よいか、そういうことを最終的な目的として設立  
されたというふうに考えております。したがいま  
して、造船対策部会ではなくて海運対策部会の中  
に設立されたわけでございます。と申しますのは、  
御承知のようにLNG船といふのは二十年と  
いうような非常に長いプロジェクトでございまし  
て、現在の計画造船等の十年というものを対象と  
いたしております財政金融措置というようなもの  
ではなかなか建造がむずかしいのではないかとい  
うような観点がございまして、そちらの諸点を検  
討するためにここに小委員会が設けられたという  
ふうに考えております。

ちょっと私、いま手元に海運白書がございませ  
んので、先生がお読み上げになりました部分がど  
ういう部分であったかということについてはつま  
びらかでございませんが、恐らくそこに書かれて  
おりますのは、技術的に日本の造船所においてL  
NG船を建造することが五十二年までには可能に  
なるということを申し述べておるのだと思います  
けれども、それと実際のわが国の海運会社にLNG  
船を保有させるために財政とか金融の措置を講  
ずるという問題とはいさか食い違うと申します  
か、いさか次元、ディメンションが違うのじや  
ないかといふように考えます。

先ほど申し上げましたLNG船小委員会が中断

をいたしましたのは、先ほど私が申し上げました

ようなそういう意味で、わが国の海運業が自己で  
保有をする船を建造するという時期というもの

についてはまだしばらく様子を見た方がいいので

はないかというような感覚で、この小委員会の審  
議が中断されたというふうに考えております。

○神崎委員 つまり、昭和四十八年十一月に両角  
氏がインドネシアに輸送権を正式に認めたちよう  
どそのころ、運輸省は、わが国のLNG船建造体  
制は整備されつつあり、五十二年には日本の大型  
LNG船利用が可能だ、こういう見通しがあると  
いうことを運輸白書で国会に出しているのです。  
そこが、先ほどからずっと質問を追ってきたり、  
なかなかむずかしくて、技術的にもむずかしい  
し、いろいろな形でできなかつたというのも通産  
当局の答弁の中にありましたね。そうしたらこの  
運輸白書との矛盾はどうなるかということをいま  
聞いているのですが、事実でないものをそういう  
ことになるだろうという形で運輸白書の中にお書  
きになって、本になつていて、これはもう先  
の見通しが暗いというので途中でおやめになつた  
のですか、小委員会そのものは。

○橋橋説明員 先生がお読み上げになりました白

書は恐らく四十八年だと思いますが、先ほど申し

上げましたように、その後にオイルショック等

の問題が起きました、情勢が非常に変わりまして

審議が中断をしておるわけございまして、た

だ、LNG船そのものを造船能力的につくってそ

れを持つということは五十二年ごろには可能にな  
らうというふうには推測をしておつたと考えます

けれども、それとその小委員会が中断いたしまし  
たこととの間には、直接関係はなかつたと考えて  
おります。

○神崎委員 いよいよ本論に入りますが、以上の

事実経過から私は数々の疑惑を感じざるを得な  
い。まず第一に、輸送権をインドネシア側に与え  
た理由についてです。技術的に自信がなかった  
というだけでは、少し説得力に欠けると思いま  
す。運輸白書でも、いま指摘したように、わが国  
のLNG船の建造体制は整備されつあったこと  
が明らかにされております。加えて、私どもの独  
自の調査では、日商岩井の東京本社広報課は、通  
産省も加わってワーキンググループで検討したと

証言をしているのです。したがつて、出発点から

通産当局は輸送権を完全に放棄していたとは考  
えられない。放棄していたとは考えがたいと言つた

方が正確かもわかりませんね。

きょうまでの国会答弁で、日本が輸送権を持つ

べきだという意見もあつたということも明らかに

されております。私は、そういう意見がむしろ多

数派であったのではないか、こういうふうに思ひ

ます。なぜなら、ブルタミナがバーマと輸送契約

を結ぶ前に、ユーリーに事前に通告したことがあ

ります。しかし、そのときには待つてほしいという返

事をしている。さらに、通産省もブルタミナに対

してオーリーのサインは出していない。また、四

十八年八月三日付の朝日新聞の報道によります

と、LNG船の運航については共同運航方式、つ

まり複数企業で行う方式、これが有力だ、通産省

や需要業界は運輸省に体制確立を急ぐよう

に求めていますと書いてあります。もし輸送権を日本が持

つべきだという意見が少數意見であつたならば、

もっと早く結論が出ていたはずだと思うわけで

す。

○橋橋説明員 がおくれ、事後承認となつたという経過は、当初

方針が輸送権は日本が持つという方針であつたこ

とを意味しておる、私はそう思うのであります。

十七年九月に運輸省が海運造船合理化審議会に諮

問したことが出発点になつてゐるのです。にもか

かわらず、答申もせずに中断して四年もそのまま

になつてゐるというのは、どういうことですか。

○神崎委員 おつしゃつたようだに四十八年八月と十月の二回開

かれただけで中断して、そして今日に至つている

という奇怪な事実なんです。この小委員会は、四

十七年九月に運輸省が海運造船合理化審議会に諮

問したことが出発点になつてゐるのです。にもか

かわらず、答申もせずに中断して四年もそのまま

になつてゐるというのは、どういうことですか。

○橋橋説明員 二回小委員会を開きました後に非常に大きな変動

がございまして、一つは、わが国海運業そのもの

がタンカーの運賃の暴落によりまして非常な不況

の中に落とされてきたということ、それからもう

一つは、当時予想されておりましたLNGのプロ

ジェクトというものがいずれも不確実ないしは延

期されるというような形になつてきて、直接わが

国の大運が分担すべきプロジェクトというものが

非常に遠のいたというようなこともございまし

て、海運業界そのものにもLNG船の運航に対し

て意欲が非常に減退したというようなこともござ

いまして、しばらく様子を見よう、こういうこと

でございます。

なお、念のために申し上げておきますと、LN

Gの海運での輸送は非常に膨大なコストのかかる

船を建造し、そしてその船が二十年間と

な長い時期、継続的、安定的に運航がされませ

んと、ユーリーのサイドもこれが利用できないとい

う、非常にむずかしいプロジェクトでございました。当時は意欲はございましたけれども、非常にむずかしい問題だとして取り組んでいたということは事実でございます。

○神崎委員 だから、先ほどの白書が問題になるのです。五十二年には利用する可能性の見通しが大きくなつたと運輸白書で言い、そして小委員会をつくり、小委員会は二回しか開かないでそれはなくなつた。今度は海運造船合理化審議会に諮問したのですね。こういう諮問をするような委員会が何の答申もなしに四年もほつたらかしにしてそのままになつておいてよろしいとかなんとか、意思表示をするでしょ。諮問するのだから。そういう委員会がいつやらぬ間に消えてなくなつてしまふといふような状態の中に、いま状況判断とか推測という立場からあなたが答弁をされていた。実際あなたは、四十八年のこの八月と十月のときにはタツチされていたのですか。

○棚橋説明員 まず、先生の最初のお尋ねの諮問

しておいて答申がないという問題でござります

が、先ほど先生からお話をございましたように、

四十七年九月の諮問は今後の外航運対策のあり

方でございまして、その諮問の理由の中の一つと

して、無公害エネルギー源としてのLNGの重要

性にかんがみLNG船の建造問題を検討するとい

うことになつておつたわけでございまして、その

諮問そのものに対しましては、四十八年の一月に

海運造船合理化審議会が、このLNG船の問題に

は、先ほど申し上げましたように小委員会を設け

るということになつたわけでございまして、その

部分が現在までまだベントディングになつておると

いう状態でござります。

なお、もう一つのお尋ねの四十八年当時は私の前課長の時代でございまして、私は当時の関係者から事情を聞きましてお答えを申し上げておるわけでございます。

○神崎委員 長官、先ほどの少数派、多数派の問題に關連があるのですが、中断した理由も全く理解できない。というのは、石油危機という事態は石油以外のエネルギー獲得の必要性が一層高まり、したがつてLNGの開発輸入の重要性もますます強まつてゐるわけです。だから、石油危機でそれにつわるもの検討作業をさらに急ぐというものが本筋だ。ところが、それが、やめてしまうという方が多数派になつておつた、これはLNG輸入が日本船でなければならない理由がない、こういうことを運輸省が言つて、そして日本船でやつてはならない理由が何であつたのかということがわかるのです。

○橋本(利)政府委員 海運造船合理化審議会の小委員会がどのような理由で二回で終わつたかといふことは、運輸当局でお答えになつてゐるわけですが、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私の方の立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ございますが、私がその立場といたしましては、いまの先生の御質問の点につきまして二つあると

ただ、交換条件という意味ではございませんが、官民の調査団が当時九月三十日から十月十三日まで現地に行っております。その時点で相手側からこういう話が出ております。「輸送は、ブルタミナとペーマスト・イースト・シッピング社との間の輸送契約に基づいて、ブルタミナが行い、LNGはCIEベースで最終ユーザーに売る。しかし、ブルタミナ、ペーマスト、日本側は、最終ユーザーへのLNG供給を継続的、安定的、平常に行うためのタンカー操作のシミュレーションを行うことは合意する。」ということをございました、当方としては、もちろんコストの問題もございましたが、安定供給を確保するということも当然考えなくちゃいけませんので、こういった時点におきましても、どういうふうに運航していくかというシミュレーションの作業を関係者でやろうとお話をなっております。

○神崎委員 日本とブルタミナとの商取引が、肝心の日本よりも二ヵ月前にペーマと輸送契約を結んで、そしてそのことは一つも日本には相談なしで、日本には両角・ラディウス会談でこういうことになつたのだというような形を二月後で事後承認させられる。しかし、それでもこちらは欲しいから、それでも結構だ、こういうふうな形でやつてこられたのですか。これは少し納得できないですね。

○橋本(利)政府委員 九月三十日から十月十三日までの調査団派遣期間中に、ただいま申し上げた

ような概要について説明を受けておりますが、事前にこちらが内容をチェックできなかつたといふことは、一つには、まだセールスコントラクトができ上がっておらなかつたということと、いま一

つは、早く船台を確保しないと工期もおくれますから、やむを得ずインドネシア側としても踏み切つたのではないかと考えておるわけでござります。

○神崎委員 それは無責任ですね。運び貨といふものは全部のコストに影響のあるものでしょ

う。これは少しお詫びを申しますが、肝心の日本よりも二ヵ月前にペーマと輸送契約を結んで、そしてそのことは一つも日本には相談なしで、日本には両角・ラディウス会談でこういうことになつたのだといふふうな形を二月後で事後承認させられる。しかし、それでもこちらは欲しいから、それでも結構だ、こういうふうな形でやつてこられたのですか。これは少し納得できないですね。

○橋本(利)政府委員 まず初めの方の御質問でございますが、われわれといたしましては結局CIE

契約でやることになったわけですが、その時点での問題は、船が確実に確保されて安定供給を期待できるかどうかということと、それから

CIE価格と申しますが、フレートが他類似のケースに比べて妥当なものであるかどうかといっ

けでございます。

○神崎委員 この会合には通産省も参加しましたね。

○橋本(利)政府委員 通産省側もオブザーバーとして出席しております。

○神崎委員 認められたら結構です。この八月二十九日の会合は日本側の意見調整をするものであつた、こういうふうに私は見ておりますが、この時点でブルタミナに輸送権を与えることが決

まりましたのでしょ、違うのですか。

○橋本(利)政府委員 八月二十九日の会合では、輸送権の問題は出でおりません。

○神崎委員 では、どんな話があつたのですか。

○橋本(利)政府委員 もともとこのインドネシア LNG委員会と申しますのは、このLNGプロジェクトをナショナルベースで進めるに当たりま

して、民間側の体制を決めるための委員会として持たれたわけでございます。それに、先ほど申し上げましたように、通産省もオブザーバーとして

参加しておるというふうに承知しております。

○橋本(利)政府委員 そういうときには、長官は当時のことを受け継いでおりませんか。そういうことは全然知らないということは、それに関連したようなことを先輩から聞いておりませんか。

○橋本(利)政府委員 当時の資料を検討した結果、さような事実がないということをございま

す。

○橋本(利)政府委員 不明確と申しますか、検討の段階は当然あつたわけでございます。

○橋本(利)政府委員 輸送権はどちらにあるかが明確でない時期に、ブルタミナがペーマストと輸送契約を結んだ。形の上ではそうですが、実際にはブルタミナがペーマストと契約した四十八年九月以前

に、どこかでだれかがけりをつけていたのですよ

う。ブルタミナとペーマに輸送させた方が有利だと判断させる何かがあつたのではないか。私ども

の調査で、日商岩井はブルタミナに輸送権を与えることを決めたのは四八年の夏だったと証言

しています。この点、当局も承知しておられます

から、これもはつきりした情報ではござい

ませんが、四八年の八、九月ころには日商岩井も大体あきらめかかってきておつたというふうな情報はとつております。

○神崎委員 いまの答弁との関連で、今までに

言った経過から、四八年七月ごろから四八年九月までのこのころに通産と運輸の方針を変更さ

せる密約があつたのではないか、この疑惑は深まるばかりです、これを追っていくと。そういうよ

うな形で何か約束があつたのですか。

○神崎委員 いまの答弁との関連で、今までに

言った経過から、四八年七月ごろから四八年九月までのこのころに通産と運輸の方針を変更さ

せる密約があつたのではないか、この疑惑は深まるばかりです、これを追っていくと。そういうよ

うな形で何か約束があつたのですか。

○神崎委員 それは、そちらに残している資料が

根拠になつてているということですね、そうです

ね。資料というようなものは、都合の悪い資料は

ほつてしまつたらしいので、都合のいいものは置

いておいたらしいわけですから、事実がどうであつたかということが問題なんですね。

○神崎委員 輸送権をめぐる疑惑が生じるのは、以上のよう

な経過からだけではございません。ことしの八

月、九月のいわゆる東京交渉と言われるアメリ

カ、イギリス、インドネシア、日本の四者交渉が

持たれたこと、これ 자체にきわめて不自然な感じ

がするわけですが、もし円満に輸送問題が解決し

ていたのであれば、日本が介入することは不自然

ではないか。過去の経過の中に、インドネシア側

は日本に対する何らかの負い目のようなものがあ

るからこそ東京交渉が実現したのではないのか、

そのようにも考えざるを得ません。しかし、この

点は推測の域を出ませんから、続けて伺います

が、輸送権に関する第四の疑問です。

ことし一月六日付の日本経済新聞に、奇妙な広

会社、すでに知られておりますように、バーマ・オイルと輸送権獲得をめぐって激しく競争したと言われている会社が、日経新聞に大きな広告を載せていました。「I.U子会社ゴタース・ラーセンのLNGタンカーは、二十年間液化天然ガスを日本に運びつけます。」と、こういう大宣伝ですね。

○河本国務大臣 大臣、この広告を御承知ですか。

○河本国務大臣 私は、その広告は見ておりません。

○神崎委員 見ておりませんか、認めませんのか。

○河本国務大臣 見ておりません。

○神崎委員 何だったら、ここにコピーしていますから、後でひとつ大臣に見てもらつて——そちらにありますか、これと同じもの。いま見てください。

大臣、見ながら考えていただいたら結構ですが、この広告の中で次のように書かれているのです。「LNG輸送における優位を保つためゴタース・ラーセン社は、さらに同型LNGタンカーを発注しています。そのうち二隻は日本の川崎重工」です。この「LNGタンカーは、インドネシアから日本への液化天然ガス輸送に採用してもらうため交渉がすすめられています。」こう書いてあります。この交渉とはだれに対する交渉なのか、これが大臣、御承知ですかどうか。またゴタース・ラーセンあるいはI.U社のこうした動きについて、大臣は何か感じられるものがありますかどうか、お伺いしたい。

○橋本(利)政府委員 ただいまお示しになりましたことし一月の、I.Uが新聞紙上に広告を出したこと、あるいはI.Uの会長が新聞のインタビューにて、大臣は何か感じられるものがありますかどうか、お伺いしたい。

○橋本(利)政府委員 こういった記事は承知しております。

○河本国務大臣 ただいまお示しになりましたことし一月の、I.Uが新聞紙上に広告を出したことと契約の当事者といったしましては、ブルタミナとバーマストの関係でございますので、これがどういう経緯で出たかということは私たちとしては承知しておらないわけございますが、

少なくともI.U社は通産省に接触を図ってきておりません。それから、聞くところによりますと、当時日本側ユーヤーにも接触を図ってきたといふ事実はないようでございます。したがいまして、交渉の相手はだれかとおしゃつても、私はどちらを答えかねるわけではございませんが、未確認情報で申し上げますと、昨年の暮れ、十二月ごろに、バーマ側がゴタース・ラーセンに対してもファーレをとったというような話は聞いておりまします。そういったところから、御指摘のような記事あるいは広告になつたのじやなかろうかと思いますが、少なくとも日本側として、通産省あるいはユーヤーサイドとしては関知しておらないことでござります。

○神崎委員 大臣、どうですか、ごらんになつて。

○河本国務大臣 私もその間の事情は知りませんが、いま長官が答弁いたしましたが、あるいはそれが、いまだ長官が答弁いたしましたが、あるいはそうであったかもわかりません。

○神崎委員 どうも不鮮明、不明瞭で、これではますますこの問題について重ねて追及していくしかければならぬと思いますが、ことしの一月二十一日付の日経新聞の報道によりますと、I.Uインダニアショナルの会長は次のように述べています。川崎重工で建造中のLNGタンカー二隻について、「インドネシアから日本へのLNG輸送に採用してもらうよう交渉している」「この交渉は印度ネシアの石油会社、ブルタミナからの要請で始まったものだが、既契約の英國のバーク石油関連の海運会社よりも輸送コストが割安なので、日本にとっても多大な利益となる」こう述べたと書かれています。これは何を意味するのでしょうか。

○橋本(利)政府委員 輸送権を握っているのはブルタミナのはずです。したがつて、I.U社と契約するのか、バーマ社と契約するのかは、ブルタミナの権限に属することです。にもかかわらず、ブルタミナの要請に基づいて交渉していると言うのです。この交渉相手とは日本側のことしか考えられません。日本

の新聞に広告を出すのもその意図に基づいていることと思います。そうでしょう。これも日本の何

者かを説得しなければブルタミナとの契約ができる

ことになつてゐるということを意味し、裏づけておる。別の表現で言えば、そもそもブルタミナがバーマと契約したのも日本の何者かの力が働いたことで、I.Uの輸送相手のI.U社はそれを知つておる。だから日本に来て交渉している、こ

ういう実態が真相ではないかと私は判断するのですが、この点、大臣、私の判断は間違っていますか。

○河本国務大臣 この八月の追加融資の際に、LNGの購入の幾つかの条件、たとえば価格、数量、それから輸送方法等、日本側にとつて不利な点がたくさんあつたわけありますが、それを追加融資の際にワンペッケージとして修正をいたしまして、不利な点が除去された事実がございます。そのうち、輸送問題につきましては、つい先般のことありますから、まだここに記録も残つておりますけれども、アメリカの造船所が当初の建造の価格をむやくやにつけ上げる、そしてそのコストアップしたもの全部日本側に運賃を上げるように法外な要求をしておる、こういうことがございまして、それではLNGの価格がもとより高いところへもつてきましてさらに高くなる、大変不利になるということで、一連の数カ条にわたる修正がなされたわけであります。その船の建造価格の引き上げというものはずっと前からある、大変不利になるということで、一連の数カ条にわたる修正がなされたわけであります。その

考え方の常識ではないかと思うのです。

○橋本(利)政府委員 輸送権に関する疑惑は、I.U社の動きから十分に推察できることです。しかも、I.U社が輸送権の疑惑の一つのポイントが日本にあることを裏づけている、こうしたことにはなりませんか。

大臣、あなたはことしの一月十九日に、川崎重工の一號タンク完成祝賀会に出席されました。そこでI.U社の会長とお会いになつたでしょ。大臣はI.U社の動きにどのように対応されたのか、お伺いしたい。

○橋本(利)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、この会長の発言の中にも「ブルタミナからの要請で」とございます。これは、私が先ほど申し上げました昨年の十二月に第六船、第七船の発注をおくれておつた関係から、未確認情報でございますが、ブルタミナがゴタース・ラーセンから見積もりをとつたと申しますが、オファーをとつたということを意味しておるのだと思ひますし、かたがた通産省といたしましても、あるいは

ございますが、ブルタミナがゴタース・ラーセン

と四十八年九月に契約を結んでいます。にもかかわらず、バーマよりもわが社の方が日本のためにもなると、いわば契約変更、そこへまた割り込みの攻勢をかけてくるということです。I.U社

も国際的大企業です。その会長がわざ日本に来て新聞広告まで出して割り込みを図つておる。別に表現で言えば、そもそもブルタミナがバーマと契約したのも日本の何者かの力が働くことです。つまり、I.U社は割り込みが可能であると判断しているからこそここまでやるのだと私は思います。割り込むと、そういうふうに判断している、この確信を持っている、割り込めると確信している、この確信の根拠となる何かがある、そういうものなしにこれは大変な力の入れようです。つまり、I.U社は割り込みが可能であると判断しているからこそここまでやるのだと私は思います。割り込むと、

○橋本(利)政府委員 トをとづてきたことはございません。

○神崎委員 では、ブルタミナとバーマはちゃんと

と四十八年九月に契約を結んでいます。にもかかわらず、バーマよりもわが社の方が日本のためにもなると、いわば契約変更、そこへまた割り込みの攻勢をかけてくるということです。I.U社

も国際的大企業です。その会長がわざ日本に来て新聞広告まで出して割り込みを図つておる。別に表現で言えば、そもそもブルタミナがバーマと契約したのも日本の何者かの力が働くことです。つまり、I.U社は割り込みが可能であると判断しているからこそここまでやるのだと私は思います。割り込むと、

○橋本(利)政府委員 トをとづてきたことはございません。

○神崎委員 では、ブルタミナとバーマはちゃんと

と四十八年九月に契約を結んでいます。にもかかわらず、バーマよりもわが社の方が日本のためにもなると、いわば契約変更、そこへまた割り込みの攻勢をかけてくるということです。I.U社

も国際的大企業です。その会長がわざ日本に来て新聞広告まで出して割り込みを図つておる。別に表現で言えば、そもそもブルタミナがバーマと契約したのも日本の何者かの力が働くことです。つまり、I.U社は割り込みが可能であると判断しているからこそここまでやるのだと私は思います。割り込むと、

クトは来ておりません。そういうことからいたしまして、交渉と言ったのは本人に聞くより私としてはだれに交渉したのか申し上げられないわけでござりますが、少なくとも当時の通産省あるいはユーチャー・サイドに対してコンタクトをとつてきています。したがいまして、どういう意図でおこざいます。この会長が来日したのかとも、これも本人に聞くよりわからぬ、こういうことでござります。

○河本国務大臣 一月でありますたか、二月でありますたか、日には忘れましたが、川崎重工とI.U.社主催のレセプションで私が出席したことほんとあります。それはLNGタンクの完成のレセプションということであります。LNG船はタンク完成が一番のキーポイントだそうでありますして、そういう意味でレセプションがあるというので招待を受けまして、出席をしたわけであります。

○神崎委員 そのとき、I.U.社の会長は大臣に何か言いましたか。

○河本国務大臣 それは数百人の人が出席しておりますとして、会場も大変混雑しておりましたし、私も一言あいさつだけをしてすぐ出たのですから、そういう話は一切ありません。

○神崎委員 では、最後に大臣に重ねてお伺いしますが、私はインドネシア LNG 問題をやはりきちんと解明すべきだと考えます。そのためには、三木内閣、とりわけ河本通産大臣が誠心誠意そのための努力をされるべきだと思います。通常公表できない資料もやはり公表するとか、特別の努力をされるべきだと思います。外務省としても改めて協議して、国際的疑惑を解明する、その特別の努力をする手だてもやはり尽くすということが必要だと思います。

また、いまその人に会って聞かぬとわからぬと長官がおっしゃったように、ではその人を委員会に証人として、あるいは参考人として来てもらつて、その間の話を聞かなければならぬとい

ことにもなりますが、やはり当時の通産事務次官の両角氏や、興業銀行の中山氏など当事者を直接国会に、いま申しましたように証人として、あるいは参考人とするかにして、やはり本人からこの間のところを聞かなければならぬ。そうでなかつたらいつまでもこれは疑惑は残り、予算委員会などでも証人喚問の必要性を強調しておるのは以上のことからもあるわけなんです。これがいろいろとマスコミをぎわし、いろんな形で報道される、こういうような形になつている段階ですか。

I.U.社は強く通産当局が国民の前にこの問題についてきわめて明確に、ガラス張りにいまこそしなければならないし、国民の疑惑を、もし疑惑に値するようなものがないならばそれを立証するようなもの、反証するようなもの、そういうものをやはりここで公開すべきだと思うのです。大臣、これに対する努力はしていただけますか。

○河本国務大臣 この LNG の輸入は、御案内のようになります。来年から二十年間七百五十万トンずつですから、非常に膨大な数量を長期間にわたって輸入するわけありますし、かつまた、その使用者が製鉄会社、電力会社あるいはまたガス会社というふうに、わが国の基幹産業並びに国民生活に直接影響のあるところが全部使うことになっておりま

すが、私はインドネシア LNG 問題をやはりきちんと解明すべきだと考えます。そのためには、三木内閣、とりわけ河本通産大臣が誠心誠意そのための努力をされるべきだと思います。通常公表

G 問題につきまして質問したわけであります。

○橋本(利)政府委員 まず、初めにお伺いしたいと思うのですが、そのときにもお聞きいたしましたが、いわゆるバードの時代この新会社がまたできたのだ、エネル

ギー庁長官のそういう御答弁があつたわけでござりますが、ふさわしくないと向こうが判断したと

いうのはどういう中身だったのですか。

○橋本(利)政府委員 アメリカで海運に対してもいろいろな助成策をとつておりますが、その中にマラードのタイトルイレンというのがございまして、これによつて融資保証が受けられるわけでございますが、その際の要件といつたまして、造船所、それから船主、それから実質オペレーターと申します輸送業者、こういった人たちがすべてアメリカ法人である必要がある、こういうことに

なつております。そういったところから、バーマストはその線に該当いたしませんので、バーマ・オイル・タンカーザの「〇〇号子会社」としてバーマ・ガス・トランスポーテーションなるものを新設いたしました。これを通じて輸送体系を組み立てよう、こういうことになつたと理解いたしております。

○近江委員 理由はそれだけですか、あなたが判斷なさつておられるのは、バーマストという会社自体がもっと複雑な目的でつくられた会社じゃないか、そういうことが世間ではよく言われておるわけですが、このバーマストの株主といふのはどこことどこですか。

○橋本(利)政府委員 ユーチャーから情報でございますが、ハーマスト・イースト・シッピングなど主がアメリカのバーマ・オイル・タンカーザが八五%、それからファーマ・イースト・オイル、これは日本国籍でございますが五%と、こういう構成になつております。

○近江委員 ここはだめだといふことで、この新

会社ができるわけですね。この輸送につきましてブルタミナが全責任を持つ。ここにおきました

わけですが、ここに国民は、こういう会社がつくられ、またとも簡単につきの新会社ができるお

非常になじやないかといふ見方をしておるわけであります。あなた方は政府として、監督の立場として、もちろんこれはブルタミナが決める問題であると思ひでありますけれども、不自然さは感じませんか、どうですか。

○橋本(利)政府委員 私たちの立場といつてしましては、適正な運賃で契約どおりに確實に継続して LNG が供給されるというところにポイントを置いて考えておるわけでございまして、バーマストの自体がどうのこうのという問題よりも、むしろブルタミナサイドの問題であり、われわれとしては LNG が供給されるというところにポイントを置いておるわけでございます。

○近江委員 そこで、結局この新会社が発注しておる船の建造といふものが来年度からの輸送には達せられるのではないかというふうに考えておるわけですね。そうしますと、わが国の当初計画は挫折をすることになるわけです。この用船の間に合わない、こういうような状態になつてきておるわけですね。そうしますと、わが国の当初計画は挫折をすることになるわけです。この用船の問題についてはうまくいくのですか。どういうふうになつておるのですか。

○橋本(利)政府委員 御指摘のように、ゼネラル・ダイナミックスにおける建造が若干おくれております。この夏の輸送交渉の段階で、二隻を短期間チャーターすることによって確実に来年の三月の第一船を確保するというふうに決ましたと承知いたしております。

○近江委員 それはどこから持つてくるのですか。

○橋本(利)政府委員 ゴタース・ラーセンとライフ・ヘーベーそれぞれ一隻ずつと聞いております。

○近江委員 それで、このゴタース・ラーセン社が日本の川崎重工に四十八年の五月にLNGの大

型タンカー二隻を発注しておると、ということを聞いておるのでですが、これは事実ですか。

○橋本(利)政府委員 事実と承知しております。

○近江委員 このゴタース・ラーセン社が二隻を注文しておるわけですが、LNG運搬船は普通貨物船の約五倍と言われておるわけですね。そうすると、二隻といいますと建造費は大体どのくらいの額になるのですか。

○間野説明員 ちょっと正確な金額を覚えておりませんが、大体二隻で八百億円程度と記憶しております。

○近江委員 八百億円と一口に言いましても、これは巨額なものですね。そうしますと、これは建造しても、LNGを具体的に運ぶというめどがなければ、八百億の投資ということになってしまいます。

○間野説明員 現在、私どもの方でこういった巨額の投資を要しますLNG船の建造とか運航がどういった形態で行われておるかと、ということを調査

しておる段階でございますが、現実の問題といたしまして、いわゆる積み荷保証のないフリー船といふことは世界各国でかなりの量発注されておるようございます。

○近江委員 これはいまもそういうフリー船といふことなんですか。そういう情報は得てないのですか。どこかにめどをつけたとか、そういう話は入っていませんか。

○間野説明員 まことに申しわけありませんが、実は、船価につきまして少し高過ぎるのではないかというお話をありますと、ちょっと議論しておりましたので、質問を聞き漏らして、まことに申しげれりませんでした。

○近江委員 高過ぎるというと、訂正しなさい

よ、幾らぐらいですか。

○間野説明員 正確に調べましてから御回答申し上げたいと思います。実は、きょう先生から御質問があるということを知らずにおりましたものですから、用意しておりませんでしたので、早速調べまして御回答申し上げます。

○近江委員 これだけのタンカーですから、大体常識という線があると思うのですが、運輸省の皆さん、そういう常識の線も出ないので、大体推定どんくらいなんですか、八百億円が高いとおっしゃるなら。

○間野説明員 常識的には、ただいま川重に発注されておりますのはかなり以前に発注されておりまして、それ以後LNG船の船価が非常に上がつておるということでございまして、造船課長がお答え申し上げましたのは恐らくただいまの船価だと思いますが、川重に発注されておりますのはかなり以前でございますので、その当時としては大体一隻二百五十億ぐらいだったのではないかといふふうに推測をしておりますが、詳しくは調べましてお答え申し上げます。

○近江委員 この二隻の船は、大体予定ではいつごろできるのですか。

○間野説明員 現在、造船界不況で仕事がございまして、いわゆる積み荷保証のないフリー船といふものは世界各国でかなりの量発注されておるようございます。それで、川崎重工のものも、少なくとも当初はフリー船として発注されたものと了解しております。

○近江委員 これはいまもそういうフリー船といふことなんですか。そういう情報は得てないのですか。どこかにめどをつけたとか、そういう話は入っていませんか。

○間野説明員 まことに申しわけありませんが、

大体はいま三光汽船の何をやつておられるわけですか、ちょっとそういう関係を聞いてみたいと思

いますか……。

○河本国務大臣 三光汽船が川崎重工の株を持つ

ております。株数が幾らになつておるか、はつきりいま記憶し

ております。相当数の株を持っておると思います。

す。

それから、私と三光汽船との関係ということについての御質問がありますが、私は現在三光汽船と何らの関係もありません。ただ若干の株を持っています。

それで、私は率直にいろいろお聞きしておりますが、大臣もそういう気持ちでお答えいただきます。

○近江委員 大臣になられて、前はたしか社長となつていましたですね。いまは関係はないわけですね、若干の株を持っておられる。

それで、私は率直にいろいろお聞きしておりますが、大臣は昨年の初頭、オーストラリア

ア、ニュージーランド等公式訪問されまして、そ

の帰途インドネシアのジャカルタに寄られた、そ

のとき向こうのいわゆる首脳、ブルタミナの人と

答へ申し上げましたのは恐らくただいまの船価だ

と思いますが、川重に発注されておりますのはか

なり以前でございますので、その当時としては大

体一隻二百五十億ぐらいだったのではないかとい

うふうに推測をしておりますが、詳しくは調べま

してお答え申し上げます。

○近江委員 この二隻の船は、大体予定ではいつごろできるのですか。

○間野説明員 現在、造船界不況で仕事がございまして、いわゆる積み荷保証のないフリー船といふものは世界各国でかなりの量発注されておるようございます。

○近江委員 これはいまもそういうフリー船といふことなんですか。そういう情報は得てないのですか。どこかにめどをつけたとか、そういう話は入っていませんか。

○間野説明員 まことに申しわけありませんが、

大体はいま三光汽船の何をやつておられるわけですか、ちょっとそういう関係を聞いてみたいと思

いますか……。

○河本国務大臣 三光汽船が川崎重工の株を持つ

ておりますことは事実でありますが、私は、現時点

プロジェクトでございますから非常に大きいわけですが、そこではLNGの開発問題また輸送問題等が話し合われました。

○河本国務大臣 その席には、日本の須之部大使、それからここにおいております橋本長官以下数名の幹部も、皆いすれの会談にも同席をしておりました。が、LNGに関する話は一切出ません。

○近江委員 それから、六月にインドネシアに対する追加の緊急融資三億七千二百万ドルをなさつたわけでございます。

○近江委員 大臣になられて、前はたしか社長となつていましたですね。いまは関係はないわけですね、若干の株を持っておられる。

それで、私は率直にいろいろお聞きしておりますが、大臣は昨年の初頭、オーストラリア

ア、ニュージーランド等公式訪問されまして、そ

の帰途インドネシアのジャカルタに寄られた、そ

のとき向こうのいわゆる首脳、ブルタミナの人と

答へ申し上げましたのは恐らくただいまの船価だ

と思いますが、川重に発注されておりますのはか

なり以前でございますので、その当時としては大

体一隻二百五十億ぐらいだったのではないかとい

うふうに推測をしておりますが、詳しくは調べま

してお答え申し上げます。

○近江委員 この二隻の船は、大体予定ではいつごろできるのですか。

○間野説明員 現在、造船界不況で仕事がございまして、いわゆる積み荷保証のないフリー船といふものは世界各国でかなりの量発注されておるようございます。

○近江委員 これはいまもそういうフリー船といふことなんですか。そういう情報は得てないのですか。どこかにめどをつけたとか、そういう話は入っていませんか。

○間野説明員 まことに申しわけありませんが、

大体はいま三光汽船の何をやつておられるわけですか、ちょっとそういう関係を聞いてみたいと思

いますか……。

○河本国務大臣 三光汽船が川崎重工の株を持つ

ておりますことは事実でありますが、私は、現時点

とになつてきますと、LNGの問題はナショナル

なお、そのときはすでにインドネシアのブルタミナは経営者がかわっておりまして、政府がみずから直接経営に乗り出すということと、この交渉も政府の担当大臣が何回もやつてしまいまして、形はブルタミナであっても実質は向こうの政府との交渉である、こうしたことがありましたので、追加融資については心配はない、こういう判断のもとに決定をしたわけであります。

〔締貫委員長代理退席、武藤（嘉）委員長代理着席〕

なお、その際に、先ほどもちょっと申し上げましたが、日本側の契約に、価格、引き取り数量、引き取り条件及び輸送条件等につきまして非常に不利な条件が山積をしておりましたので、そういう不利なすべての条件について、追加融資とともにワンパッケージとして根本的に修正するよう指示を事務当局にいたしまして、そこで、こういう指示を認めるに至りましたので、最終段階として追加融資を認めることになりました。わけであります。

○近江委員 もう一度先ほどの質問に戻りたいと思いますが、経済協力あるいは貿易の問題で話があつた、LNGについてはなかつた。そうするわけであります。

○近江委員 もう一度先ほどの質問に戻りたいと思いますが、経済協力あるいは貿易の問題で話があつたのですか。

○河本国務大臣 やはり最大の課題は、スマトラ島のアサハーンというところに大規模なアルミニウム工場、発電所を建設するという、いわゆるアサムプロジェクトという問題についての話し合いです。さらにまた、オイルの案件についての話し合い、さらには、オイルショック以前に比べましてインドネシアの貿易が激減をいたしまして、特にインドネシア側から日本に対する輸出が三分の一以上減少をいたしましたために、インドネシアの経済が非常な圧迫を受

けておる、ということについての対策、そういうことについての一連の話し合いをしたわけであります。

○近江委員 先ほどのゴタース・ラーセンの二隻については、これはナショナルプロジェクトといふことで、もちろんこの輸送権はブルタミナが持つておるわけでございますが、少なくともわが国がこのLNGを今後年間七百五十万トンずつ買わなければなりません。

○近江委員 その二隻の短期用船の中でも、ゴタース・ラーセン社からも一隻というお話をございました。そうすると、これを契機に、日本でつくっております二隻の船というものは引き続いてこのLNG輸送に持っていくと、こういうふうな考え方があるわけですか。その辺の話は伝わっておりますが、どうなんでしょう。

○河本国務大臣 先ほど長官が答弁をしておりましたように、ラーセンの日本でつくっておりました船は何か来年の初めに着工するというふうな状態だそうであります。したがって、このブルタミナ側が短期間用船をする船につきましても、日本でつくつておるものは間に合わない。そこで、ドイツでつくる船を短期用船として、アメリカのゼネラル・ダイナミックスで船ができるまでの間のつなぎ用船にする、こういうふうに聞いておるというふうなことを申し上げたわけであります。果たして交渉がそのまま成立したのか、あるいは目下交渉中であるのか、そこらあたりにつきましては定かではありません。

○近江委員 それから、この輸入価格が非常に高いことは前の委員会でも私が指摘したわけですが、わが国には確かにこのLNGの輸送権を持つておるということから、やはりわが国やつておるわけであります。ほかの造船会社も力を入れればそれだけの技術は持つておるのですが、いか、私はこのように思うのです。しかし、これは何せインドネシアのブルタミナがそういう造船を持つておるということから、やはりわが国の造船界としてもなかなかそこまでは力を入れるということに二の足を踏んでいるのではないか、こう思うのですが、この価格の問題に対しても、非常に高いじゃないかと言つたときに、日本の場合はCIFになつておるわけですが、アメリカの場合と違うということと高いのだというような話もあつたわけでございますが、わが国でそういう輸送権というものを持つておるわけですね。だからどちらが得をするのか、それは間に合わないのですが、わが国には確かにこのLNGの輸送権といふものはないわけですね。だからどちらが得をするのか、それは間に合わないけれども、ブルタミナ側が全責任を負つて短期の用船をして、日本側に対して迷惑

はかけません、こういうことになったということは、先ほど長官が申し述べたとおりであります。そのため、ノルウェーの業者がドイツでつくつておるLNG船を短期に用船をするという話が、まだ何も運べないということになってしまいます。

○近江委員 その二隻の短期用船の中でも、ゴタース・ラーセン社からも一隻というお話をございました。そうすると、これを契機に、日本でつくつておるわけですね。そういうことになると、非常に温度を下げなければなりませんで、液化してしまして断熱するというような工程、それからタンク自体も普通の鋼材ではありませんで、特殊な合金を使わなければならないというようなことがございますので、確かに一般の船に比べますと非常にむずかしい船でございますし、またそれを建てるための設備、それから工数も非常に食う時間がかかるので、確かに一般的な船に比べますと非常にかかるということです。

○河本国務大臣 いま運輸省からお答えがございました。まず、川崎重工がこういうふうに造船は何か来年の初めに着工するというふうな状態だそうであります。したがって、このブルタミナ側が短期間用船をする船につきましても、日本でつくつておるものは間に合わない。そこで、ドイツでつくる船を短期用船として、アメリカのゼネラル・ダイナミックスで船ができるまでの間のつなぎ用船にする、こういうふうに聞いておるというふうなことを申し上げたわけであります。果たして交渉がそのまま成立したのか、あるいは目下交渉中であるのか、そこらあたりにつきましては定かではありません。

○近江委員 わが国で川崎重工がこういうふうにやつておるわけであります。ほかの造船会社も力を入れればそれだけの技術は持つておるのですが、いか、私はこのように思うのです。しかし、これは何せインドネシアのブルタミナがそういう造船を持つておるということから、やはりわが国の造船界としてもなかなかそこまでは力を入れるということに二の足を踏んでいるのではないか、こう思うのですが、この価格の問題に対しても、非常に高いじゃないかと言つたときに、日本の場合はCIFになつておるわけですが、アメリカの場合と違うということと高いのだというような話もあつたわけでございますが、わが国でそういう輸送権といふものを何とか獲得するというような話はできないものですか、それについては交渉したことではないわけですか。

○橋本（利）政府委員 日本側と申しますが、通産省といたしましては、極力FOBで契約をしたい、ということは輸送は日本側の責任でやりたいということと、四十八年三月、本プロジェクトを方針を決めた時点から、精力的にその方向で努力いたしましたが、当時、日本側の

ユーチャーあるいは輸送業者が全くそういういた経験がないということからいたしまして、きわめて消極的であったというようなことがございまして、当方としては御指摘のような方向でFOB契約を主導しようとしたわけですが、結果として輸送をブルタミナの方に任せることになりました。

○近江委員 これはブルタミナといつても、アメリカに建造させたりするわけですね。やはりそういう輸送を向こうに一方的にやらせる、しかもそういう当初予定しておったものが消えて、新会社にしなければならぬというような、そこにいろいろな疑問というものが非常に生まれてくるのじやないかと私は思うわけです。わが国としてもそれだけの建造能力もあるのじやないかと思いますし、これはその時点ではそうであったかもしれないけれども、さらに一遍ユーチャーなり何なり、運送業者とも詰めて、輸送等の問題につきましてはやはり再交渉なりそうしたことを考えいく必要があるのじやないでしようか、その点についてはどうのようにお考えですか。

○橋本(利)政府委員 ブルタミナは、本件の輸送体系といたしまして、バーマ・ガス・トランスポーティ社を輸送業者としてセネラル・ダイナミックス社に発注しておるという形で契約が行われておりますので、いまの段階で、少なくとも本件につきましてFOB契約に改めるということは事実上困難ではなかろうかと思います。

ただ、ことしの夏の輸送に関する当事者間の交渉の中におきまして、日本側といたしましては、一つは安全性の問題、一つはコストの問題がござります。そのため、バーマ側とブルタミナ側で、ゼネラル・ダイナミックス社で用船を建造中の過程におきましても、日本側が立入検査をして安全性をチェックするということについても意見の一一致を見ておりますし、それからコスト的な問題といたしましては、エスカレーシヨンクローズをつけまして、そのエスカレーシヨンクローズの中身といたしましては、人件費だとか燃料費だと

かいわゆる直接運航に要する経費と、それから政府による仕様変更によりまして船を改造するその際の必要最小限のコストしか織り込まない、こういう形でエスカレーシヨンクローズを限定的に運用するというふうになつておりますので、その限りにおいて日本側としてもかなり目的を達成したるものというふうに理解していいかと思っておるわけでございます。

○近江委員 この輸入価格の問題については是正の契約があつたということを聞いたわけでありますが、こういうことが問題になつてこなければこういう是正もできなかつたわけですね。そういう点からいきまして、これだけの膨大なプロジェクトをやっていくわけでございますから、問題にならなければそういうことが推進できない、その点につきまして非常に不安を感じるわけであります。

それから、この外務省の円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文を見ますと「インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及び基金に対し、項目の実施の進捗状況を含むインドネシアにおける液化天然ガス開発事業の実施の進捗状況に関する情報及び資料を提供する」と、こうなつておりますけれども、こういふことはいままでしようとちゅうやつていたのですか。何回ぐらいインドネシアに要求して、こういう情報なり資料を提出させたのですか。

○青木(慎)政府委員 交換公文に基づきます向こうの事業の進捗状況でございますが、基金と印度ネシア政府間の契約に基づきまして、基金は向こうの対象事業の進捗状況に応じて借款を与えることになつておりますので、進捗状況についてはその都度大体把握をしていることになつておるわけでございます。

○近江委員 それで、この前も長官に、どれだけの機関からどれだけの金が出ておるかということをつけまして、そのエスカレーシヨンクローズの一つの大きな問題がござります。そのため、バーマ側とブルタミナ側で、ゼネラル・ダイナミックス社で用船を建造中の過程におきましても、日本側が立入検査をして安全性をチェックするということについても意見の一一致を見ておりますし、それからコスト的な問題といたしましては、エスカレーシヨンクローズをつけまして、そのエスカレーシヨンクローズの

本年の九月末現在でございますが、バダク地区に対するディスバースが二百十六億円でございます。アルン地区に対するディスバースは九十一億でございます。トータルで三百七億がディスバースされております。

○藤田説明員 輸銀協融分についてでございますが、これはすでに十月八日の商工委員会におきました通産省の方からお答えがございましたように、第一次分について五億六千七百七十万ドル、追加分につきまして八千七百九十万ドル、合計六億五千五百六十万ドルがディスバースされております。

○近江委員 民間はどうなつていますか。

○藤田説明員 いま申し上げました数字は、輸銀及び市中銀行を含みました輸銀とその協調融資分についてでございます。

○近江委員 このブルタミナの財政危機といいましては、倒産寸前という情報が流れているわけですが、たとえばブルタミナのタンカー三十隻が世界じゅうにカタとして保留されておるというようなことも一部情報として出でておるのですけれども、ブルタミナのそういう状態については政府としてはどのように把握しておりますか。これだけの膨大な——あとまた追加投資もやるわけでしょう。追加投資というのはあとどのくらいやるのであります。たとえばブルタミナの状態についてのようなこともあります。たとえば、こういうブルタミナの状態についてのようなことを言われておるわけですが、こういう計画についてはいまどういう話し合いが行われておるのですか。

○橋本(利)政府委員 マレーシアにつきましては、いま商社段階で話し合いを進めておるというふうに承知いたしております。

○近江委員 最初インドネシアにつきましては、いま商社段階でやつておつたのでしょう。ところが、

それから、ブルタミナの財政危機についていろいろな情報が流れておりますが、インドネシア政府側は、ブルタミナは今後はすべて政府の責任において經營をするのだ、過去のことに対するものであります。したがいまして、ブルタミナの経営についてはいろいろな情報はありますけれども、私どもはインドネシア政府を信用いたしまして、インドネシア政府との取引である、プロジェクトである、この判断のもとに仕事を進めておるわけあります。この件についての交渉は全部インドネシア側の担当大臣が行つてまいりました。それで、ブルタミナの経営についてはいろいろな情報はありますけれども、私どもはインドネシア政府を信用いたしまして、インドネシア政府との取引である、プロジェクトである、この判断のもとに仕事を進めておるわけあります。この前に申し上げたように、こういうことはやはりナショナルプロジェクトとして、国民の前に変な疑惑がないような、いつでもそういうことです。この前にも申し上げたように、こういうことはやはりナショナルプロジェクトとして、国民の身については報告もできるといふようななつきりした進め方をしていただきたいと思うのです。

それから、聞くところによりますとマレーシアにおきましてもLNGの開発が計画されてお

る。日本に対しては年間六百万トンを今後出すと

いうようなことも言われておるわけですが、こう

いう計画についてはいまどういう話し合いが行わ

れておるのですか。

○橋本(利)政府委員 御承知のとおり、昭和六十一年におきましてはLNGを四千二百万トンまで開発輸入したいという総合エネルギー調査会の答申があるわけでございます。現在入ってきておりま

すのが大体千四、五百万トン程度でございまして、今後まだ大いに官民で努力しなくちゃいけない立場にあるわけでございます。ただ、このLN

Gのプロジェクトと申しますのは非常に多額の投資を必要といたしますので、需要単位がある程度まとまってこないとなかなかこれが実行に移しがたいという面もあるわけでございます。したがいまして、マレーシアにかかわらず、そりいった交渉中の案件がどのように進展するかということをおわれわれとしてはいまの段階では注視しておるところまでござります。なお、現在、御指摘のマレーシアについてはそういう段階でございますので、これをナショナルプロジェクトとして取り上げるかどうかといったようなことについては、いまの段階ではまだ検討はいたしておりません。

○近江委員 このインドネシアのLNGにつきまして、これだけ問題になつてきているわけですね。ですから、こういう新たな問題も出かかっておられたかといつたようなことについておきます。それから次に、訪問販売等に関する法律について伺いたいわけですが、この中の三章におきましておられるわかれありますし、そういう疑惑を持たれていよいよ政府として姿勢を正して今後やつていただきたい、これを特に要望しておきます。

それによると、被害が非常に多発しておる会におきましても社会問題化した大変悪質な商法であるということで問題にしてきたわけです。いまだそれによる被害が非常に多発しておるわけですが、この商法につきましては本委員会でおきましても社会問題化した大変悪質な商法であるということがござりますが、被害者数はすでに二百万人とも言われておるわけです。衰えるどころか、業者側が最後の駆け込みといふようなことで巧妙、悪質になってきておる。被害の発生地域も、最近は都市よりも地方に多い。被害者層は、高校生を含む未成年者、大学生、主婦といった、事業知識経験のない層であるとか、社会的に弱者と言われるような人々が食い物にされておる、そういう実態を必要とするわけでござりますので、まとめてござります。ただ、この後各省折衝、その後審議会に付議するところでは、法律が公布になりますと、長野県の

です。これは通産省と公取、また経企庁の三者からお伺いしたいと思います。

○織田政府委員 お答えいたします。

最近の事情について数字的には正確につかみにくいところでございますが、警察当局に伺いましたところでは、法律が公布になりましたから、その状況はかなり少なくなつたというの

が一点と、私のところでは消費者相談室というのがございますが、そこに四月から六月までに訪問販売関係で相談の件数は十一件でございますが、その中身は訪問販売についての苦情が多うございました。第二、四半期、七月から九月につきましては同じく十一件でございますが、中身は苦情ではなくてマルチでございまして、マルチの勧誘を受けたけれどもどうしたものかということで相談があつたような次第でござります。相談の件数は同じでございま

すが、内容が違つてしまりましたので、その二つのことから、私の方といたしましては法律公布後次第に被害が少なくなつてきているかといふうに推測している次第でござります。

○熊田政府委員 公正取引委員会といたしましては、御承知のように昨年六月にホリディマジックに対しまして勧告、さらに審決を行いまして、また本年の六月にはエー・ピー・オー・ジャパンに対しまして警告を発しました。こういうこともございましたし、加えまして訪問販売等に関する法律が成立をいたしまして、それによりまして最近では全国的な大々的なマルチ商法というのは減つてしまして、十二月四日まで、いわゆる六ヶ月以内に施行しなければいかぬ、こうなつておるのですが、十二月四日の期限までもう幾ばくもないわけでしょう。一日も早いこの施行を消費者、国民は皆望んでおるわけです。その点、六ヶ月以内といふことであれば六ヶ月いっぽい、そういう遅々とした態度でいいかどうかということなんですね。

一日も早くこれは施行すべきですよ。その点、いよいよ政府としてはどういうふうに作業を進めていくのですか。一日も早くやろう、そういうめどでやつておるのですが、ただ、エー・ピー・オー・ジャパンの関係者が別の企業をつくりまして地域的に行っておるというようなものがござります。現在でも

公正取引委員会の大坂あるいは広島の地方事務所において調査をいたしておるもののがござります。また、本局の取引課におきまして二つの会社について指導を行つておるというようなケースもございまして、私どもはできるだけマルチ商法の根絶に向かつて独禁法を厳正に実施をしてまいりたい

というふうに考えております。

ただ、現在の状況を御説明申し上げますと、現

が、国民生活センターにおきまして特にそういうふん。それから、県段階でござりますと、長野県の一部にそういう動きがあるようになっております。

○藤井(直)政府委員 おきましたところでは、法律が公布になりましたから、その状況は

かなり少なくなつたというの

が一点と、私のところでは消費者相談室というのがござりますが、そこ

に四月から六月までに訪問販売関係で相談の件数は十一件でございますが、その中身は訪問

販売についての苦情が多うございました。第二、四半期、七月から九月につきましては同じく十一件でござりますが、中身は苦情ではなくてマルチでございまして、マルチの勧誘を受けたけれどもどうしたものかということで相談があつたよう

な次第でござります。相談の件数は同じでございま

すが、内容が違つてしまましたので、その二つのことから、私の方といたしましては法律公布後次第に被害が少くなつてきているかといふうに推測している次第でござります。

○熊田政府委員 公正取引委員会といたしましては、御承知のように昨年六月にホリディマジック

に対しまして勧告、さらに審決を行いまして、また本年の六月にはエー・ピー・オー・ジャパンに

対しまして警告を発しました。こういうこともございましたし、加えまして訪問販売等に関する法

律が成立をいたしまして、それによりまして最近では全国的な大々的なマルチ商法というの

は減つてしまして、十二月四日まで、いわゆる六ヶ月以内に施行しなければいかぬ、こうなつておるのです

が、十二月四日の期限までもう幾ばくもないわけ

でしょう。一日も早いこの施行を消費者、国民は

皆望んでおるわけです。その点、六ヶ月以内といふことであれば六ヶ月いっぽい、そういう遅々とした態度でいいかどうかといふことなんですね。

一日も早くこれは施行すべきですよ。その点、いよいよ政府としてはどういうふうに作業を進めていくのですか。一日も早くやろう、そういうめどでやつておるのですが、ただ、エー・ピー・オー・ジャパンの関係者が別の企業をつくりまして地域的に行っておるというようなものがござります。現在でも

公正取引委員会の大坂あるいは広島の地方事務所において調査をいたしておるもののがござります。また、本局の取引課におきまして二つの会社について指導を行つておるというようなケースもございまして、私どもはできるだけマルチ商法の根絶に向かつて独禁法を厳正に実施をしてまいりたい

というふうに考えております。

手続も含めまして、御趣旨に沿いましてできるだけ早く施行したいと思つております。

○近江委員 できるだけ早くということで御勧弁いただきたいと思います。

○織田政府委員 今月中は無理でございまして、なるべく早くということで御勧弁いただきたいと思います。

○藤井(直)政府委員 いま十月ですから、そうすると十一月いっぱいまでにできますか、どうですか。

○織田政府委員 十一月いっぱいをめどにやりたいたいと思っております。

○近江委員 一日も早くやつていただきたいと思います。

○藤井(直)政府委員 それから、本法の施行までの間、施行ができるないからということでただ手をこまねいて見てお

る、そういう態度であつてはならぬと思うのですね。とりあえずそれにかわるものとして、公取委として独禁法第十九条違反でびしびしと摘発すべ

きである、このように思うわけです。いろいろ

問題になつておりますそういう会社もたくさん出てきておるわけですが、いわゆる申告が出され

ておるこういうところについて摘発等の考え方を持つておられるのかどうか。また、審査をなさつておられるのがどうか。また、審査をなさつておられる状況についてはどのようになつているか。断固とした処置をとるべきであると思うのですが、この点につきまして公取事務局長にお伺いしたいと思います。

○熊田政府委員 先ほどお答え申し上げましたよ

うに、申告も參つておりますし、現に地方事務所におきまして調査をいたしておるものもございま

す。また、全国的な規模のものにつきまして、本局におきまして指導して是正をさせる、こういう

案件もござります。私どもは、地方事務所を中心

に苦情が相当件数参つておりますので、できるだけその苦情のなくなるように、すべての案件につきましてできるだけ速やかな処理をしたい、こう

いうふうに考えておるわけでございます。

○近江委員 それでは、もうこれで最後にしたいと思いますが、われわれとしましては、この法律の審議成立過程で、与野党一致で附帯決議をついたわけですが、その中で国民への周知徹底ということをうたったわけです。そういう点で、今日さらには被害者が激増しておるということを考えていますと、まだまだこういうPRが足らないのじゃないかと思うわけですが、このPRの今後の態様につきましてお答えをいただきたい。その答弁を聞きまして、それによつて質問を終わるかどうかを考えたいと思います。

○藤井(直)政府委員 訪問販売法等の内容の周知徹底と、それからこれらの商法の危険性というものを一般に知らせるということが、被害防止の上から一番重要だと思います。そこで、決議の趣旨も体しまして從来消費者啓発に努めてまいりまして、テレビでは国民生活センターの関係の予算、それから通産省の関係の広報予算、それから出版物につきましては国民生活センターの出版物並びに通産省のその関係の情報資料、こういうことで従来からやつてまいりました。これからも、テレビ、それからパンフレット、そういうものをつくりまして、強力にその趣旨を徹底してまいりたいと思っております。

○近江委員 それでは最後に、大臣に、このマルチの問題につきまして一日も早く施行するように、また、いわゆる強力な対策をしていただきたいということ等について申し上げたわけでございますが、決意をお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○河本国務大臣 御意見のように取り計らいたいと思います。  
○稻村委員長 次回は、明二十日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時三十一分散会